

結合商標の類否判断について

平成 24 年度第 2 商標委員会第 4 小委員会

井澤 幹 梶 生長 神吉 出 熊谷 美和子
 小林 恵美子 西津 千晶 船曳 崇章 矢代 加奈子

要 約

結合商標の類否判断の判断手法は特許庁商標課編「商標審査基準」において公表されており、審査段階では、原則的に、この基準に基づいた判断がなされている。しかし、審判段階においては、判決の影響などを受けた上で、「商標審査基準」に記載された基準通りの判断を行わないケースも見受けられる。したがって、商標実務を行うにあたっては、現在の特許庁審決がどのような判断を行っているのか、その傾向を踏まえることが重要である。また、そのような審決の判断が一般論として妥当であるのか、再度「商標審査基準」に立ち返って検証する必要もある。平成 24 年度第 2 商標委員会第 4 小委員会では、2011 年度の審決・判決から「結合商標」に関する事例を洗い出して、審決の理由による「パターン分け」を行った上で、それぞれのパターンにおいて、どのような類否判断がなされているのか、調査・研究を行った。

目次

1. はじめに
2. 外観上の一体性
 - (a) 外観上の一体性
 - (b) 振り仮名
 - (c) 二段商標
 - (d) 文字の大小
3. 称呼上の一体性
4. 観念上の一体性
 - (a) 一連名称
 - (b) 言葉の性質
5. 識別力の強弱
 - (a) 識別力絡み
 - (b) 記号・符号
 - (c) ストロングマーク
 - (d) 識別力弱+識別力弱
 - (e) 権利否定
6. おわりに

1. はじめに

結合商標とは、2 以上の文字、図形、又は記号の組み合わせからなる商標をいう場合と 2 以上の語を組み合わせる文字商標をいう場合がある。

結合商標の類否判断においては、全体観察により、商標を構成する全体の文字等により生ずる外観、称呼又は観念により類否判断をするのが原則である。しかし、結合商標の結合状態によっては、結合商標が常に

一体不可分にのみ機能するとは限らず、例外的に、結合商標の要部が抽出される場合がある。

結合商標の類否の判断基準は、特許庁商標審査基準（第 4 条第 1 項第 11 号）に規定されている。しかし、審決における判断は、商取引における時代の変化とともに、原則・例外の判断の比率が 10 年前、5 年前とは異なってきているものもあり、従来の審決の判断傾向とは異なる判断事例も増えてきた。

そこで、平成 23 年度の査定系の審決・判決から、結合商標について類否判断のあったものをピックアップし、外観・称呼・観念・識別力の強弱等さまざまな要素に分けて、最近の傾向を分析し、考察することとした。

なお、項目のコメントは、商標委員会の統一の見解ではなく、各担当者の個人的見解を尊重したものである。

2. 外観上の一体性

(a) 外観上の一体性

(1) 考察

商標審査基準（第 3, 九, 6.）によれば、「(3)著しく離れた文字の部分からなる商標は、原則として、離れたそれぞれの部分のみからなる商標と類似する」と規定されており、視覚的に一体性のない結合商標は、そ

の構成要素が各々単独で商標として機能するとされている。この基準に則ると、結合された文字の「表示方法」や「色彩」が相違する場合には、各々が「離れたそれぞれの部分」と評価し得るため、各々の構成要素が、単独で商標として機能すると判断されることになる。

しかし、最近の審決においては、このような形式的判断だけをもって、外観上の一体性を捉えてはいないように思われる。

そこで、この点に関して判断した審決例を集め、外観上の一体性について、どのような判断が行われているのか、検討することとする。

① 文字の表示方法の相違

文字の種類や大きさが異なる場合、構成要素が離れて見えることから、上記審査基準通り、各構成要素が単独で商標として機能する、と判断されることが多い。

このような事例として、例えば、下記の審決が挙げられる。

1. 不服 2011-1350

本願商標	結論	引用商標
	類似	
第 43 類 飲食物の提供		第 43 類 飲食物の提供

審決 1. では、本願商標の構成要素が一体となって特定の観念を有するとは認められないとして、本願商標は、その構成中「月亭」部分のみが単独で商標として機能することも決して少なくないと判断された。

本願商標は、「和創菜」と「月亭」の文字のレタリング化に共通性はあるものの、「月亭」の文字を圧倒的顕著に書してなり、その構成中「月亭」部分がひととき目立つ態様であるから、「月亭」部分を要部であるとした審決は妥当である。

一方、構成文字の種類や大きさが著しく異なっているにも関わらず、外観上の一体性を認めた事案も存在している。

2. 不服 2011-17516

本願商標	結論	引用商標
	非類似	GEAR
第 5 類 薬剤 他 第 25 類 アイマスク・エプロン・えり巻き 他		第 5 類 薬剤 他 第 25 類 被服

審決 2. では、本願商標について『大きく表示された「S」と「P」の欧文字をやや上下にずらし、該「P」の欧文字に近接して、小さく「GEAR」の欧文字が表示されているところ、「SP」及び「GEAR」の両欧文字は、全体として外観上まとまりよく一体的に表されている』とした上で、本願商標の外観上の一体性を認定した。

欧文字「P」の横線に平行に寄り添うように「GEAR」の文字が書かれている点が、外観上一体であるとの判断に繋がったとも評価し得る。

しかし、このような態様の場合に、常に外観上の一体性が認められると考えるべきではない。むしろ、本件については、「GEAR」の文字が、その抵触している商品との関係において識別力がないか極めて弱い語であること、また、「SP」についても「記号・符号」表示としての付記的表示態様ではないこと等が、総合的に勘案された上での事案であったと思われる。

3. 不服 2011-16845

本願商標	結論	引用商標
	非類似	
第 25 類 履物		第 25 類 靴類, げた, 草履類 他

本願商標は、上段に「FAN」の欧文字を大きく表示し、その下段に、三つの「BeauFort」の欧文字の文字群を、逆 A 字型に並べるように表してなるものである。

審決 3. では、『本願商標は、上下二段に表されており、文字の表示方法が異なるとしても、上段の文字と下段の文字群は、同じ幅に収まるように表されている』として、本願商標の外観上の一体性を認定した。

確かに、「BeauFort」の文字で描かれた「逆 A 字」は、上段に書かれた「FAN」の文字と左右の中が揃えられており、なおかつ、中央の「A」の逆さ文字になるように描かれているから、本願商標は、一定のまとまりの良さが認められる。

しかし、そのような外観構成をもってしてもなお、「FAN」の文字が圧倒的に顕著に書され、当該文字部分のみが目立つことからすれば、「構成全体をもって、その指定商品の出所を表示する標章として認識される」とした審決の判断は疑問である。

② 色彩の相違

文字の表示方法が異なる部分が存在する場合であっても、商標の構成要素の1つである色彩（商標法第2条第1項）が共通している場合には、商標全体としてのまとまりの良さが生じるため、「離れたそれぞれの文字」とは認識されにくくなる。このような事情は、外観上の一体性を肯定する方向に参酌され得る。

4. 不服 2011-3749

本願商標	結論	引用商標
	非類似	XERO.
第5類 医療用粘着テープ		第5類 医療用油紙 他

審決4.では、本願商標の各構成文字について『その青色のグラデーションの色彩と相俟って、まとまりよく一体的に結合して看取されるものである』とした上で、本願商標は一体不可分のものとしてのみ認識される商標である、と判断された。

審決では「外観上の一体性」についてのみ説示され、構成要素の識別力については明示されていない。

しかし、本願商標構成中「テープ」の語が、指定商品との関係において識別力のない語であるとしても、「ZERO\ゼロ」部分も、また識別力がないか極めて弱い語であり、要部と認識されにくい点が、審決の判断に影響を与えたものと推察される。

結合商標について、一体不可分のものとしてのみ認識されるのか、それとも要部が抽出されると判断されるのかについては、種々の要素を総合的に判断してなされるものである。それゆえ、本願商標は、「同一色」での統一、グラデーション等「色彩の付し方」での統一等によって、外観上の一体性を高めることで、より要部観察がされにくい工夫を出願人側が行った事案であったと思われる。

上記事案とは異なり、色彩が相違する場合には、各々の構成要素が「離れたそれぞれの部分」と認識されて、外観上の一体性が否定されることも多い。しかし、色彩が異なるにもかかわらず、外観上の一体性を

認めた事例として、下記の審決が存在する。

5. 不服 2006-6598（一覧表に記載なし）

本願商標	結論	引用商標
	非類似	SMART
第9類 電気通信機械器具 他		第9類 電気通信機械器具 他

本願商標は、「Smart」が緑色、「MONION」が青色という異なった色彩で描かれているが、審決5.では、「共に寒色で近似した色彩でもあること」が、外観上の一体性を認める理由の1つとされた（なお、その他「Smart」の文字が「MONION」の文字の左上方にかかるように書されている点も考慮されている）。

「SMART」の文字の識別力も影響した事案であると思われるが、「色彩イメージの共通性」が、外観上の一体性を肯定する事情として参酌される場合もある、という点は、実務上参考になる。

6. 不服 2010-14095

本願商標	結論	引用商標
LOOP	非類似	
第9類 電子応用機械器具 他		第9類 電子応用機械器具 他

引用商標は、黄色の「S!」と黒色の「ループ」より構成される商標である。

審決6.では、『引用商標は、黄色と黒色とで色分けされているものの、全体としてまとまりよく一体的に図案化されたものであるとの印象を与えるものである』として、外観上の一体性を認めている。

引用商標は、色彩の相違により、「S!」と「ループ」が視覚上分離して見えるものの、「!」を含めても5文字しかなく、ほぼ同大・同間隔であること、また、引用商標権者が「S!〇〇」商標を多数使用しており、取引市場において一体の商標として認識されていること等が、審決の判断に影響を与えたものであると思われる。

7. 不服 2011-13661

本願商標	結論	引用商標
FOCUS	非類似	
第10類 医療用針 他		第10類 医療用機械器具

引用商標は、赤色の「μ」と黒色の「FOCUS」より

構成される商標である。

審決7.では、引用商標について、「μ」が「F」の文字と左上部で重なり合い、左下部で接していること、「μ」と「FOCUS」の底部が、水平に揃って配されていることが外観構成上の一体性の理由付けとされており、色彩の相違については審決では触れられていない。

「FOCUS」の語は、「焦点」や「ピント」を意味する語であるため、「医療用機械器具」との関係において左程識別力の強い語ではない。この点を考慮に入れ、「FOCUS」部分が単独で商標として機能するか否かの評価を避けて、「FOCUS」部分が要部として抽出されやすい「色彩」の要素について、敢えて踏み込まなかった事案と思われる。

(2) まとめ

以上、「外観上の一体性」をテーマに、「文字の表示方法」や「色彩」の観点から判断が示された審決を検討した。

文字の表示方法が異なる場合や、色彩が異なる場合には、構成要素が視覚的に分離してみえるため、形式的には、審査基準にいう「著しく離れた文字」に該当し得る。

しかし、そのような場合であっても、その他の要素から、全体的なまとまりの良さが認められる場合もある（たとえば、審決6.では、文字のサイズや間隔を統一していること、また、審決7.では、文字を接して書していることが、外観構成上の一体性の認定へと繋がっている）。また、そもそも商標登録出願が一商標一出願を前提としている以上（商標法第6条第1項）、出願商標や登録商標は、1つのマークとして認識できる程度に外観上のまとまりがあるのが一般的である。したがって、「視覚的に結び付きやすい要素」が、商標構成中に存在するケースの方が多いと思われる。

このように、「視覚的に分離し得る要素」と「視覚的に結び付きやすい要素」が共に存在する商標の場合には、それらを比較考慮した上で、外観上の一体性を検討する必要がある。したがって、「表示方法の相違」や「色彩の相違」のみを捉えて、一律に要部観察がなされるとの判断を行うべきではない。そして、どのような要素が外観上の一体性において考慮されるのかについては、審決で実際に示された認定を集積し分析することが有効であると考えられる。

なお、「外観上まとまりがよいこと」と「淀みなく一連に称呼し得ること」のみを理由に、一体不可分の商標であるとの判断を示した審決であっても、審決中に明示されていない「その他の要素」によって、要部観察されないとの判断に結び付いたと推察される事案が多く見受けられる。分析にあたっては、審決の文面に表れた判断事項のみを形式的にピックアップして、文字面だけを、外観上の一体性についての“絶対的判断基準”であると早合点しないように注意すべきである。

(小林 恵美子)

(b) 振り仮名


(1) 考察

審査基準（第3, 九, 5.）には、振り仮名を付した文字商標の称呼認定手法について記載がある。例えば、振り仮名として「自然の称呼」を付したときは、不自然な称呼は生じないとされている。

また、最近の審決では、振り仮名通りに称呼を認定する傾向がある。

そして、結合商標に関して、以下の審決では、振り仮名部分から生じる称呼が自然の称呼などとされ、振り仮名を付してあることが、結合商標の一体性を高める方向に参酌されている。

1. 不服 2011-4608

本願商標	結論	引用商標
	非類似	ウマカラ
第35類 調味料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 他		第30類 調味料, 他

審決1.では、本願商標について、『下段の「うまからどっとこむ」の平仮名部分は、上段の「うま辛」及び「.com」の文字部分の読みを特定するものと無理なく理解できるものであるから、該平仮名部分より生ずる称呼が本願商標より生ずる自然の称呼とみるのが相当である。』とし、外観上の一体性や識別力のバランスなども考慮して、「ウマカラドットコム」の称呼のみ生じる一体不可分のものと判断した。

結合商標の類否判断においても全体観察が原則であるが、一見すると、本願商標における「.com」の文字部分は、小売等役務との関係において、識別力を有し

ないか識別力が乏しい部分であるため、本願商標の要部は「うま辛」の部分であるようにも思われる。

しかし、審決にあるように平仮名「うまからどっとこむ」によって称呼が特定されていることや、「うま辛」の文字部分は食品関連の分野において普通に使用されており識別力の点で「.com」の文字部分と格段に異なるものとはいえないこと、さらには外観上の一体性などを考慮すれば、審決の認定・判断は妥当であると考えられる。

なお、平仮名部分「うまからどっとこむ」を付すことなく出願した場合であっても、最近の審決の傾向を考慮すれば、一体不可分とされて登録が認められる余地があると考えられるが、本審決において、平仮名部分が結合商標の一体性を高める方向に参酌された点は参考になる。

2. 不服 2011-14210

本願商標	結論	引用商標
	非類似	合格祈願
第 32 類 清涼飲料, 他		第 32 類 清涼飲料, 他

審決 2. では、本願商標について、『特に、「合格祈願の」と「力水」の文字部分は、平仮名で書かれた「ごうかくきがんの／ちからみず」の文字とも相俟って、「合格祈願の力水」として、一体的に看取される場合も決して少なくないものというのが相当である』とし、外観上の一体性なども考慮して、「ゴウカクキガンノチカラミズ」の称呼を生じ、「ゴウカクキガン」の称呼は生じないと判断した。

一見すると、本願商標における上段の「合格祈願の」の文字と下段の「力水」の文字は、サイズ、書体及び表示方法が大きく異なるため、外観上分離して認識されるようにも思われる。

しかし、審決にあるように平仮名「ごうかくきがんの／ちからみず」によって称呼が特定されていることや、上下段の文字が絵馬とおぼしき図形上にバランスよく配置されていること、さらには格助詞である「の」の存在などを考慮すれば、審決の認定・判断は妥当であると考えられる。

なお、平仮名部分「ごうかくきがんの／ちからみず」を付すことなく出願した場合であっても、登録が認められる余地があると考えられるが、本審決においても、平仮名部分が結合商標の一体性を高める方向に参酌され

たことが伺える。

3. 不服 2011-10022

本願商標	結論	引用商標
PRINCESS WHITE プリンセスホワイト	非類似	
第 11 類 家庭用電熱用品類, 他		第 11 類 家庭用電熱用品類, 他

審決 3. では、本願商標について、『下段に位置する片仮名部分は、同じ書体、同じ大きさにより、一連に「プリンセスホワイト」と表されているものであって、上段に位置する欧文字部分の読みを表したものとして認識されるものである』とし、外観上の一体性や称呼の一連性も考慮して、「プリンセスホワイト」の称呼のみ生じると判断した。

本願商標中「WHITE」の文字部分は、「白」の意味を有する語であるものの、引用商標の指定商品と抵触する指定商品「家庭用電熱用品類」（電気毛布、電気こんろ、他）との関係においては、商品が「白色」であることを示すものとして一般に使用されているとまではいえない。また、本審決にあるように片仮名「プリンセスホワイト」によって称呼が特定されていることや、「PRINCESS WHITE」全体として「ホワイト王女」といった意味合いを認識し得ること（但し、審決では本願商標を特定の語義を有することのない一連の造語と認定している）などを考慮すれば、「プリンセスホワイト」の称呼のみ生じるとした審決の判断は妥当であると考えられる。

なお、片仮名部分「プリンセスホワイト」を付すことなく出願した場合であっても、一体不可分とされて登録が認められる可能性があると考えられるが、本審決においても、片仮名が結合商標の一体性を高める方向に参酌されたといえる。

しかし、結合商標に振り仮名を付しておけば、必ず一体不可分と認定されるわけではない。これに関して、参考になる審決を以下に挙げる。

4. 不服 2010-21710

本願商標	結論	引用商標
mame switch マメスイッチ	類似	マメ M A M E
第 9 類 スイッチ, 他		第 9 類 配電用又は制御用の機械器具, 他

審決 4. では、本願商標について、『「switch」及び片仮名「スイッチ」は、自他商品識別標識としての機能

が極めて弱いか、その機能を果たさないものとする一方、「mame」及び片仮名「マメ」は自他商品識別標識としての機能を有するものである』とした。また、『「mame」と「switch」、「マメ」と「スイッチ」との間に語義上の関連性が認められない』ともした。そして、『本願商標は、同じ書体でまとまりよく表されているとしても、本願商標から、要部である「mame」及び「マメ」の文字部分を抽出することは当然に許されるべきものである』とした。

本審決において、本願商標がまとまりよく表されているとしながらも、識別力の軽重差が大きく、かつ語義上の関連性が認められないことを理由に要部観察がなされた点は、結合商標の一体性を高める目的で振り仮名を付すことの限界を考える上で参考になる。

同様の審決として、不服 2010-24218 (Idea Outlet \ アイデア アウトレット) や 不服 2010-20308 (PLASMA ESSENCE \ プラズマ エッセンス) などがある。

(2) まとめ

振り仮名を付した結合商標において、振り仮名部分が文字部分の読みを特定するものと無理なく理解できる場合には「自然の称呼」などとされ、商標全体から生じる称呼とされ得る。この場合、一体不可分と判断されて要部観察されにくくなる傾向にある。

したがって、結合商標の一体性を高めるためには、使用商標との関係において可能であれば、文字部分の読みを特定するものと無理なく理解できるような振り仮名を併記しておくことが有効な場合があるといえる。

しかし、結合商標を構成する各文字の識別力の軽重差が大きく、かつ全体として特有の観念が生じない場合などには、振り仮名を付した場合であっても要部観察がなされる傾向にあることには注意すべきである。

(船曳 崇章)

(c) 二段商標

(1) 考察

審査基準には、上下二段にわたる文字商標の類否判断手法について直接的には規定されていない。しかし、審査基準(第3, 九, 6.)には『結合商標の類否は、その結合の強弱の程度を考慮し、例えば、次のように判断するものとする。』とあり、結合の強弱の程度が考

慮される旨が明記されている。

そして、審査では、上段と下段で文字の書体や大きさが異なっている場合などには、原則として、上下段が分離されて要部観察がなされる傾向にある。

では、審査で要部観察がなされた文字商標について、審判ではどのような認定・判断がなされているのであろうか。

1. 不服 2010-27923

本願商標	結論	引用商標
EURO HOPS	非 類 似	HOP'S ホップス
第 32 類 ビール, 他		第 32 類 洋酒, 他

審決 1. では、『本願商標を構成する文字は、全て同じ書体、同じ大きさで、左右両端がそろうように表されていることから、視覚上、一体的なまとまりのあるものとして認識され得る』とし、称呼の一連性や識別力のバランスなども考慮して、「ユーロホップス」の称呼のみを生ずる一種の造語であると判断した。

結合商標の類否判断においても全体観察が原則である。本願商標の様に、上段と下段がバランスよく一体的に表されている場合、構成上、結合の程度は強くなり、視覚上、一体的なまとまりのあるものとして認識され得るという審決の認定は妥当であり、称呼の一連性なども考慮すると、本願商標は「ユーロホップス」の称呼のみを生ずる上下段が一体不可分のものと考えられる。

それでは、上段と下段で書体や大きさなどが異なる場合には、どのように認定・判断されているのであろうか。以下、いくつかの場合に分け、それぞれ代表的な審決を挙げて説明する。

① 文字種が異なる場合

2. 不服 2010-20014

本願商標	結論	引用商標
タフマン CHANGE	非 類 似	チェンジ CHANGE
第 32 類 清涼飲料, 他		第 32 類 清涼飲料, 他

審決 2. では、『本願商標の構成各文字は、文字種が異なるものであるとしても、文字の大きさを同じくし、上下段の幅を同じくすることにより、構成全体としてまとまりよく一体的に表されている』とし、称呼

の一連性なども考慮して、構成全体をもってその指定商品の出所を表示する標章として認識されると認定した。

本審決では、構成上の一体性や称呼の一連性に加えて、出願人の使用商標「タフマン」が著名であるため、下段の「CHANGE」部分が独立して要部とはならないという判断がなされたのではないかと推察するが、本願商標の様に、上段と下段で文字種が異なっている、大きさや幅が揃っていることなどで構成全体としてまとまりよく一体的に表されている場合には、上下段が一体不可分として認定され得る。

② 書体や表示方法が異なる場合

3. 不服 2011-6083

本願商標	結論	引用商標
	非類似	PHILOSOPHY
第25類 被服, 他		第25類 洋服, 他




審決3.では、本願商標について、『文字の表示方法が異なるとしても、上段の文字と下段の文字は、同じ幅で表されており、薄い黄色で表された地色の四角形内に表されていることから、外観上まとまりよく一体に構成されたもの』とし、その構成全体をもって、一体不可分のものと認定した。

本願商標は、上下段ともに欧文字であるが、上段の文字がデザイン化されており、また文字の大きさが下段よりもかなり大きいため、外観上分離して認識されるようにも思われる。

しかし、本願商標の出願人（株式会社三愛）が女性用被服などの分野において展開する San-ai ブランドが周知であるため、下段の「PHILOSOPHY」部分が独立して要部とはならないという判断がなされたのではないかと推察する。

一方、下記審決では、上段と下段で書体や表示方法などが異なるなどとして要部観察がなされた。

4. 不服 2009-650158

本願商標	結論	引用商標
	類似	①  ② 
第18類 バッグ, 他 第25類 被服, 他		①第18類 かばん類, 他 ②第25類 洋服, 他

審決4.では、本願商標について、『上段の文字はすべて大文字、下段の文字は語頭の「H」以外は小文字で書かれている上に、それぞれの文字の大きさが異なることからすれば、両者は視覚的に分離して把握される』とし、両者を常に一体不可分のものとして把握しなければならない特段の理由を見出すことができないことから、各文字部分が、それぞれ独立して自他商品の識別標識としての機能を果たし得ると認定した。

本願商標は、文字部分だけを観察すれば、書体等の違いにより、視覚的に上段と下段が分離していると感じるが、両段ともに修飾された枠内に収まっており、全体としては、まとまりよく表されているとも思われる。

しかし、「LOTUS Hallmark」全体として特定の観念を生ずるとはいえない。また、引用商標の Hallmark は、権利者（Hallmark Cards, Inc.）がライセンスビジネスを広く展開していることもあり、我が国において、バッグや財布などの幅広い分野にわたって有名なブランドである。さらに、本願商標のうち「LOTUS」の文字部分は識別力を有しており、引用商標の LOTUS \ SPORT も、我が国において、帽子や被服について広く使用されている。

以上を考慮すれば、上下段それぞれが独立して自他商品の識別標識としての機能を果たし得るとした審決の認定、および類似判断は妥当であると考えられる。

③ 文字の大きさが異なる場合

5. 不服 2011-216

本願商標	結論	引用商標
	非類似	コスメ COSME
第21類 ガラス製又は陶器製の置物, 他		第16類 紙製テーブルクロス, 他

審決5.では、本願商標について、『二字の漢字で書かれた「茶屋」の文字が「cosme」の文字より大きく表されているものの、両文字は、同じ書体で、同じ長さの幅に揃えられており、上下に表された文字の間隔も近く、外観上まとまりよく一体的に看取される』とし、称呼の一連性も加味して、「チャヤコスメ」の称呼のみを生ずると判断した。

上下段の文字は大きさが異なるものの、同書、同大、同幅で外観上まとまりよく表示されていることや、全体から生じる「チャヤコスメ」の称呼も一連に称呼し

得ることを考慮すれば、審決の認定・判断は妥当であると考えられる。

上下段で文字の大きさが異なっているにもかかわらず、同じ書体で幅が揃っていることなどにより、構成全体としてまとまりよく一体的に表されている場合には、上下段が一体不可分として認定され得る。

一方、下記審決では、要部観察がなされた。



6. 不服 2010-19548

本願商標	結論	引用商標
	類似	chanter (標準文字)
第 16 類 映画・演芸・演劇又は音楽に関する劇用パンフレット、他		第 16 類 雑誌、他

審決 6. では、本願商標について、『上段に書された「TOHO CINEMAS」の欧文字は、下段に書された「CHANTER」の欧文字とは、書体が相違し、上段の文字は下段の文字の略二倍の大きさで書されており、両者は、その二段併記の構成、書体の相違及び文字の大きさの相違から視覚上、分離して看取されるものである』とし、「トーホーシネマズシャンテ」の称呼が冗長なことや觀念上のつながりがないこともあって要部観察がなされ、『上下段の各々が自他商品等識別標識として機能する』とした。

④ その他

7. 不服 2011-8024

本願商標	結論	引用商標
	非類似	
第 30 類 穀物の加工品、他		第 30 類 穀物の加工品、他

審決 7. では、本願商標について、『赤色で表された「UNIQUE」の欧文字と、その下部に表わされた赤色の横長のく形とが、欧文字部分のほぼ中央に位置する「Q」の文字の第二画の太線が直下に伸ばされることにより、まとまりよく一体的に結合されており、当該く形内の中央に白抜きで、上段の欧文字と同じ書体で「PROJECT」の欧文字を表わしてなる』から、需要者は、その全体を一体不可分のものとして印象、記憶にとどめるといのが相当と認定した。

本審決は、デザイン上の工夫が一体性を補強する方向に評価された例として参考になる。

この他にも、上段の文字から下段の文字に至るグラ

デーションが評価されて上下段が一体と認定された不服 2011-11041 や、上段の文字列のうち「Y」の下端が下段に伸びている構成が評価されて上下段が一体と認定された不服 2011-14843 などがある。

(2) まとめ

審査段階では、文字の種類、大きさ、デザインなどが上段と下段で異なる場合には、上下段が分離されて類否判断が行われる傾向にあるが、審判段階では、構成上の一体性（デザインの一体性）があれば、上下段が分離されずに一体と認定されて引用商標とは非類似と判断される傾向がある。

構成上の一体性の判断に影響を与える因子としては、文字種、書体、表示方法、大きさ、上下段それぞれの左右幅などがあり、上下段でこれらを揃えることにより構成上の一体性を高めることができると考えられる。しかし、称呼が冗長な場合や、識別力の軽重差が大きく、かつ全体として特有の觀念が生じない場合などには、要部観察がなされることがあり、注意すべきである。

また、このようにして構成上の一体性を高めて登録になった場合、最も注意すべきは実際に使用する商標の態様である。登録商標とは異なる態様で商標を使用した場合、その程度によっては、不使用取消審判や不正使用取消審判の対象となるだけでなく、商標権侵害の問題が生じ得るからである。

登録商標と全く同じ態様で使用すればよいのであるが、半永久権である商標権を、未来永劫、登録商標と同じ態様で使用することはむしろ稀で、何らかの変更使用をすることが通常であろう。

このとき、変更使用についてストップをかけたり、別出願のアドバイスをししたりすることは、実際に出願を代理し当該案件の権利成立過程を知悉している弁理士が、クライアントの要請に応じ、特許庁審判の動向や裁判例の分析に基づいて判断するしかないのである。

商標権は、使用すればする程業務上の信用が化体する半永久権であり、この点で他の知的財産権とは著しく異なる。この点を再認識した上で商標業務に対峙すべきであろう。

(船曳 崇章)

(d) 文字の大小

(1) 考察

審査基準（第3, 九, 6.）では、「(2)大小のある文字からなる商標は、原則として、大きさの相違するそれぞれの部分からなる商標と類似する」と規定されている。また、「(3)著しく離れた文字の部分からなる商標は、原則として、離れたそれぞれの部分のみからなる商標と類似する」と規定されている。しかし、近年、これらの原則とは異なる審決がいくつか出されている。

1. 不服 2011-12652

本願商標	結論	引用商標
	非類似	DIAMOND
第7類 金属加工機械器具等		旧第9類 金属加工機械器具等

審決1.では、『本願商標の構成文字全体から「パワーシャープダイヤモンド」の称呼が生ずるほか、強く支配的な印象を与える「POWERsharp」の文字部分から「パワーシャープ」の称呼が生ずることはあっても、「diamond」の文字部分のみが殊更に着目され、「ダイヤモンド」のみの称呼をもって取引に資されるものとはいい難い』とし、引用商標とは非類似であると判断されている。

審査基準の原則では、小さく表示された「diamond」の文字部分からも称呼が生ずると考えられるが、本件では、一方の文字列が他方の文字列に対して極めて小さく表示されており、看者に与える印象は弱いので、その文字列のみを抽出し要部観察するのではなく、一連の称呼または大きく表示された文字列の称呼をもって類否判断が行われている。これは、文字の大小だけではなく、指定商品「金属加工機械器具」の中には、「ダイヤモンド工具」も含まれるため、「diamond」の文字は識別性が弱いと考えられるので、本願商標から「diamond」の文字のみを抽出し、称呼されることは一般的ではないと判断されたと考える。

一方、各文字列の識別性に拘わらず、小さく表示された文字列からは称呼が生じないと判断された例もある。

2. 不服 2010-18781

本願商標	結論	引用商標
	非類似	ESPRESSO エスプレッソ
第34類 たばこ		第34類 たばこ

審決2.では、『本願商標において、「JET」は、中央部分に顕著に描かれているのに対して、「Espresso」は小さく表されているうえ、細字の灰色で表されていることも相まって、判然と認識し難いから、取引者、需要者に、本願図形と「JET」がいずれも商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるとしても、「Espresso」は、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえない』とし、引用商標とは非類似であると判断されている。

本願商標中、「JET」と「Espresso」の文字部分は間隔を空けて表されており、これらを一体不可分のものとしてみるべき理由もなく、また、「Espresso」の文字は指定商品との関係において識別性を有するものであることからすれば、原則としては、「Espresso」部分も要部になると考えられる。しかし、審決では、本願商標と引用商標は非類似と判断されている。これは、本願商標が特徴的な図形及び「JET」と「Espresso」の文字列からなり、図形及び「JET」の部分が極めて目立つ態様で表示されているからであると考えられる。特に、本願商標は、「たばこ」のパッケージであると考えられるものであるところ、この種のパッケージは、図形や銘柄（商標）が目立つ態様で記載され、その下に品質を表示する語（たとえば、「Lights」や「Menthol」）が記載されるのが一般的である。このような事情を考慮し、審決においては、本願商標の構成において、取引者、需要者は、「Espresso」の文字部分を商標としては認識しないと判断したと考える。

このように、複数の文字列からなる商標の場合、審査基準では、原則として小さく表示された部分からも称呼、観念が生ずるとしているが、その構成からみて、小さく表示された部分が単独で商標として認識しづらいという事情がある場合には、当該部分が要部として抽出されないことがある。下記の審決も同様である。

3. 不服 2011-2753

本願商標	結論	引用商標
	非類似	ファミリア
第9類, 第16類, 第25類, 第28類		第25類 被服

審決3.では、『「GLADIATORIA」の文字は、本願商標に接する取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえる一方、「FAMILIA」の文字は「GLADIATORIA」の文字の上部に小さく細い文字で表されているため、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものということができない』とし、引用商標とは非類似であると判断されている。

本願商標は、図形として一体性があり、また、「GLADIATORIA」の文字が大きく目立つ態様で表示されていること、さらに「FAMILIA GLADIATORIA」は、古代ローマの剣闘士を意味するものであるため、観念上の一体性も考慮され、「FAMILIA」のみから称呼を抽出することなく、本願商標と引用商標は非類似であると判断されたと考えられる。

一方で、審査基準の原則通りの審決も見受けられる。

4. 不服 2010-11559

本願商標	結論	引用商標
	非類似	
第43類 飲食物の提供		第43類 飲食物の提供

審決4.では、『引用商標構成中の図形部分と「やきやきや」、「羅羅亭」及び「炭火」の文字部分とは、常に不可分一体のものとしてのみ観察されなければならないとする特段の事情は認められないうえ、「やきやきや」及び「羅羅亭」の各文字は、上下二段に分離した記載からなり、また、文字の種類及び文字の大きさの相違から、視覚上、分離して認識し得るものであり、該文字全体から生ずる称呼も9音とやや冗長と認められるものである』とし、引用商標から「ヤキヤキヤラテイ」の一連の称呼のほか、「ヤキヤキヤ」及び「ララテイ」の称呼も生ずるので、両商標は類似すると判断されている。

これは、審査基準の原則通り、引用商標中小小さく表

示された「やきやきや」の文字が要部観察され、類否が判断されている。

(2) まとめ

審査段階では、大小のある文字からなる商標及び著しく離れた文字の部分からなる商標は、原則通り、それぞれの文字を要部観察して類否判断されているが、審判段階では、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える文字と小さく表示された文字からなる商標の場合、小さく表示された文字のみの称呼をもって類否判断するのは妥当ではないと認定される場合がある。このような商標を出願する場合は、各文字について調査を行う必要があるが、小さく表示された文字については、同一または類似する商標が同一の商品役務について登録されていたとしても、その文字列が商標として機能しないような態様で表示されている場合は、構成の一体性及び識別性の有無を主張することで非類似と判断されて登録となる可能性があると考えられる。

(矢代 加奈子)

3. 称呼上の一体性

(1) 考察

審査基準（第3, 九, 6.）では、『(4)長い称呼を有するため、又は結合商標の一部が特に顕著であるため、その一部分によって簡略化される可能性がある商標は、原則として、簡略化される可能性がある部分のみからなる商標と類似する』と規定されている。近年の審決では、10音以上の称呼についても、「淀みなく称呼することが可能」との判断が示されている。以下は最近の審決であり、商標が簡略化されることなく全体で類否判断された例である。

1. 不服 2011-15694

本願商標	結論	引用商標
アクアジェリーマトリックス Aqua Jelly Matrix	非類似	Matrix
第3類 化粧品等		第3類 化粧品等

審決1.では、『本願商標は、たとえその構成中の「アクア」「Aqua」及び「ジェリー」「Jelly」の文字（語）が、それぞれ「水」及び「ゼリー、ゼリー状のもの」の意味を有するとしても、かかる構成及び称呼においては、むしろ、「アクアジェリーマトリックス」「Aqua

Jelly Matrix」の各文字全体をもって、特定の観念を生じない一体のものと認識されると判断するのが相当である』とし、引用商標とは非類似であると判断されている。

本件では、指定商品が「水性のジェリー状の化粧品」等と補正されているので、「アクアジェリー」、「Aqua Jelly」の部分は、識別性が弱いとも考えられるが、本願商標は、いずれの文字も同じ書体、同じ大きさでまとまりよく一体に表されているものであるため、長い称呼であっても一連に称呼し得るとし、構成全体で類否判断がされている。これは、「アクアジェリー（Aqua Jelly）」の語は、商品の品質を暗示するものであっても直接表示するものではないこと及び本願商標は、片仮名で「アクアジェリーマトリックス」と一連に表されていることから、商標全体で類否判断がされたと考える。下記の審決も同様である。

2. 不服 2010-19964

本願商標	結論	引用商標
BLACK CARD BENEFITS	非類似	ベネフィット
第 35 類, 第 36 類		第 36 類

審決 2. では、『本願商標は「BLACK CARD BENEFITS」の文字を同書、同大で書してなり、構成全体として、まとまりよく一体的に表わされているものであり、「BENEFITS」の文字部分は、後半部にあることも相まって格別、看者の注意を引くものとはいえない。さらに構成文字全体から生ずる「ブラックカードベネフィット」の称呼も格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼できるものである』とし、引用商標とは非類似であると判断されている。

本願商標中、「BLACK CARD」の部分は、一部の指定役務との関係において識別性が問題となると考えられるが、「BLACK CARD」の部分もそれ自体で識別性を有するものであり（不服 2011-8184 参照）、さらに、「BENEFITS」の語も「利益、利得」を意味する語で、指定役務との関係において識別力が弱い語であること、また、商標中の語頭の文字を省略して称呼することは一般的ではないことなどから、本願商標は引用商標と非類似であると判断されたと考える。

3. 不服 2010-10924

本願商標	結論	引用商標
ミュージックアルバムプラス	非類似	プラス
第 9 類, 第 41 類, 第 42 類		第 9 類

審決 3. では、『本願商標は「ミュージックアルバムプラス」と外観上まとまりよく一体的に表されており、特定の観念を生ぜず、これより生ずる称呼も格別冗長ではない。「ミュージックアルバム」「プラス」の二語とも商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるとはいえず、本願商標から「ミュージックアルバム」の部分を除棄して、後半の「プラス」の部分のみを分離、抽出して取引に資するという特段の事情を見いだすことができない』とし、引用商標とは非類似であると判断されている。

「プラス」の文字は、他の単語と組み合わせられることによって、新たな造語を形成するものとして使用されることが多々ある。引用商標と同様に第 9 類「電気通信機械器具、電子応用機械器具及びその部品」を指定商品に含むものであって、「プラス」の文字を構成中に含む多数の商標が引用商標と併存登録されている。その中でも長い称呼を生じるものとしては、「アメリカン・エクスプレス・スマートプラス」、「マジックキューブプラス \ MagicCube +」、「Sweet Land Plus \ スウィートランドプラス」、「WORLD WALKER-PLUS \ ワールドウォーカープラス」、「Wonder Theater Plus \ ワンダーシアタープラス」、「コミュニケータープラス \ COMMUNICATOR PLUS」等が挙げられる。これらの登録例から見ても、商標の語尾に「プラス」の語を付け加えて「〇〇プラス」とした場合には、「〇〇を付け加える」程度の意味合いで認識されることとなり、この場合、「プラス」部分を品質表示的な意味合いと捉えられることになるから、「〇〇プラス」の構成よりなる商標は、称呼がやや冗長であっても「プラス」部分が要部にならないと判断される傾向がある。

4. 不服 2011-23406

本願商標	結論	引用商標
プリリアントセル Brilliant Cell	非類似	CYBER WHITE BRILLIANT CELLS
第 3 類 化粧品等		第 3 類 化粧品等

審決4.では、『引用商標は、構成全体から生ずる「サイバーホワイトブリリアントセルズ」の称呼も、やや冗長ではあるものの、よどみなく一連に称呼し得るものである。かかる構成及び称呼においては、これに接する取引者、需要者が、殊更「BRILLIANT CELLS」の文字部分のみに着目するというより、むしろ、構成全体を一体のものと認識、把握するとみるのが自然である』とし、本願商標とは非類似であると判断されている。

これは、「BRILLIANT CELLS」の語は、「光輝く細胞」を意味するので、指定商品との関係で識別力がさほど強くないということから、引用商標が一連のものとして判断された理由であると考えられる。

以上の審決例は、いずれも商標を構成する文字のうち、語尾部分の一部を共通にする場合の類否判断であるが、下記の例は、商標の語頭部分の文字を共通にする場合の例である。

5. 不服 2011-5881

本願商標	結論	引用商標
朝肌のための全部入り	非類似	朝肌
第3類 化粧品等		第3類 化粧品等

審決5.では、『本願商標は、同書、同大、等間隔をもって外観上まとまりよく表されており、これより生ずる「アサハダノタメノゼンブイリ」の称呼は、やや冗長であるとしても、無理なく一連に称呼することができる。また、一般に親しまれた観念を生ずるとまではいえない。更に、その構成中の「朝肌」の文字部分のみが出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとみるべき特段の事情は見出せない』とし、引用商標とは非類似であると判断されている。

本願商標から生じる称呼「アサハダノタメノゼンブイリ」は、やや冗長であると思われるが、本願商標は全体で一体的なイメージを想起させる語であり、一部が省略して称呼されることは考え難いため、本願商標と引用商標は非類似であると判断されたと考えられる。

(2) まとめ

審査段階では、長い称呼を有するため、又は結合商標の一部が特に顕著であるため、その一部分によって簡略化される可能性がある商標は、原則通り、それぞれの文字を要部観察して類否判断されている。しか

し、審判段階では、かなり長い称呼であっても、全体で1つの意味合いを生ずる場合などは、商標の構成全体をもって、一連一体の造語として把握される傾向がある。

したがって、長い称呼を有する商標を出願する場合は、各単語について調査を行う必要はあるが、一部の単語と同一または類似する商標が登録されていた場合であっても、構成全体で1つの意味合いが生じる場合や共通する部分が指定商品との関係において識別性があまりないような場合などは、登録の可能性はあると考えられる。審決では、やや冗長な音構成の場合であっても「淀みなく一連に称呼可能である」と判断しているが、今回その一例を挙げたように、その他の事情が考慮されたと考えられるケースが多く見受けられる。審決中に示された理由のみに捉われることなく、その他の事情も検討した上で、要部観察の要否について検討を行う必要があると考える。

(矢代 加奈子)

4. 観念上の一体性

(a) 一連名称


(1) 考察

結合商標の類否は、結合の強弱の程度を考慮して、全体観察のみならず要部観察も併用されるのが原則となっている。

しかし、結合商標が商号のような一連名称である場合には、構成全体で1つの事象を表していることから、要部観察は馴染まない。

最近の審決・判決においても、結合商標が一連名称である場合には、構成全体でのみ機能すると判断した例が多く見受けられる。

1. 不服 2010-3168

本願商標	結論	引用商標
	非類似	TOWER
第35類 電気機械器具類の小売又は卸売の・・・他		第11類 配電用又は制御用の機械器具、回転変流機 他

本願商標「TOWERmini」は、「タワーミニ」の称呼のみを生じ、「タワーレコード(株式会社)の小型店舗」程の意味合いを想起し得る一体不可分の商標であり、引用商標とは非類似とした審決である。


審決1.では、取引者や需要者は、本願商標の構成中

の「TOWER」の文字部分に着目するというよりは、色彩を含む構成態様全体から、出願人の提供に係る役務を表したものとして看取、把握するとしており、解釈上問題となる「mini」については、出願人の営業形態が通常のものに比して小さい店舗といった意味を表すとしている。

審決 1. は、出願人が国内において 1981 年の事業開始以来継続して使用している標章と本願商標が同一視し得るものであり、2009 年には 609 億円の年商をあげていること、及び出願人が自己の店舗のうち従来の店舗より売り場面積を小さくしたものについて、本願商標を使用していることを重視したものである。

出願人の長年の使用実績を考慮すれば、「mini」を形状等表示として機械的に分離することなく、出願人「タワーレコード株式会社」の店舗名「TOWERmini」を想起させるとしたこの審決の判断は妥当と解される。

2. 不服 2010-15007

本願商標	結論	引用商標
ユニヴァーサル法律事務所 (標準文字)	非類似	
第 45 類 訴訟事件その他に関する法律事務		第 42 類 工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務

本願商標「ユニヴァーサル法律事務所」は構成全体でのみ機能する商標であるとした上で、図形中に「Universal」の文字を有し、「ユニバーサル」の称呼が生じる余地のある引用商標とは非類似とした審決である。

審決 2. では、弁護士はその法律事務所に名称を付するときは名称中に「法律事務所」の文字を用いなければならない、「ユニヴァーサル」の表記のみで弁護士としての業務を行うことは通常は想定されず、需要者や取引者も、「ユニヴァーサル」の部分のみによって指定役務の出所を識別することは通常はないとしている。

本願商標は前後部の文字種が異なるとはいえ、切れ目がなく等間隔にまとまりよく配列されており、また、「ユニヴァーサル」は「普遍的な、全世界の」等の意味を有する一般的な語であり、格別に強い印象を与える名称とはいえないことから、本願商標を一体不可分とする審決の判断は妥当と解される。

3. 不服 2010-26961

本願商標	結論	引用商標
ハイム化粧品株式会社	類似	ハイム HEIM
第 3 類 セッケン類、化粧品 他		第 3 類 セッケン類、化粧品 他

本願商標「ハイム化粧品株式会社」の「化粧品」は業種を表し、「株式会社」は会社の種類を表すことから、本願商標は「ハイム」の部分が要部になるとし、引用商標「ハイム/HEIM」とは類似するとしてした審決である。

審決 3. では、商号商標は構成中の識別力が弱い部分を省略して称呼することがあり、特に業種に当たる文字部分を省略し、残った文字部分のみで出所識別標識としての機能を有する場合は、業種に当たる部分を省略することがあるといった考え方が示されている。

つまり、この審決で「ハイム化粧品株式会社」の一体性が認められなかったのは、業種「化粧品」と会社の種類「株式会社」を省略した残りの「ハイム」の語が一般に親しまれた語ではなく、独立して他商品識別標識としての機能を果たすと認められたことによるものである。

審決 3. は、商号商標（一連名称）であっても、構成中に識別力の強弱があれば要部観察されることを示す例であり、前記「ユニヴァーサル法律事務所」の審決とは対照的な例である。

4. 不服 2011-7797

本願商標	結論	引用商標
サラサラ生活向上委員会 (標準文字)	非類似	さらさら生活 (標準文字)
第 29 類 肉製品、加工水産物、菓子及びパン、清涼飲料、果実飲料 他		第 29 類 食用魚介類（生きているものを除く）、肉製品、加工水産物 他

本願商標「サラサラ生活向上委員会」からは、単に「サラサラセイカツ」の称呼は生じず、引用商標「さらさら生活」とは非類似とした審決である。

審決 4. では、一体的に構成された本願商標の「向上委員会」の文字部分を捨象し、「サラサラ生活」の文字部分のみで取引に資されることはなく、本願商標はその構成から一体不可分の標章と認識されるとしている。

標準文字で表された本願商標は視覚的に一体性を有するのみならず、全体で 1 つの委員会名を表したもの

であることから、仮に後部の「委員会」を省略する場合があるとしても、「サラサラ生活向上」は一体不可分であり、「向上」を省略すべき理由は見当たらないとの考え方が示されたものと解される。

これは出願人が別に所有する登録商標「サラサラ向上委員会」（登録 5438815 号：指定商品「肉製品、加工水産物、穀物の加工品他」）が、先登録商標「サラサラ」（登録 3139179 号：指定商品「穀物の加工品、ピザ、即席菓子のもと」）と併存していることから肯定されるものであり、この審決の結論は妥当と解される。

(2) まとめ

前記「ユニヴァーサル法律事務所」の審決（不服 2010-15007）は、知財高裁＜平成 23 年（行ケ）第 10131 号＞において審決を取り消された後の審決であり、裁判所の判断とも重なるものである。

前記「ハイム化粧品株式会社」の例のように、商号商標であっても要部観察される場合もあり得るが、結合商標が一連名称である場合には、これを一体不可分でのみ機能するとの判断は、近年の審決・判決に多く見られる傾向にある。

(神吉 出)

(b) 言葉の性質

(1) 考察

前項の「一連名称」の他にも、「言葉の性質」によって結合商標が一体不可分と解される場合がある。

すなわち、その言葉自体の性質によって、結合した語とともに一体不可分の造語を形成し易い言葉があり、この種の結合商標はたとえ明確な観念が生じなくても、要部観察は馴染まない。

1. 不服 2010-24524

本願商標	結論	引用商標
ぜんだまくん (標準文字)	非類似	善玉 (標準文字)
第 31 類 野菜, 果実, あわ, きび, ごま, そば 他		第 29 類 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物 他

本願商標「ぜんだまくん」は、「ぜんだま」の文字部分のみを分離抽出し検討しなければならない事情は見いだせないとし、引用商標「善玉」とは非類似とした審決である。

審決 1. では、人名以外の語にも、呼びかけとして用

いられる「くん」、「君」等の語を結合して擬人化する用法があるとした上で、分離すべき特別の事情がなければ、全体として擬人化された造語を形成したとみるのが相当、との考え方が示されている。

また、この審決の他にも、商標「ECOmo」と商標「エコモちゃん」を非類似とした審決（不服 2011-3490）もあり、こちらも引用商標「エコモちゃん」は「エコモちゃん」の一連の称呼のみを生ずると判断されている。

人名以外の語、つまり、人の名前として一般的ではない「あんしん」「球体」「ぱっちり」といった語に「くん」「ちゃん」等を結合させた結合商標は、引用商標とは非類似とする審決例は最近多く見受けられる。

これはこの種の結合商標は、全体として一つの愛称を表した一体不可分の商標（愛称商標）と解されることが多いためと考えられる。

2. 平成 7 年審判第 6825 号（一覧表に記載なし）

本願商標	結論	引用商標
アトラス君	類似	アトラス
第 9 類 コンピュータ用プログラムを記憶させた電子回路 他		第 11 類 電子応用機械器具

前記「ぜんだまくん」の例とは対照的に、本願商標「アトラス君」は「アトラス」部分が要部になるとした上で、本願商標と引用商標「アトラス」は称呼、観念を共通にする類似商標であるとした審決である。

審決 2. では、「君」の文字は、『子供向け商品や身近な商品についても擬人化し、愛称的にその名称に添えてしばしば用いられるものであるから、本願商標の自己商品識別標識としての機能を強く果たす部分は「アトラス」の部分にある』と判断されている。

本願商標「アトラス君」の場合は、外観上「アトラス」と「君」の部分に分離して看取され易いこと、及び「アトラス」はギリシャ神話の巨人の名前を表す語として広く知られていることが影響していると解される。

「くん」「ちゃん」等を結合させた結合商標（愛称商標）は一体不可分と解され易いが、一体不可分であるか否かは商標の構成態様や「くん」「ちゃん」等と結合する語の観念によって影響されることを示す例である。

3. 不服 2011-6411

本願商標	結論	引用商標
トリプルW	非類似	トリプル
第3類 せっけん類, 歯磨き, 化粧品, 香料類 他		第3類 化粧品, 植物性天然香料, 動物性天然香料 他

本願商標「トリプル W」は、「W」を分離することなく構成全体で機能するとした上で、引用商標「トリプル」とは非類似とした審決である。

審決 3. では、「トリプル」の文字は「3 倍の、3 重の」の意味を有し、後続の「W」の修飾語として捉えられることから、「3 倍の W、3 重の W、WWW」程の観念を生じ、一体不可分の商標であると判断されている。

また、同日に出願された商標「トリプル M」も引用商標「トリプル」とは非類似と判断されている（不服 2011-6410）。

これらの審決で考察されている「トリプル」は、「トリプルエー」（AAA：公債や社債の格付会社の最高評価）や「トリプルアクセル」（フィギアスケートにおけるジャンプの一種）といった結合語として一般に親しまれており、「トリプル」はそれに続く語と一体不可分の造語「トリプル〇〇〇」を形成し易い言葉と認識されていることから、この審決の判断は妥当と解される。

4. 不服 2011-15468

本願商標	結論	引用商標
梅酒日和 (標準文字)	非類似	日和 ひより ヒヨリ
第 33 類 梅酒, 梅酒をベースにしたカクテル		第 33 類 日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒

「梅酒」が商品の普通名称であるにもかかわらず、本願商標「梅酒日和」は一体不可分のみに機能するとした上で、本願商標と引用商標「日和／ひより／ヒヨリ」を非類似とした審決である。

審決 4. では、「日和」の文字が、「ある事をするのにふさわしい天候」の意味を有する語であって、他の語に付して当該意味合いで使用されているとした上で、本願商標は「梅酒を飲むにふさわしい天候」程の意味合いを理解させるから、一体不可分として認識し把握されるとしている。

審決 4. で考察されている「日和」は、「小春日和」「行楽日和」といった結合語で一般にも親しまれてお

り、「〇〇日和」の造語を形成し易い言葉であることから、「梅酒日和」も一体不可分とする考察に不自然さはない。

また実際、「梨日和」（登録 5357581 号：指定商品「梨の香味を有するビール風味の麦芽発泡酒」）、「酒日和」（登録 5547213 号：指定商品「日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒」）といった登録商標が、本件両商標と併存しているという事実も存在している。

これらのことから、たとえ、本願商標中の「梅酒」が商品の普通名称又は原材料名であっても、本願商標を一体不可分としたこの審決の判断は妥当と解される。

(2) まとめ

「くん」「ちゃん」等のみならず、「トリプル」や「日和」のように、その言葉の性質として他語と結合して一体不可分の造語を形成し易い言葉が存在している。

「〇〇博士」「Dr. 〇〇」「Mr. 〇〇」等の結合商標（一覧表に記載なし）は、「〇〇くん」「〇〇ちゃん」等と同様に、一体不可分のみに機能するとの判断がなされる場合が多い。

したがって、結合商標の類否を考察する場合、結合している言葉を只機械的に分離し、品質等表示であるか否かを考察するのではなく、構成中の用語が、前後に配された用語と結合し易い性質を有するか否かの検討も必要と解される。

(神吉 出)

5. 識別力の強弱

(a) 識別力絡み

(1) 考察

商標の構成要素の一部に、識別力が弱い、あるいは識別力に欠ける商標を有する結合商標は、その結合商標の要部と同一・類似する他人の商標との類否が問題となる。

すなわち、結合商標の判断の原則どおり、当該結合商標全体で一つの商標として、他人の商標との類否を判断されるべきであるのか、それとも、当該識別力が弱い、あるいは識別力に欠ける部分を捨象し、当該商標から要部のみを抽出して他人の商標と比較すべきであるか、である。

ちなみに審査基準では、「形容詞的・文字（商品の品質、原材料等を表示する文字、又は役務の提供の場所、

質等を表示する文字)を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。」と規定されているが、近年の審決の傾向はどのようなになっているのであろうか。

そこで、以下に、識別力絡みの結合商標を①構成上の一体性を有する商標、②観念上の一体性を有する商標、さらには、視点を③(i)品質表示語及び(ii)普通名称を含む結合商標という点に移してこれらを分別し、審決例とともに検討することとする。

① 構成上の一体性を有する結合商標

外観上の構成が一体的である結合商標で、その構成要素の一部に識別力が極めて弱い、あるいは識別力に欠ける文字等が含まれている場合に、これら以外の要部のみを抽出して、他人の商標との類否を判断すべきであるのか、当該商標を全体で一体とみて他人の商標との類否を判断すべきであるのか。

昨今の特許庁における上記判断は、外観の構成が一体的である場合には、たとえその構成の一部に識別力に欠ける部分が含まれていたとしても、これ以外の要部と同一・類似する他人の商標とは非類似と判断する傾向が強い。今回抽出した審決リスト中においても構成上の一体性を有する本願商標は、すべて引用商標とは非類似と判断されている。

これは、近年、視認できるファックスやインターネットによる商取引が増加し、口頭のみによる商取引が減少したこと、及び外観を重視する諸外国の影響もあってのことであろうと予測できる。特許庁における審査は、従前の称呼重視から外観重視に移行しつつある。

ところで、審査基準には以下の商標は類似するとして例が挙げられている。

「スーパーライオン」と「ライオン」

「銀座小判」と「小判」

そこで、まず、上記例示に近似する事案の現在における審決の判断はどのようなになっているかについて考察する。

審査基準で、「銀座小判」と「小判」が類似するとされているのは、商標「銀座小判」中の「銀座」は商品の販売地表示であって自他商品識別力を有しない部分であり、自他商品識別力を有する部分は「小判」の部分にあり、この商標は構成全体の文字より「ギンザコバン」の外に「コバン」の称呼・観念も生ずると判断

されるからである。

これに対し、今回抽出した審決中、地名(販売地表示)が絡んでいる以下の3件は、いずれも引用商標と非類似と判断されている。

1. 不服 2011-21114

本願商標	結論	引用商標
	非類似	
第30類 べんとう、他		第30類 べんとう、他


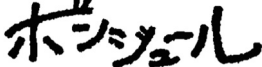
1. は、「GINZA」が販売地表示であるとしても、「SUEHIRO」の文字部分が姓氏としても少なくなく、また、「末広、すえひろ、スエヒロ」が店舗名として相当数使用されていることが考慮され、「SUEHIRO」の文字部分のみが分離抽出されるのではなく、全体で一体視して判断されるべきであるとされた。

2. 不服 2011-650139

本願商標	結論	引用商標
	非類似	JACK
第25類 Clothing 他		第25類 被服

2. は、本願商標中の図形の下方に「JACK LONDON」の記載を有するものであるが、「LONDON」の文字が地名を意味するものであるとしても、かかる構成においては、「JACK LONDON」全体をもって、一種の造語と認識されるのが自然であるとし、本願商標中からは「JACK」のみは抽出しないと判断されている。これは、本願商標のデザイン的な要素が重視され、称呼上の一体性等も総合的に考慮された結果である。

3. 不服 2010-27497

本願商標	結論	引用商標
	非類似	
第30類 ハンバーガー、サンドイッチ		第30類 ハンバーガー、サンドイッチ

上記 1. 及び 2. においては、「GINZA」及び「LONDON」を、それぞれ「販売地表示」、「地名」と認めたとえでの判断であるのに対し、3. は少し事情が異なる。すなわち、3. においては「HAYAMA」及び「葉山」からは、地名としての「葉山」が想起されず、産地・販売地として認識されるとはいい難いと判断し、

本願商標の称呼上・外観上の一体性を考慮して、引用商標とは非類似と判断した。

これら 1.~3. より見てとれるように、昨今は、「地名」⇒「産地・販売地表示」⇒「識別力なし」⇒「捨象」⇒「要部のみで類否を判断」の単純な図式が成り立たなくなっている。1.~3. それぞれに、背景事情等が存在し、それらを併せ考えた上での結論であることが理解できる。

なお、商標法は第 3 条第 1 項第 3 号において「産地・販売地表示」として規定しており、この規定に関する限りでは「地名」であっても「産地・販売地表示」でなければ識別力を発揮する場合がある。ただし、平成 24 年の審査基準において、「事業者の設立地等として、一般に認識される国内外の地理的名称を表示する商標は、第 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当しない場合であっても、原則として、第 3 条第 1 項第 6 号の規定に該当する」と明確にされた点に、今後は留意すべきである。

次に「スーパー」を含む結合商標はどうであろうか。

4. 不服 2012-1935 号（一覧表に記載なし。）

本願商標	結論	引用商標
AKULON	類似	スーパーアクロン
第 1 類 未加工プラスチック		第 17 類 プラスチック基礎製品

4. は、業界内で、「スーパー○○」の使用例が多数存在する実情を述べた上で、「スーパー」の文字部分については商品の品質を誇称表示と認定し、これより「アクロン」の称呼をもって取引に資する場合も少なくないと判断した。審査基準どおりの判断である。「スーパー」は、誇称表示の代表格といえる語であり、これまで数多の「スーパー」を含む結合商標「スーパー○○」が審査基準通りの判断で引用商標「○○」と類似するとされてきた。「スーパー」を付加した言葉となると、上記事案のように「スーパー○○」なる文字の一体性のみで不可分一体視され、引用商標「○○」と非類似と判断されるのは稀ではあるが、「スーパー」を含む結合商標ですら、今日では一体視される場合がある。

5. 不服 2010-006973（一覧表に記載なし。）

本願商標	結論	引用商標
スーパージャックポット	非類似	JACK POT
第 28 類 スロットマシン		第 28 類 遊戯用具

5. では、本願商標の称呼上・構成上の一体性を認定した上で、本願商標中「スーパー」も「ジャックポット」も識別力が弱いという理由から、識別力が弱い文字がまとまりよく一体的に表された商標においては、当該商標全体が不可分一体のものとして、需要者等に認識されることが一般的であるとして、本願商標は引用商標とは非類似であると判断した。

4. との相違点は「スーパー」の後に来る語の性質が異なるという点である。「アクロン」なる造語が「スーパー」の後ろに来る場合には、誇称表示たる「スーパー」は捨象される傾向が強いが、「ジャックポット」のような識別力の弱い品質表示語が後ろに来る場合には、「スーパー」と一体視される場合もあるということである。今日では「スーパー○○」の判断ですら、このように一步踏み込んで検討する必要がある。

ちなみに、以下 6. のような事案は、「スーパー」を含む商標であっても従前から非類似とされていた。それは「SUPERSONIC/スーパーソニック」からは、全体として「超音速航空機」なる独特の観念が生じており、もはや当該商標は「SUPER/スーパー」と「SONIC/ソニック」には分断できないと判断されたからである。

「スーパーマン」と「マン」についても同様の考え方ができるのではなかろうか。

6. 昭和 56 年審判第 13002 号（一覧表に記載なし。）

本願商標	結論	引用商標
SUPERSONIC スーパーソニック	非類似	ソニック
第 29 類 茶、他		第 29 類 茶、他


さらに、同じく誇称表示で、最近頻繁に用いられる「PREMIUM/プレミアム」はどのように判断されるのであろうか。

7. 不服 2010-10170

本願商標	結論	引用商標
プレミアムウォッシュ	非類似	WASH α
第 25 類 被服, 他		第 25 類 被服, 他

「プレミアム」なる語を含む商標の数は、「スーパー」を含む商標の数と比較すると少ない。この点から「プレミアム」の部分を含めて類否判断がなされるべきであるかどうかは、当該指定商品の分野での「プレミアム」の採択頻度、対比される商標間の態様等から検討されるべきである。上記 7. は、両商標非類似と判断されているが、本願商標の構成上の一体性、格別冗長でなく一連に称呼できること、及び引用商標の態様が欧文文字「WASH」に「α」を付加して横書した「WASH α」であり、これらを総合的に判断しての結果であると思われる。

8. 不服 2010-24533

本願商標	結論	引用商標
	非類似	あるる
第 35 類 広告, 商品の販売に関する情報の提供		第 35 類 広告, 商品の販売に関する情報の提供

8. は、本願商標と引用商標の抵触する役務が「広告」及び「商品の販売に関する情報の提供」であることに注目すべきである。これら役務の場合、「レンタカー」業務とは直接の関連性がないために、本願商標から「アルル」部分のみを抽出することなく全体で一体と認定され、引用商標と非類似と判断された。

もし、抵触する役務が「自動車の貸与」であった場合には、両商標類似とされるべきであろう。

9. 不服 2010-23049

本願商標	結論	引用商標
旬彩くいだおれ市場	非類似	旬菜
第 35 類 飲料品の小売・卸売		第 35 類 食肉の小売・卸売他

9. は、本願商標から「旬彩」部分のみ抽出されるか否かが問題となった。本願商標はやや冗長であるが、全体で不可分一体と認定され、「旬彩」部分のみは抽出されないと判断された。本願商標の構成上・称呼上の一体性と相俟って、「旬彩」と「旬菜」で漢字が違うこと、及び「旬彩」なる語は辞書用語ではないが、食品

関連分野で、比較的頻繁に使用され、識別力がそれほど強くないことも影響したのではなかろうか。

10. 不服 2011-10035

本願商標	結論	引用商標
ZOZOOUTLET	非類似	ZoZo
第 35 類 かばん類の小売・卸売		第 18 類 かばん類

10. は、「OUTLET」の部分が、「売れ残りや傷物を仕入れて安値で売る店」等の意味を有する語であるとしても、構成全体をもって一体不可分の造語と判断され、引用商標と非類似とされた。しかしながら、「OUTLET」が規格外を意味することを考慮すれば、「ZOZO」印の規格外商品と捉えることができ、引例と類似とされても不思議ではない。本願商標の出願人が、テレビコマーシャルで比較的知られていること、及び本願商標が、同書・同大・同間隔で表されていることが非類似となった要因であろう。これに対して、11. として以下の審決例を参考として挙げておく。11. は、「Idea」と「Outlet」の間に1文字分の空白があるが、「Outlet」及び「アウトレット」の各文字は、小売等役務における役務の提供の場所又はその取り扱いに係る商品の一販売形態（業態）を表示したものと容易に認識させると認定し、両商標類似と判断している。

11. 不服 2010-24218

本願商標	結論	引用商標
Idea Outlet アイデアアウトレット	類似	idea
第 35 類 印刷物を含む小売・卸売		第 16 類 雑誌

<まとめ>

以上より、商標の一部に、識別力が弱い、あるいは識別力に欠ける部分を有する結合商標を出願する場合に、その結合商標の要部と同一・類似する他人の商標が存在しても、出願商標のデザインに統一性を持たせたり、文字の大小、間隔等を調整することで、構成上の一体性を持たせれば、結合商標全体で一体視され、登録に至る場合が少なくないことが認識できる。

ところで、このように一体性を持たせて出願し、登録に至らしめた商標は、他人の商標との抵触を避けるべく、実際の使用においても当該登録された態様で使

用すべきことはいうまでもない。

② 観念上の一体性を有する結合商標

結合商標の中で、観念を結合要素として成り立っている商標は、従前より、一体として判断される傾向が強かった。

これは、商標の構成要素である各語が、他の語と結びついて、各語とは別の意味合いを有する1つの言葉を形成するからである。すなわち、両語は互いに補完し合って、1つの意味合いを形成するのであって、両語で1つの意味合いを形成する以上、両語から各語を分離・抽出するのは不自然であるという結果になる。

ここで抽出した以下の審決例は、観念を結合要素とするもので、一方の構成要素に識別力の弱い語を含むものであるが、すべて、全体で不可分一体として判断され、当該構成要素の一部と同一・類似の他人の商標とは非類似と判断されている。

12. 不服 2011-20979

本願商標	結論	引用商標
はなわのダリア	非類似	花和
第31類 ダリアの苗, 他		第31類 苗, 他

本願商標「はなわのダリア」に接した需要者は、そこから「花輪のダリア」、すなわち花輪状になったダリアを想起するのが自然であり、「花和」とは区別できると判断された。

13. 不服 2010-28366

本願商標	結論	引用商標
はっこいれもん 初恋檸檬	非類似	初恋
第30類 レモンを使用した菓子及びパン		第30類 菓子及びパン

本願商標「初恋檸檬」からは、「初恋のような檸檬」のイメージが想起されるため、「初恋」とは区別できると判断された。「甘酸っぱい」と表現されることが多い「初恋」を「檸檬」と掛け合わせ、1つのイメージが想起できるとされたものである。「初恋檸檬」は辞書用語ではないが、このように全体として1つのイメージが想起できれば、その構成要素の一部とは非類似と判断される可能性が高い。

14. 不服 2011-11332

本願商標	結論	引用商標
朝からキムチ	非類似	朝から
第29類 キムチ		第29類 加工野菜及び加工果実

本願商標は全体として「朝から食べるキムチ」なる意味合いを想起させると判断された。確かに本願商標は「朝から」と「キムチ」が繋がることで一定のイメージが想起され、単なる「朝から」との区別ができる。ところで、引用商標は、使用の段階にあっては、「朝から」の後に何がしかの言葉が続くことが予測されるが、本願商標が登録されてしまうことを考慮すれば、「朝から〇〇」の形で登録すべきである。引用商標権者の商標の使用の意図が、万が一「朝からキムチ」であった場合、本願商標の登録後は使用ができないこととなるからである。

ところで、以下の商標が非類似であると判断されていることにはいささか疑問がある。

15. 不服 2011-10208

本願商標	結論	引用商標
金ごま美人	非類似	ごま美人
第29類 金ごま油		第29類 ごま油

上記審決における判断は、「金ごま」の文字がごまの一種を意味するとしても、上記構成においては全体をもって一体不可分とするものである。「金ごま」及び「ごま」が、原材料であることに言及し、これらが原材料であるとしても、「美人」のみは抽出しないと判断されているが、全体として生じるイメージの比較はなされていない。

すなわち、「ごま」には主に「金ごま」、「黒ごま」「白ごま」があり、「金ごま」は「ごま」の下位概念である。同種商品の「ごま美人」に接した需要者が「金ごま美人」と区別できるのであろうか。近年は「ごま」の有する栄養素が着目されているため、いずれの商標からも「ごまを食して美人になる。」なるイメージが想起されるが、審決にはこの点の言及がない。仮に、本願出願人が、商品「金ごま油」に商標「金ごま美人」を使用し、引用商標権者が、商品「ごま油」に「ごま美人」を使用していた場合、観念が類似することにより、需要者間で混同は生じないのだろうかと思えるところ

である。

ちなみに、従前の判決例においては、「Golden Retriever」と「Labrador retriever」が観念上類似すると判断された。

16. 東京高裁平 13(行ケ)114 号 (一覧表に記載なし。)

本願商標	結論	引用商標
Golden Retriever	類似	
第 25 類 被服		第 25 類 被服

17. 不服 2010-27565

本願商標	結論	引用商標
YAMAHA PERFORMANCE DAMPER ヤマハ パフォーマンス ダンパー	非類似	YAMAHA
第 12 類 緩衝器		第 6 類 ばね

17. は、商号の略称を含む本願商標に対し、当該商号の略称を共通にし、当該略称のみからなる引例との類否が問題となった。審決が本願商標を「YAMAHA PERFORMANCE DAMPER/ヤマハパフォーマンスダンパー」で一体とし、これを引例と非類似とした理由は、本願商標の構成上・称呼上の一体性に加えて、1)その指定商品たる「緩衝器」が、相当の知識を有し、注意力の高い専門家を需要者とする事、2)本願商標中の「YAMAHA」、「ヤマハ」なる文字が、当該出願人の略称であり、同人による「二輪自動車」等に使用する商標として需要者間で周知であること、3)「パフォーマンスダンパー」なる語は出願人が独自に開発した車体制振ダンパーに使用する商標として、内外の自動車メーカー等において周知であることからである。審決は判断において、『「ヤマハのパフォーマンスダンパーという緩衝器」の観念を生ずるといえる』と認定している。本願においては、引用商標の楽器で有名な「YAMAHA/ヤマハ」と区別するために妥当な理由であると思われる。従前、「日清フーズ NISSHIN FOODS」と「日清/NISSHIN」の判決（東京高裁昭 54(行ケ)61)において、「日清」だけでは相互の区別ができない状況にあることを考慮し、「ニッシンフーズ」の称呼のみを生じ、単なる「ニッシン」の称呼は生じないとされた事案がある。なお、従来は、観念の判断においては、商標を構成する文字自体から生ずる本来の意味合いに言及するのみで、本件のように、出願人と関連づけるような形での観念の特定はされなかつ

た。また、本件の場合、当初複数指定していた指定商品に「緩衝器」のみに補正している。当該補正を行ったことにより、非類似と認定された前記各理由を明確に裏付けることができた。指定商品・役務の見直しは、いかなる場合においても検討すべきである。

<まとめ>

以上より、商標の構成全体から1つの観念を有する結合商標は、全体で一体として判断される場合が多い。かかる観念は、必ずしも辞書に記載されている言葉である必要はなく、単なるイメージのような場合でも一体視される場合はある。

ただし、ある商標に各需要者が複数のイメージを抱くような場合は、あまり有効であるとはいえず、複数の需要者が同一のイメージを抱くといえることが重要であると思われる。

③ 品質表示語及び普通名称を含む結合商標

次に、当該結合商標中に (i) 品質表示語 (ii) 普通名称を含む場合の審決の判断を考察する。これらは前述の構成上及び観念上の一体性を有する商標の各事案と必ずしも明確に区別できるものではないが、結合商標の一部に関し、どちらかといえば、「品質表示語」、「普通名称」という点に重きを置かれて判断されると考えられる事案を抽出したものである。

(i) 品質表示語を含む結合商標

抽出した審決リスト中、本願商標を不可分一体と認定し、両商標非類似と判断された事案は、「ピュアのおいしい酢」と「ピュア」(不服 2011-3507) の1件のみであった。かかる審決ですら、構成上及び観念上の一体性がないとはいえないことから、商標を不可分一体と判断するためには、構成上及び観念上の一体性が如何に重要であるかを再認識させられる。

18. 不服 2011-2702

本願商標	結論	引用商標
MATURE Gabardine	類似	MATURE マチュア
第 25 類 被服、他		第 25 類 被服、他

上記審決では、本願商標から「MATURE」のみが抽出されると認定された。これは、1)大文字のみからなる「MATURE」と最初の1文字のみが大文字である「Gabardine」の文字の間に1文字分の空白があるこ

と、2)両文字を結合しても一体的な意味合いが出ないこと、3)被服等の分野において「ギャバジン織」なる語が用いられ、本願商標から「ギャバジンの織物を使用した被服」等と需要者に認識される、と判断されたからである。すなわち、本願商標には構成上・観念上の一体性がない上に、当該指定商品の分野において「gabardine」なる語が一般的に用いられていることが判断のポイントとなった。

19. 不服 2010-29419

本願商標	結論	引用商標
PREMIER ATSUGI	類似	PREMIER
第 25 類 被服（「和服」を除く。）		第 25 類 洋服，コート，他

再び「PREMIER」である。上記審決では、本願商標中「PREMIER」と「ATSUGI」は二段併記して構成され、両文字の書体及び大きさが相違することから、両文字は視覚上分離して看取されると判断された。また、「PREMIER」なる語に関しては、「現在では要部とはなりえない。」との出願人の主張を斥けて、当該指定商品の分野においては品質表示とまでは言い得ない、と認定した。上記 7. との相違点に着目すべきである。

20. 不服 2010-3159

本願商標	結論	引用商標
VICTORY RED	類似	VICTORY
第 28 類 運動用具，他		第 6 類 アイゼン，カラビナ，他

上記審決は、「VICTORY」と「RED」との間に1文字分の空白があることから、両語は2語からなると容易に理解できると判断されている。また、両語はいずれも一般に親しまれている英語であり、「RED」については、本願指定商品の業界において、当該指定商品が「赤色」を指称するものとして一般に使用されていると判断し、本願商標の要部は「VICTORY」部分で、「RED」は色彩表示であると判断した。出願人は、全体として「勝利の赤」なるイメージが連想できると主張したが、認められなかった。一般的に、色彩を表わす言葉が、結合商標の前半部に来る場合は、例えば「BLUE SKY」や「WHITE HORSE」等、全体で1つの特有の意味合いが形成される場合が多いが、結合商標の後半部にそれが来る場合、全体で1つの特有の意味合いが生じる場合は少ないと言え、それが色彩表示

と判断される場合がある。

21. 不服 2010-4402

本願商標	結論	引用商標
メディカルレストラン	類似	宅配メディカルレストラン
第 44 類 栄養の指導		第 42 類 栄養の指導

審決 21. では、引用商標「宅配メディカルレストラン」が、漢字の「宅配」部分と片仮名の「メディカルレストラン」部分で分離して看取されると認定され、本願商標と類似すると判断された。本件のように、本願商標の一体性を検討すると同時に、引用商標の一体性についても同様に検討する必要がある。

ちなみに、「メディカルレストラン」なる語を一般的に使用している事実があれば、異なった主張・結論が考えられる。

22. 不服 2010-14135

本願商標	結論	引用商標
金印ドッグ	類似	金印
第 30 類 ホットドッグ，他		第 30 類 ホットドッグ，他

上記審決では、「チリドッグ」、「レタスドッグ」等、「〇〇ドッグ」の使用例を示すと共に、本願商標中の「ドッグ」は、「ホットドッグ」の略称であると認定された。また、本願商標中の「金印」部分が要部と認定され、「金印」部分と「ドッグ」部分とが観念的にもつながらないため、「金印」部分のみ独立して抽出され、引用商標と類似すると判断された。出願人は「金印ドッグ」全体として一体不可分である旨主張したが、認められなかった。確かに「金印ドッグ」は語呂・語調よく、一連に称呼できる。また、引用商標権者は「わさび」で有名な企業である。私見であるが、「印」を意味する「商標」の性質上、「金印」の漢字構成それ自体より、そこで区切られて、指定商品「ホットドッグ」に対する「金印」のイメージが働くことで、拒絶されたのではなからうか。

23. 不服 2010-13276

本願商標	結論	引用商標
タマ 200 年住宅	類似	
第 37 類 建築一式工事		第 37 類 機械器具設置工事

本願商標は、冗長で、「タマ」の文字と「200年住宅」の文字とを一体不可分なものとして把握しなければならない特段の事情を見出せないと認定され、引用商標と類似すると判断されたものである。すなわち、構成上・称呼上の一体性が認められなかった。片仮名「タマ」と数字「200」及び漢字「年住宅」の組み合わせが、構成上一体とは言えず、称呼も冗長と認定された。そして「200年住宅」とは法律で定められた「長期優良住宅」を意味する語として使用されているものである。そこからすれば、「タマ」と「200年住宅」を結び付ける要素は見当たらない。

(ii) 普通名称を含む結合商標

次に、結合商標中に普通名称を含む場合の審決の判断を考察する。

24. 不服 2011-14017

本願商標	結論	引用商標
モモステント MOMO STENT	非類似	momo
第10類 スtent		第35類 医療用機械器具の 小売・卸売

審決 24. では、本願商標中の「ステント/STENT」につき、「血管等を広げるために内部に挿入する管上の器具」をさす語として理解され、該部分は自他商品識別機能が極めて弱いか、又はその機能を果たさないとしたうえで、本願商標からは「モモ」の称呼が生じ、該称呼は引用商標とその称呼を共通にすると認定している。しかしながら、本願指定商品が、専門性が高い医療器具であることに言及し、その需要者が相当程度高い注意を払うとして、その需要者の注意力、外観上の相違点を併せ考慮し、結局、両商標は非類似であると判断された。引用商標の特徴ある外観及び指定商品が専門的であることが本審決のポイントである。

25. 不服 2010-26141

本願商標	結論	引用商標
ZERO AUDIO	非類似	XERO
第9類 音響機械器具、 他		第9類 電気通信機械器具

本願商標「ZERO AUDIO」は、「ZERO」と「AUDIO」の間で1文字分のスペースはあるものの、審決では、視覚上纏まりよく一体的に表現されていると認定し、その称呼も一連に称呼し得るとして、引用商標とは非類似と判断した。本願商標の「ZERO」と

引用商標の「XERO」は、称呼は「ゼロ」を共通にするとしても、その綴り、すなわち外観が相違することが考慮されたと思われる。なお、「ZERO」には数字「0」の意味があるが、「XERO」には数字「0」の意味はない。

26. 不服 2011-6625

本願商標	結論	引用商標
THE PHILOSOPHER'S SUPPLEMENT 賢者のサプリメント	非類似	賢者
第29類 健康食品		第29類 健康食品

審決 26. は、本願商標中、上段の「S」の部分は、英語で名詞の所有格を示す語尾であり、また、下段の「の」の文字は連体格を示す格助詞であり、いずれも後ろに続く語と結合することによって、特定の意味合いを形成するとし、本願商標は全体として一体不可分であり、引用商標とは非類似であると判断している。格助詞「の」を介して結合される結合商標は全体視される傾向が強い。ただし、以下のような事案もある。

27. 不服 2010-15158

本願商標	結論	引用商標
太陽のスフレ	類似	太陽
第30類 スフレ		第30類 菓子及びパン

審決 27. は、本願商標の要部は「太陽」の部分であるとし、本願商標からは「タイヨウ」の称呼・観念も生じることから引用商標と類似すると判断した。

26. と比較すると、「賢者のサプリメント」からは「賢い人が飲むサプリメント」の意味合いが想起されるが、「太陽のスフレ」からは一定の意味合いが想起されない。かかる違いが考慮されたのであろうか。

28. 不服 2010-27539

本願商標	結論	引用商標
勝サブレ	類似	勝カレーパン
第30類 サブレ		第30類 カレーパン

審決 28. は、本願商標中の「サブレ」、及び引用商標中の「カレーパン」は、いずれも指定商品の普通名称であり、両商標の要部は、その称呼、観念を共通にする「勝」の部分であり、両商標は類似すると判断した。さらに、本審決は、両指定商品の関連性についても言

及し、「サブレ」をはじめとする「焼き菓子」と「カレーパン」を始めとする「パン」は、同一事業者によって、製造・販売されることが少なくなく、その原材料、用途、需要者も共通するとした。

これに対し、以下のような判断も存在する。

29. 不服 H11-8459（一覧表に記載なし。）

本願商標	結論	引用商標
合格いも	非類似	合格アメ
第30類 菓子、他		第30類 あめ

上記審決では、本願商標の外観上・称呼上の一体性を理由として、「合格」の文字部分のみを抽出することなく、構成全体をもって一体不可分と判断し、引用商標と非類似と判断している。「いも」と「アメ」では商品的にも離れていると判断されたのであろう。

30. 不服 2010-10386

本願商標	結論	引用商標
呼吸するブラ	類似	呼吸する
第25類 ブラジャー		第25類 被服

審決 30. は、本願商標中の「ブラ」の部分が、指定商品との関係において、自他商品識別機能の欠ける部分であり、「呼吸する」なる部分が要部であると認定し、本願商標からは引用商標と共通する「コキユウスル」なる称呼及び「呼吸する」なる観念が生じ、引用商標と類似すると判断された。本願商標も引用商標も共に標準文字で構成されていることも、両商標「類似」と判断された一因と思われる。

31. 不服 2010-12256

本願商標	結論	引用商標
ノビ楽	非類似	のびラク
第25類 男性用下着		第25類 ブラジャー

一方、審決 31. では両商標「非類似」と判断された。引用商標のデザイン性が非類似の理由の1つとなったもので、「外観上まとまりよく一体的に表され、外観における統一感を有している」と認定されている。すなわち、「び」の右上部を伸ばし、弧を描くことにより、引用商標全体がデザイン的に統一されることとなる。また、称呼上は本願商標が「ノビラク」、引用商標が

「ノビラクブラ」で、普通名称たる「ブラ」の有無の相違点があるのみだが、外観上からすると、引用商標は平仮名「のび」と片仮名「ラクブラ」で構成されており、そこから「のびラク」と抽出するのは自然ではない。さらに、本願商標は、片仮名「ノビ」と漢字「楽」の組み合わせである。

これらの要因と先述の引用商標のデザイン性が相俟って、両商標非類似との結論に至ったのであろう。

なお、本願指定商品が「男性用下着」で引用商標の指定商品が「ブラジャー」であったことも、非類似と判断された一因と思われる。

<まとめ>

以上より、(i) 及び (ii) の場合は、類否判断が分かれることが見えてくる。かかる場合にこそ、他人の商標と識別できる確固たる理由となる他の要素を熟考することが重要となる。

すなわち、指定商品中の最も必要な商品、業界内での取引実情等、周辺事情を詳細に調査し、かかる要素の有無により、類否を予測、検討することが不可欠である。

(2) ①～③を通してのまとめ

以上、考察してきたが、結合商標の類否判断は、実に悩ましい場合がある。上記から見てとれるように、近年は、結合商標の一部に「産地表示」、「品質表示」、及び「普通名称」等、識別力の弱い文字を有する商標であっても、当該識別力の弱い部分を、画一的に除外し、要部のみで判断することは皆無となってきた。結合商標の類否判断を行う際には、必ず、当該商標の各構成部分を相互に結び付ける要素の有無、そして、その要素が有る場合にはそれが何であるのかを考える必要がある。

すなわち、外観構成上の一体性（デザイン的な統一感の有無）、観念上の一体性（結合させることで生じる一定の意味合いの有無）、称呼上の一体性（語呂・語調良く淀みなく一連に称呼できること）、軽重の差等のうちのいかなる要因において两部分が結び付いているのかを検討し、これらの結合の要因が多いほど、両語の一体性は強固となり、その一部分を有する他人の商標とは非類似と判断される傾向が強くなる。ときに、需要者の立場に立って、両語の結合が、日常生活において自然であるか、はたまた、品質表示語として捉え

た方が適切かといった視点から判断する必要もある。

また、当該商標のみから生ずる要因だけでなく、当該商標を付する商品の特質、業界事情、需要者層等、それぞれの事案に応じて個別具体的に一步踏み込んで類否判断につながる要素を検討する必要がある。

近年は、インターネット社会であり、上記事情を比較的容易に調べることができるようになったが、逆にそのことが類否判断を複雑にしているのかもしれない。

(西津 千晶)

(b) 記号・符号

(1) 考察

商品の規格や品番、形式等を表す「記号・符号」として認識され得る数字または2文字以下の欧文字は識別力がない、とされている（商標法第3条第1項第5号審査基準参照）。したがって、数字や2文字以下の欧文字を構成中に有する結合商標の場合には、当該部分が出所識別標識としての称呼、観念が生じないと考えられた上で、それ以外の部分が要部として抽出される場合がある（最高裁平成19年(行ヒ)第223号）。

では、結合商標の構成中に含まれている数字や2文字以下の欧文字は全て「記号・符号」表示と考えられた上で省略されているのであろうか。

① 数字との結合

1. 不服 2010-24384

本願商標	結論	引用商標
	類似	ENERGY
第28類 運動用其他		第28類 運動用其他

2. 不服 2010-20461

本願商標	結論	引用商標
ICE 32	類似	アイス AIS
第1類 化学品他		第1類 化学品他

上記2つの審決は、ともに、本願商標について、語尾に結合された「100」・「32」が省略されるとして、数字以外の部分が要部であると判断した例である。

要部観察がされた理由として、①「100」や「32」は「単なる数字」であり識別力がないこと、②文字部分と数字とが不可分的に結合しているとはいえないこと、

を両審決ともに挙げている。

「ENERGY100」については四角い枠に囲まれており外観上まとまりがよいともいえるが、「ENERGY」の文字と「100」の数字が結びつくことで、特別な意味合いが生ずるものではないことからすると、該構成においても「100」の数字は単なる記号・符号表示として理解され、それ以上の意味合いを持たないものである。

両審決ともに、数字部分が単なる記号・符号表示と認識されやすい構成の商標に関する判断であり、数字部分を除いた部分で対比（要部観察）がされた点については妥当といえる。

一方、「数字」との結合であっても一連一体の商標であると判断された例がある。

3. 不服 2011-188

本願商標	結論	引用商標
	非類似	FRAGMENTS
第25類 ベルト他		第25類 ベルト他

審決3.では、①本願商標は外観上一体的であること、②本願商標全体で「二千万個の破片」の意味合いが生ずることを主な理由に、本願商標は一連一体の商標であると判断された。

結合された単語によっては、数字との結びつきにより一体的な観念が生じる場合があり、その場合、外観上の不可分性が備われば、一連一体で判断される可能性がある事をこの審決から伺い知る事ができる。

② 欧文字一字または二字との結合

4. 不服 2000-12294

本願商標	結論	引用商標
FACE-NT フェイスエヌティ	類似	FACE フェース
第9類 電気通信機械器具		旧第11類 電気通信機械器具

審決4.では、本願商標について『構成中の「NT」及び「エヌティ」の文字部分は、ハイフンで結合され分離して認識されることと相俟って、この種の業界において、商品の品質、等級、品番などを表す記号、符号として用いられているアルファベット文字の1字又は2字の類型の一種として把握され、認識されるもの』とし、本願商標は「FACE」部分が要部であると判断

された。

本願商標は、フリガナを付すことで外観構成上の一体性を高めてはいるが、「FACE」の語と「NT」の語とが結びつくことで、特別な観念が生ずるものではなく、また、記号・符号表示として“語尾”に欧文文字2字を配することも一般的に行われていることからすれば、本願商標について「FACE（フェイス）」部分が要部であるとした審決は妥当であると考ええる。

一方、欧文文字1字・2字との結合であっても、一連一体の商標として判断されたケースがある。

5. 不服 2010-19088

本願商標	結論	引用商標
R-CUBE	非類似	CUBE
第9類 電子応用機械器具		第9類 電子応用機械器具

審決5.では『たとえ、欧文文字1字が、商品の規格、型式等を表す記号、符号として一般に広く用いられているとしても、かかる構成からなる本願商標においては、これに接する取引者、需要者をして、その構成全体をもって一体不可分の一種の造語として認識し、把握されるとみるのが自然である』と判断している。

審決4.との違いとしては欧文文字1字の結合場所が語頭であるか語尾であるかの違いがある。記号・符号表示は、語尾に配されるのが一般的であり、語頭に配された本願商標の構成にあっては、欧文文字「R」は記号・符号表示とは認識されない、との判断がなされた事例である。

同様に、欧文文字1字・2字が語頭にある商標について、一連一体の商標であると判断した事例として、下記の審決がある。

6. 不服 2010-650019

本願商標	結論	引用商標
X-PLANON	非類似	プラノン PRANON
第5類 人用の薬剤及び医薬品		第5類 薬剤

7. 不服 2011-3080

本願商標	結論	引用商標
アイキューコントロール IQ CONTROL	非類似	CONTROLL
第1類 分析用化学剤（医療用及び獣医科用のものを除く。）		第1類 れんが及びコンクリートの下地剤として使用する化学剤

(2) まとめ

結合商標中の数字や2文字以下の欧文文字が「記号・符号」を表すに過ぎないと認識されれば、それ以外の部分が要部として抽出される。

しかし、数字や2文字以下の欧文文字であっても、結合する単語によって観念上の一体性が認められれば、その数字や2文字以下の欧文文字は「記号・符号」表示とは認識されなくなるから、そのような結合商標は一連一体でのみ機能すると判断される傾向がある。

また、製品の規格や品番等の記号・符号は社会通念上、“語尾”に配するのが一般的で“語頭”に配すことは考え難いため、数字や2文字以下の欧文文字が“語頭”にある場合には、記号・符号とは捉えられず、省略されない傾向が強い。

よって、数字や2文字以下の欧文文字を構成中に有する結合商標について要部観察がなされるか否かを検討するにあたっては、構成全体で一体的な意味合いが生じるかということや、数字や欧文文字1字・2字の結合の位置等を勘案し、数字や2文字以下の欧文文字が記号・符号表示と認識されるか否かを検討することが重要となる。

なお、このような商標について登録を取得したとしても、市場において一連一体性が失われるような使用（例えば、横一連を2段書きに変更したり、スペースを広くするような変更）をした場合、引用商標（先行登録）と非類似と判断された登録商標ではなくなってしまうため、先行登録の商標権者から権利侵害に問われる可能性が生まれるという点は注意しなければならないと考える。


(井澤 幹)

(c) ストロングマーク

(1) 考察

本テーマでは、商品ないし商号の略称を表示する周知な表示を含む結合商標について取り上げる。

商号の略称に由来する周知表示を含む結合商標の類否判断の指針を示す先例として、SEIKO EYE 事件（最高裁平成3年（行ツ）第103号）がある。

本願商標	結論	引用商標
	非類似	SEIKO EYE
旧第23類 眼鏡及びその部品、その他本類に属する商品		旧第23類 時計、眼鏡、これらの部品及び附属品

同最高裁判決では、「SEIKO EYE」という商標が指定商品である眼鏡に使用された場合、「SEIKO」の部分が取引者、需要者に対して商品の出所の識別標識として強く支配的な印象を与えるのに対し、「EYE」の部分は眼鏡と密接に関連しかつ一般的、普遍的な文字であるから、特段の事情がない限り、「EYE」の部分からは出所の識別標識としての称呼、観念は生ぜず、同商標は「SEIKOEYE」全体として若しくは「SEIKO」の部分としてのみ称呼、観念が生じる、と判断された。

1. 不服 2011-9950

本願商標	結論	引用商標
	非類似	サンド
第29類 はんぺん、魚肉練り製品		第29類 加工水産物等

審決1.は請求人の商品ないし商号の略称を表示する周知な表示と指定商品との関係で識別力の弱い言葉から構成される結合商標の例である。「紀文」は請求人の周知表示であるのに対し、「サンド」は、その指定商品である「はんぺん、魚肉練り製品」の分野においては、「挟む」の意味を有する識別力の弱い言葉であるから、「サンド」の部分が独立して取引に資されるものとは認め難いとして、両商標は非類似である、と判断された。本審決は最高裁判決に沿った妥当な判断である。

2. 不服 2010-21286

本願商標	結論	引用商標
Rolls-Royce Phantom	非類似	PHANTOM (標準文字)
第12類 自動車並びにその部品及び附属品		第12類 自動車並びにその部品及び附属品

審決2.は請求人の商品ないし商号の略称を表示する周知な表示と指定商品との関係で識別力を有する言葉との結合商標の例である。「Rolls-Royce」は周知表

示であるのに対し、「Phantom」は「幽霊、幻覚」を意味するが、我が国で一般に親しまれているとはいええず、一種の造語として認識され、特定の観念が生じないから、本願商標から「Phantom」の文字部分のみを分離抽出し取引に当たるとするのは不自然であるとして、「Phantom」からなる商標と非類似であると判断された。

なお、「Rolls-Royce Phantom」はロールス・ロイス社の高級リムジンのブランドとして知られており、本願商標は構成全体として取引に資されるものと思われるが、同社の他の車種、例えば、「Rolls-Royce Ghost」と区別するため、「Phantom」部分に着目して取引に資される可能性も否定できないと考える。

3. 不服 2011-650126

本願商標	結論	引用商標
Eppendorf Xplorer	非類似	XPLORE
第9類 電子式及び科学用機器及び実験用機器、特に電子式ピペット		第9類 プラスチック加工の分野等における研究開発用の機械及び装置等

審決3.は請求人「Eppendorf AG IP Department」の商号の略称である「Eppendorf」を含む結合商標の例であるが、同商標に関しては、本願商標は全体として冗長であり、前半の請求人の略称の部分に着目し取引に資するから、後半の「Xplorer」の部分のみをもって取引に当たるべきとみる特段の事情はないとして、両商標は非類似であると判断された。

しかしながら、「Eppendorf」が商号の略称部分であるということであれば、本願商標も、「Eppendorf」の「Xplorer」として認識され、「Xplorer」で取引される場合もあるのではないかという点で疑問が残る。その場合、本願商標の「Xplorer」の部分と引用商標「XPLORE」の相違は語尾の「r」の有無のみということになる。

上記以外にも、商品ないし商号の略称を表示する表示（周知な表示である場合が多い）を含む結合商標に関しては、その他の文字部分につき、識別力が否定されない場合であっても、結合商標全体として、あるいは、商号の略称の部分から称呼、観念が生じる、と判断され、その他の文字部分のみからなる商標と非類似であると判断されている例が多く見受けられる。

一方で、周知な商号の略称を含む商標に関して、結合商標の構成態様により、その他の文字部分も要部に

なり得るとして、両商標が類似すると判断された原則的な事例も存在している。

4. 不服 2010-453 (一覧表に記載なし。)

本願商標	結論	引用商標
	類似	ネクスト NEXT
第 38 類 テレビジョン放送, 電気通信 (放送を除く。) 等		第 38 類 移動体電話による通信等

審決 4. では構成中の「フジテレビ」を当該業務の主体を示す代表的出所表示標識として捉え、「NEXT」の文字をその役務の種類を個別化して特定するための個別標識として認識し、把握するのが相当であるから、「NEXT」が独立して自他役務の識別標識としての機能を果たし得る、として、両商標は類似すると判断された。

5. 不服 2011-1867 (一覧表に記載なし。)

本願商標	結論	引用商標
フローラ FLORA	類似	FLORA BY GUCCI
第 3 類 化粧品, 香料類		第 3 類 化粧品, 香料類及び香水類

審決 5. では「BY GUCCI」の部分が「GUCCI」によって製造・販売される商品であることを認識させ、その構成中の「FLORA」の文字は「GUCCI」が製造・販売する個々の商品の標識、すなわちペットマークとして認識されるものであるから、引用商標は「FLORA」と「BY GUCCI」に分離され、「FLORA」の文字部分からも称呼が生ずると判断された。

上記審決 4. 及び審決 5. に関して、周知表示以外の部分も要部になり得ると判断されたのは、審決 4. に関してはその外観的構成、審決 5. に関しては、商標から生ずる観念によるところが大きいが、両審決とも、周知な商号の略称以外の文字部分も要部となり得ることを明らかにしている点で評価できる。

(2) まとめ

商標の類否判断は商標の構成全体を観察して行われるのが原則であり、商標の構成中に需要者の注意を特に惹く部分、すなわち、独立して識別力を有する部分がある場合は、当該部分が商標の要部とされることが多い。商号の略称は商品や役務の提供者を示す営業標識であると共にその者が取扱う商品や役務の表示とし

ても使用され、強い識別力を有するに至る場合が多いので、その他の文字部分の識別力が否定されない場合であっても、その他の文字部分の識別力が、周知な表示に対比して、相対的に弱まってしまうため、周知な表示とその他の文字部分からなる結合商標に関しては、その他の文字部分のみでは類否判断を行わないというのが審決の考え方であると思われる。

しかしながら、商号の略称はいわゆるハウスマークと呼ばれるものであり、企業では、その規模が大きくなればなるほど、同一のカテゴリの商品やサービス(役務)に多種類の商品やサービスを投入する傾向があり、商品やサービス毎に商標、いわゆる、ペットネームを採択する機会が多い点には注意すべきである。新商品・新サービスの市場への投入直後は、ペットネームだけでは顧客吸引力に欠ける面があるため、業務上の信用が化体したハウスマークとペットネームを併用するケースも多いが、ハウスマークにより下支えされたペットネームがブランドとして成長し、独立して識別力を有し、当該部分により取引に資されることも十分考えられる。

したがって、商号の略称を表示する周知な表示を含む結合商標の類否の判断に当たっては、周知な表示とその他の文字部分の識別力の強弱、外観上、観念上の結合状態を検討し、ハウスマークとペットネームとして使用されていると判断される余地があれば、商標の類否はそれぞれの部分を要部として判断されるべきであると考えられる。

(熊谷 美和子)

(d) 識別力弱+識別力弱

(1) 考察

指定商品等との関係で識別力が弱いとされる単語同士の結合商標の場合、そのような商標は一連一体でのみ機能すると判断されるのか、それとも、構成要素の一部が要部として抽出され得るのか。本稿では、その点に関する判断を行った審決例について検討したい。

1. 不服 2008-19215

本願商標	結論	引用商標
モイスチャー ドライヤー	類似	MOISTURE モイスチャー
第 11 類 乾燥装置		第 11 類 飼育乾燥機

審決 1. では、本願商標について、「ドライヤー」部分が指定商品「乾燥装置」を意味するもので識別力がな

い部分であるから、「モイスター」部分が要部であると判断された。

確かに「モイスター」部分も「湿気、水分、水蒸気」の意味合いを有し、「うるおい効果」を表わすものとして使用されているため、指定商品「乾燥装置」との関係で識別力が弱い用語であると考えられる。しかし、「ドライヤー」の語が指定商品そのものを表す普通名称であることを考えた場合、「モイスター」部分と「ドライヤー」部分とは識別力の強弱があることが明らかであり、また、本願商標については「“モイスター”印のドライヤー」と理解される場合もあるから、本願商標について「モイスター」部分が要部であると判断した審決1.は妥当であると考ええる。

2. 不服 2010-27947

本願商標	結論	引用商標
ぷるぷるアミノ酸	非類似	プルプル ぷるぷる
第29類 アミノ酸を主成分とする粉末状の加工食品		第29類 カルシウムを主原料とする錠剤・粉末状の加工食品

一方、審決2.では、本願商標の構成中「ぷるぷる」部分は「アミノ酸」部分と同様に識別力が弱いとして、本願商標は一連一体の商標であると判断された。

アミノ酸やコラーゲン入りの加工食品（サプリメント）の効能を表示する際に「ぷるぷる」の表示を用いて美肌効果を表すような例も少なくなく、「ぷるぷる」の語について「アミノ酸」の語と同程度に識別力が弱いと認定した上で、本願商標は一連一体でのみ機能する商標であるとした審決の判断は妥当であると考ええる。

なお、本願商標の構成中「アミノ酸」は指定商品の主成分にすぎず、指定商品の普通名称ではないから、本願商標に接する取引者・需要者が「ぷるぷる」印の「アミノ酸」という理解をすることはなく、この点で、審決1.の「モイスタードライヤー」とは異なる。かかる相違が要部観察の要否について、審決1.と審決2.とで異なっている理由の1つであると考ええる。

3. 不服 2011-13927

本願商標	結論	引用商標
ぷるぷる ウォーター	非類似	ぷるぷる
第32類 清涼飲料		第32類 清涼飲料

審決3.では、本願商標の構成中「ウォーター」部分が指定商品「清涼飲料」との関係で識別力がない部分であるとしても、「ぷるぷる」部分も商品の食感、形状等を表す識別力が弱い用語であるから、両語の間に識別力の強弱はないとした上で、本願商標は一連一体でのみ機能すると判断している。

本願商標は「ゼリー状の清涼飲料」に使用されている商標であり、その使用商品との関係では「ぷるぷる」の語が商品の食感、形状等を表す表示として使用されていることが勘案された事案と思われる。しかし、本願の指定商品は「清涼飲料」全般であり、食感のない流動物である指定商品「清涼飲料」全般との関係でその判断が当て嵌めるのかという点については疑問が残る。

4. 不服 2011-3634

本願商標	結論	引用商標
CHEEK BLOSSOM チークブロッサム	非類似	ブロッサム
第3類 化粧品		第3類 化粧品

審決4.では、本願商標の構成中「CHEEK（チーク）」と「BLOSSOM（ブロッサム）」について、ともに化粧品の分野でよく使用される用語であることから、それぞれの意味において識別力の強弱はない、とした上で、本願商標は一連一体でのみ機能すると判断されている。

しかし、その意味合いから考えた場合、「CHEEK（チーク）」の語は品質表示的な意味合いを想起させるのに対し、「BLOSSOM（ブロッサム）」の語（「花、開花」という意味）は品質表示的な意味合いを想起させないものである。審決4.では、ともに化粧品によく用いられているとしているが、両語の間に識別力の強弱はあるように思われる。

5. 不服 2011-13340

本願商標	結論	引用商標
ゼロカクテル	非類似	ZERO
第33類 カクテル		第33類 洋酒

審決5.では、本願商標について、「ゼロ」部分と「カクテル」部分はいずれも識別力が弱い用語であるから、本願商標について「ゼロ」部分が要部になるものではないと判断している。

近時、カロリーゼロ、糖質ゼロなどの表記のある酒類を多く見かけるようになってきているところでもあり、本願商標の構成において取引者・需要者が「ゼロ」部分のみに着目した上で商取引を行うことは考え難いから、本願商標について「ゼロ」が要部にならないとした審決は妥当であると考ええる。

(2) まとめ

紹介した審決の他にも識別力が弱い用語同士の結合商標が一連一体として判断された例は多くあり、その傾向はここ最近増えつつある。

出願商標が識別力の弱い用語同士の結合商標であるならば、引用商標の識別力も「弱い」、つまり先行登録(引用商標)が有する独占適応性・後願排除効も弱いというべきであり、その様に考えると、これら非類似審決は当然の法理であるといえる。

(井澤 幹)

(e) 権利否定

(1) 考察

主に、先願商標が、自他商品役務の識別標識としての機能が極めて弱いか、あるいは機能を果たさないとして、後願商標が、先願商標とは非類似と判断されたケースを「権利否定」としてまとめた。

1. 不服 2011-18483


本願商標	結論	引用商標
スターバックスリザーブ STARBUCKS RESERVE	非類似	リザーブ RESERVE
第30類 茶、コーヒー及びココア、菓子及びパン他		第30類 茶、コーヒー及びココア、菓子及びパン他

本願商標は、著名な商号の略称を語頭に付けた結合商標の例である。

審決1.では、本願商標のうち、「スターバックス(STARBUCKS)」の部分は、請求人の著名標章であるため、商品の出所標識として強く支配的な印象を与えるが、「リザーブ (RESERVE)」の部分は、飲食料品等の分野において「貯蔵品、取り置き」の意味、あるいは、これが転じて「とっておきの」「高級品」という程の意味合いを表す自他商品識別力の弱い語と認識されるから、本願商標から、「構成全体」の称呼と「著名標章部分のみ」の称呼は生じるが、「リザーブ」のみの称呼は生じないとして、両商標は非類似と判断された。

後願出願人側としては、ある言葉 A (本件では「リザーブ (RESERVE)」) が、既に他人の登録商標として存在するが、現時点では、指定商品・役務との関係において識別力がないと考えられる場合がある。そのような場合、言葉 A は、商標法第26条において「商標権の効力が及ばない範囲」として規定されているものの相対的な効力制限に過ぎないため、後願出願人としては、言葉 A に商号等、識別力のある文字や図形と結合させた商標として出願して、商標登録を図り、登録商標として安心確実に使用を図るケースである。

2. 不服 2011-9168

本願商標	結論	引用商標
	非類似	そのまんまゆず
第30類 形状を残したゆずの皮を使用した菓子及びパン		第30類 ゆずを使用してなる菓子、ゆずを使用しなるパン

審決2.では、本願商標の補正後の指定商品は「形状を残したゆずの皮を使用した菓子及びパン」である。食品業界において、素材の形状がそのまま残っている商品を表すものとして、素材の名称に「そのまんま」の文字を冠した「そのまんま〇〇」の文字が普通で使用されている取引実情があることから、本願商標構成中「そのまんま」「そのまんまゆず」の文字部分は、指定商品との関係において、自他商品の識別力が無いか弱いものとみるのが自然であると判断された。

本願商標構成中、品質を表示する文字部分(本件では「そのまんまゆず」)に対応するがごとく、指定商品を限定する補正(本件では「形状を残したゆずの皮を使用した」)を行いつつ、両商標が非類似である旨の主張がなされたケースである。

(2) まとめ

結合商標を出願した後願出願人側から検討すると、引用商標との類否においては、引用商標を構成する文字が、現時点で、当該業界において、自他商品識別標識としての機能を果たす態様で使用されているのか、それとも品質表示等として普通で使用されているに過ぎないのかどうかを十分に検討することが大切である。そして、場合によっては、指定商品の減縮補正を行うことも視野に入れて、意見書や審判請求書で引用商標との非類似を主張することを検討すべきである。

一方、先願商標権者側(引例商標権者側)から検討

すると、後願商標の査定系審判においては、引用商標権者の関与しないところで、引用商標の識別力についての主張・立証がなされていることになる。自社の所有する商標権が、自社の関与しないところで、実質的に「識別力なし」と判断されて、他人の結合商標が商標登録されてしまうと、せっかく商標を登録しても、商標としての実質的な価値を喪失する結果となる。

したがって、出願商標が登録になって、安心してしまいうのではなく、商標の使用において、普通名称化を防止するとともに、他社が、自社の商標権に類似する商標を出願していないか、登録されていないか、常にウォッチングしていく必要がある。そして、必要に応じて、情報提供や、登録後であれば異議申立・無効審判等により、類似する後願商標を排除して、自社の商標権の実質的な価値をしっかりと守っていくことが大切であると考えられる。

(小林 恵美子)

6. おわりに

以上、考察してきたように、結合商標の類否判断においては、従来とは、かなり判断の傾向が異なるパターンも見受けられる。

したがって、単に機械的・形式的に特許庁商標審査基準を当てはめて判断することなく、先ず、結合商標がどのような結合のパターンであるのかを考え、全体観察の他、外観・観念・称呼・識別力の強弱等の各要素において、一体性が高まる要素があるのか、それとも要部が抽出されるのかを入念に洗い出すことが必要である。その上で、当該商品・役務分野における取引実情、需要者・取引者層の特定とその注意力、当該指定商品・役務分野における登録状況、そして最近の審決・判決の傾向等を踏まえて、個別具体的に検討していくことが益々重要になると考えられる。



本稿が、結合商標の類否について、現在どのように判断されているのか、そして、判断結果をどのように分析して実務に役立てたらよいかを考察する際の参考になれば幸いである。

(原稿受領 2013. 4. 16)

<審決・判決リスト>



1. 外観上の一体性

(a) 外観上の一体性

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
	非	GEAR	5 25	本願商標は、大きく表示された「S」と「P」の欧文字をやや上下にずらし、該「P」の欧文字に近接して、小さく「GEAR」の欧文字が表示されているところ、「SP」及び「GEAR」の両欧文字は、全体として外観上まとまりよく一体的に表されているものであって、しかも、これより生ずると認められる「エスピーギア」の称呼も、よどみなく自然に称呼できるものである。	2011-17516	不服
	非	ORIX / オリックス	29 32	本願商標は、全体として一体的にまとまりよく構成されているものであり、殊更にその構成中の「OgM」及び「Golf Management」の文字部分を捨象し、「ORIX」の文字部分のみをもって取引に資されるというべき特段の事情は見いだすことができない。	2011-18473	不服
	非		25	本願商標は、上段の文字と下段の文字群は、同じ幅に収まるように表されていることから、外観上まとまりよく一体に構成されたものであり、「ファンビューフォート」の称呼も無理なく一連に称呼し得る。本願商標中、下段に表された「BeauFort」の部分を取引に資されるというよりは、むしろ、構成全体をもって、その指定商品の出所を表示する標章として認識されるものとみるのが相当である。	2011-16845	不服
FOCUS	非		10	引用商標は、「μ」が「FOCUS」の文字部分中の「F」の文字の、左上部分が重なり合っており、左下部は接している。また、「μ」と「FOCUS」の文字部分は、それぞれの底部分が、水平にそろって配されていることも相まって、両者が一体の構成態様からなっているとの印象を抱かせる。引用商標は、全体として取引されることはあっても、ここから殊更に、「FOCUS」のみが分離、抽出され、単に「フォーカス」の称呼のみをもって取引に資されるとはいえない。	2011-13661	不服

	非	XERO.	5 本願商標は、ややデザイン化された「ZERO」とその右下に「ゼロ」、これらの文字と同じ高さで続けて「テープ」を書してなり、これらの文字は、上から下に向かって濃くなるように青色のグラデーションがなされている。本願商標は、文字全体の青色のグラデーションの色彩と相俟って、まとまりよく一体に看取される。	2011-3749	不服
	非	ジョンソン	3 4 5 11 16 本願商標は、斜辺が緩やかな弧を描く直角三角形の図形内の「A FAMILY COMPANY」の文字の上部に配されてなる文字及び図形からなる部分は、「J」の文字の左側の空間部分に幾何図形及び「SC」の文字が接合するように表され、これに続けて同じ書体で「ohnson」の文字が書されているものであり、視覚的にまとまりよく一体的に表された印象を与えるものである。	2010-650026	不服
	類		43 本願商標の「和創業」「TSUKITEI」「月亭」の各部分は、一体としての特定の観念を有さず、常に一体として把握されなければならない特段の事情も見出せないで、各々が独立して取引に資されることが充分にあり得る。引例の図形と「月亭」の部分は、一体としての特定の観念を有さず、一体として融合した構成態様ではなく、一体不可分のものとして把握しなければならない特段の理由もない。	2011-1350	不服
	非	S!ループ	9 14 引用商標は、「S」の欧文字及び「!」（感嘆符）が黄色で書され、それに続けて「ループ」の片仮名がゴシック体により黒色で書されているところ、「S」の文字は上部を下部より幅広にしたものであり、「ループ」の文字は「ル」の画目を直線的に表現するなどやや特徴のあるゴシック体で表現されている。このように、引用商標は、黄色と黒色とで色分けされているものの、全体としてまとまりよく一体的に図案化されたものであるとの印象を与える。	2010-14095	不服
	類		35 引用商標は、構成文字中の「いも麴 式拾六度」、「芋」及び「こくぶ」の文字から生ずる「イモノコウジニジュウロクドイモコクブ」等の称呼のほか、「こくぶ」の文字部分に相応した「コクブ」の称呼をも生ずるものであり、かつ、特定の観念は生じないものである。	2009-16461	不服
	類	ELT	9 12 42 本願商標を構成する「elt」、「ELETTRONICA」及び「mind is the first defence」の各文字は、文字の大きさ及び態様が別異であることから視覚上分離して看取され、その構成中、顕著に表された「elt」の文字部分が、看者の注意を強く惹く部分である。	2009-650137	不服
	非	CitiGold Loan	36 引用商標は、「CitiGold Loan」の欧文字を、ほぼ同じ大きさの太い文字で、右に傾斜させ、横書きで表されてなるところ、「CitiGold」と「Loan」との間には、約1文字分の間隔が設けられているものである。そして、引用商標の「CitiGold」部分は、該文字に相当する既存の語は存在しないので、その限りでは、格別の観念を生じることとはなく造語と理解される。	2010-214	不服
	非	 きずな	14 本願商標の構成中「きずなダイヤモンド」の文字部分は、同書、同大、同色彩、等間隔で軽重の差なく、外観上、まとまりよく一体的に表わされていて、これより生ずる「キズナダイヤモンド」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得るものである。	2011-4055	不服
	非	ヌーディ NUDY	3 本願商標は「ヌーディヌーディ」及び「Nudi : Nudi」の文字それぞれを一体のものとして認識、把握するとみるのが自然であり、本願商標の構成中「ヌーディ」及び「Nudi」の文字部分を分離・抽出し、類否を判断すべきではない。	2010-29446	不服
	類		9 引用商標の「Kiss」の文字が、その構成中、上部に配置され、他の文字に比べて大きいことに照らすと、引用商標に接する需要者等が「Kiss」の文字部分に着目し、当該文字部分から生ずる称呼及び観念をもって取引に資する場合も少なくない。	2010-2388	不服

	非		29 30 40	引用商標の構成は、外観上まとまりよく一体的に表され、これより生ずる「フクミツササブネヤキ」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。そして、観念については、特段の意味合いを生ずることがないことからすれば、引用商標は、その構成全体をもって、一体不可分の造語とみるのが相当である。	2010-26810	不服
DELFI CHA CHA	非		30	本願商標は、「DELFI CHA CHA」の文字を標準文字で表してなるものであり、いずれの文字も同じ書体、同じ大きさで外観上まとまりよく一体的に表されているものであって、その構成文字全体から生じる「デルフィチャチャ」の称呼もよどみなく一連に称呼し得る。	2011-17518	不服
琥珀の夢酎	非		33	本願商標は、同書、同大、等間隔で、外観上まとまりよく一体的に表されているものであり、さらに、本願商標の構成全体の文字に相応して生ずると認められる「コハクノムチュウ」の称呼も格別冗長なものではなく、よどみなく一連に称呼し得るものである。	2011-10100	不服
	非		24	引用商標は、「Ramure55」及び「ラミュー」の文字よりなるところ、同じデザイン化された書体で、外観上まとまりよく一体的に構成されているものであり、また、その構成中の「ラミュー」の文字部分は、「Ramure」の文字部分の表音を特定したものと理解されるものである。	2011-13062	不服
香り白だし	非		30	本願商標は、同じ書体、同じ大きさ、等間隔で外観上まとまりよく一体的に表されており、これより生ずる「カオリシロダシ」の称呼もよどみなく一連に称呼し得るものである。してみれば、本願商標に接する取引者、需要者は、殊更「香り」の文字部分のみに着目するというよりは、まとまりよく一体的に表され、「カオリシロダシ」とよどみなく一連に称呼し得る本願商標の構成文字全体をもって一体不可分のものと認識し把握するものとみるのが自然である。	2011-7624	不服
	非	ZERO	3	本願商標は左上段の「clean it」の文字と、右下段に、大きくやや太めの「Zero」(Zの文字はやや図案化されている)の文字とを二段に表してなるところ、「clean it」の文字と「Zero」の文字とは、構成文字の大きさ、太さに相違はあるが、共に筆記体風の書体で全体として外観上まとまりよく一体的に構成されているものである。	2011-15886	不服
CLOVER [®] A1c	非		5 10	本願商標は、同じ書体及び大きさで、かつ、色彩(青色)も同じくする「CLOVER」の文字と「A1c」の文字及び数字とを1文字程度の間隔を空けて横書きし、さらに、該「CLOVER」における「R」の文字の右斜め上方に、緑色で表してなる4つの扇形をそれらの頂角が中心の一点に揃うように組み合わせる図形を配してなるところ、これらの文字及び数字並びに図形は、視覚的にある程度まとまりあるものとして看取、把握される。	2011-20344	不服
	非	eSPORTS	9	本願商標は、語頭からの「Tt」の文字部分は、太字で大きく表されているもの、これに続く「eSPORTS」の文字部分は、バランスよく結合されており、それぞれの文字も同書、同大、等間隔で表されており、全体として外観上まとまりよく一体的に表されているものであって、該「Ttesports」の文字から生ずる「ティーティーイースポーツ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。	2011-15602	不服
	非		9	本願商標は、V字型の図形とその右に「varad」の文字を書し、その右下に小さく「SCANNERS」の文字を配してなるところ、該V字型の図形は、大きく特徴的に表され、また、これに続く「varad」の文字も特徴のある書体で表されており、該図形と該文字部分がまとまりよく一体のものとして、看者に強く印象付けられるものである。	2011-19939	不服
	非		9	本願商標は、V字型の図形とその右に「varad」の文字を書し、その右下に小さく「SECURITY」の文字を配してなるところ、該V字型の図形は、大きく特徴的に表され、また、これに続く「varad」の文字も特徴のある文字で表されており、該図形と該文字部分がまとまりよく一体のものとして、看者に強く印象付けられるものである。	2011-19933	不服


	非	CitiGold Loan	36	引用商標は「CitiGold」の部分が取引者、需要者に対して役務の出所の識別標識として強く支配的な印象を与えるから、「Citi」の部分を除外した「Gold Loan」の文字部分が、独立して自他役務の識別標識としての機能を果たすとは考えにくい。	平成 22 (行ケ) 10327	審決 取消
Gold Loan	非	CitiGold Loan	36	引用商標は「CitiGold」の部分が取引者、需要者に対して役務の出所の識別標識として強く支配的な印象を与えるから、「Citi」の部分を除外した「Gold Loan」の文字部分が、独立して自他役務の識別標識としての機能を果たすとは考えにくい。	平成 22 (行ケ) 10326	審決 取消
	類	HORECA ホレカ	16	本願商標のうち「HORECA」の文字部分は、これを分離して観察できることが取引上不自然であると思われるほど不可分に結合しているとはいえず、本願商標のうち「HORECA」の部分だけを引用商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。	平成 23 (行ケ) 10087	審決 取消

(b) フリガナ

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
カヤビューティラボ Kaya beauty laboratory	非	カヤ KAYA	25	本願指定商品「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト」他。上段の「カヤビューティラボ」の片仮名部分は、同じ書体、同じ大きさにより、一連にまとまりよく表されており、また、下段の欧文字部分は「Kaya」、「beauty」及び「laboratory」の各文字間に1文字程度の間隔があるものの、各文字は、同じ書体、同じ大きさにより、外観上まとまりよく一体的に表されているものであって、いずれの文字についても軽重の差があるものとはいえない。	2010-20433	不服
SPOT CLEAR GEL スポットクリアジェル	非	スポット SPOT	3	本願指定商品「家庭用美顔器で使用するためのジェル状せっけん」他。「SPOT CLEAR GEL」及び「スポットクリアジェル」の文字は外観上まとまりよく一体的に構成され、観念上も軽重の差を見出すことはできない。全体から生ずると認められる「スポットクリアジェル」の称呼も格別冗長というべきものでなく無理なく一連に称呼できるものであり、構成中の「スポット」及び「SPOT」の文字部分のみが独立認識されるとみるべき特段の事情は見出せない。	2009-25569	不服
	非	ウマカラ	35	本願指定役務「調味料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」他。本願商標は全体として外観上まとまりよく一体的に表わされている。また、「うま辛」と「.com」の部分は識別力の点で格段に異なるものとみることができない。さらに、「うまからどっこむ」の平仮名部分は、「うま辛」及び「.com」の読みを特定するものと無理なく理解できるから、該平仮名部分より生ずる称呼が本願商標より生ずる自然の称呼とみるのが相当。	2011-4608	不服
VivitEye ヴィヴィットアイ	非	ビビットエース VIVITACE	5	本願指定商品「薬剤」。本願商標は構成全体としてまとまりよく一体的に表されているものであり、それぞれから生ずる「ビビットアイ」の称呼も、淀みなく一連に称呼し得るものである。そうすると、本願商標の係る構成においては、殊更、「Vivit」又は「ヴィヴィット」の文字部分が着目され取引に資されるというよりは、むしろ、構成全体をもってその指定商品の出所を表示する商標として認識されるものとみるのが相当。	2010-23048	不服
PRINCESS WHITE プリンセスホワイト	非		11	本願指定商品「電球類及び照明用器具、家庭用電熱用品類」。本願商標は、「PRINCESS」と「WHITE」の文字との間にやや間隔があるものの、構成各文字は、同書・同大で、外観上まとまりよく一体的に表されており、また、下段の片仮名部分は、同書・同大で、一連に「プリンセスホワイト」と表されているもので、上段の欧文字部分の読みを表したものとして認識され、構成全体から生ずる「プリンセスホワイト」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得る。	2011-10022	不服
	非	合格祈願	32	本願指定商品「清涼飲料、果実飲料、ビール製造用ホップエキス」。本願商標は、絵馬と思しき図形の中に、「がんばれ受験生!」「合格祈願の」「ごうかくきがんの／ちからみず」「力水」の文字が書かれているものであって、特に、「合格祈願の」と「力水」の文字部分は、平仮名で書かれた「ごうかくきがんの／ちからみず」の文字とも相俟って、「合格祈願の力水」として、一体的に看取される場合も決して少なくないものというのが相当。	2011-14210	不服

(c) 二段商標

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
	非	VIKING	12	本願指定商品「カヤック・カヌー並びにその部品及び附属品」。本願商標の構成中の「KAYAK」の文字部分が、本願指定商品中の商品の名称を表す語であるとしても、視覚的にまとまりよく一体的に表された印象を与え、本願の指定商品は、その商品について精通した者によってそれなりの注意力をもって、取引がなされる実情にあることを併せて考慮すれば、構成中の「VIKING」の文字部分は、「KAYAK」の文字部分と一体的に認識される。	2011-4912	不服
	類	①  ② 	18 25	本願指定商品「バッグ、財布、傘、つえ、被服、帽子、ブーツ」他。本願商標は、上段の「LOTUS」の文字はすべて大文字、下段の「Hallmark」の文字は語頭の「H」以外は小文字で書かれている上に、それぞれの文字の大きさが異なることからすれば、両者は視覚的に分離して把握される。本願商標は「LOTUS」と「Hallmark」の各構成文字が、独立して自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものとみるのが自然である。	2009-650158	不服
タフマン CHANGE	非	チェンジ CHANGE	5 32	本願指定商品「薬剤、清涼飲料、果実飲料」。本願商標の構成各文字は、文字種が異なるものであるとしても、文字の大きさを同じくし、上下段の幅を同じくすることにより、構成全体としてまとまりよく一体的に表されているものであり、係る構成においては、「タフマン」の文字部分を捨象し、殊更、「CHANGE」の文字部分のみが着目されて取引に資されるというよりは、むしろ、構成全体をもってその指定商品の出所を表示する標章として認識される。	2010-20014	不服
	非		9	本願指定商品「液体の計量・混合・希釈・分離のための分析実験用理化学機械器具」他。長方形の中程に波線で鋸歯状に切り込みを入れて上下に切り離し、上部分を左にずらして上下互いに合致するように向き合わせ、上側の濃紺に塗りつぶした図形内に文字「STAR」を配し、下側の薄いオレンジ色に塗りつぶした図形内に濃紺で文字「LAB」を配した構成よりなり、構成各文字は同書・同大で、図形部分を併せ、外観上まとまりよく一体的に表されている。	2010-14372	不服
茶屋 cosme	非	コスメ COSME	3 18 21	本願指定商品「ガラス製又は陶器製の置物、化粧品」他。二字の漢字で書かれた「茶屋」の文字が「cosme」の文字より大きく表されているものの、両文字は、同じ書体で、同じ長さの幅に揃えられており、上下に表された文字の間隔も近く、外観上まとまりよく一体的に看取されるものであって、全体の文字から生ずる「チャヤコスメ」の称呼も、冗長とはいえず、よどみなく一連に称呼し得る。	2011-216	不服
茶屋 cosme	非	コスメ COSME	3 18 21	本願指定商品「ガラス製又は陶器製の置物、化粧品」他。二字の漢字で書かれた「茶屋」の文字が「cosme」の文字よりやや大きく表されているものの、両文字は、同じ書体であって、かつ、図形を介して、外観上まとまりよく一体的に看取されるものである。本願商標の全体の文字から生ずる「チャヤコスメ」の称呼も、冗長とはいえず、よどみなく一連に称呼し得る。	2011-217	不服
	非	PHILOSOPHY	25	本願指定商品「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物」。本願商標は、上下二段に表されており、文字の表示方法が異なるとしても、上段の文字と下段の文字は、同じ幅で表されており、薄い黄色で表された地色の四角形内に表されていることから、外観上まとまりよく一体に構成されたものであり、かかる構成にあっては、その構成全体をもって、一体不可分のものと認識、把握し、商取引に当たるものとみるのが自然である。	2011-6083	不服
TOHO CINEMAS CHANTER	類	chanter (標準文字)	16	本願指定商品「映画・演芸・演劇又は音楽に関する劇場用パンフレット・カタログ・カレンダー・ポスター」。本願商標は、上段に書かれた「TOHO CINEMAS」の欧文字は、下段に書かれた「CHANTER」の欧文字とは、書体が相違し、上段の文字は下段の文字の略二倍の大きさで書かれており、両者は、その二段併記の構成、書体の相違及び文字の大きさの相違から視覚上、分離して看取されるものである。	2010-19548	不服
EURO HOPS	非	HOP'S ホップス	32 33	本願指定商品「ビール、ビール風味の麦芽発泡酒」他。本願商標を構成する文字は、全て同書・同大で、左右両端がそろうように表されていることから、一体的なまとまりのあるものとして認識され得るものであり、また、その構成全体に相応する「ユーロホップス」の称呼も格別冗長といふべきものではなく、よどみなく一連に称呼し得る。本願商標は、その構成全体をもって特定の語義を有することのない一種の造語であると認識されるものである。	2010-27923	不服
TOCOM NEXT Commodity Index Market	非	NEXT ネクスト	36	本願指定役務「建物の管理、建物の売買」他。本願商標は、「TOCOM」「NEXT」の部分が、下から上に向かって、濃い青から薄い青に、徐々に色を薄めるように色合いが施されていることより、全体としてグラデーションが施されているように把握され、その上段と下段が一体となって相互に関連しているとの印象を看者に与える。さらに、文字全体から生ずる「トコムネクスト」の称呼も、格別に冗長といふべきものではなく、無理なく一連に称呼し得る。	2011-11041	不服

	類	① INSTALLATION インストール ② EZQuick	12	本願指定商品「自動車用ワイパーブレード、自動車用ワイパー、自動車のフロントガラス用ワイパーのブレード、自動車の部品及び付属品」。上部が黒塗り、下部が赤塗りされていること、「Easy」と「Quick」が上部に書かれ、「INSTALLATION」が下部に書されていることから、これらは視覚上分離して看取される。構成文字全体から生ずる「イージークイックインストール」の称呼は冗長であり、一部のみを捉え称呼する場合もあると判断するのが相当。	2010-9182	不服
	非		30	本願指定商品「穀物の加工品、サンドイッチ、菓子及びパン」他。赤色で表された「UNIQUE」の文字と、下部に表わされた赤色の横長のく形とが、文字部分のほぼ中央に位置する「Q」の文字の第二画の太線が直下に伸ばされることで、まとまりよく一体的に結合されており、く形内の中央に白抜きで、上段の文字と同じ書体で「PROJECT」の文字を表わしてなるから、需要者は、全体を一体不可分のものとして印象、記憶にとどめるとするのが相当。	2011-8024	不服
	非	LPGA	16	本願指定商品「紙類、ステッカー、文房具類」。文字部分は大小の差があるとはいえ、黒塗りの円形内に収まるようにバランスよく配されているものであって、全体としてまとまりよく一体的に構成されている。本願商標は、「LPGA」の文字部分のみを抽出して認識され、取引に資されるとみるよりは、構成全体をもって一体のものとして把握されたとみるのが自然。また、本願商標は、全体として「女子プロゴルフ協会のツアー」のごとき観念を生ずるものである。	2011-7997	不服
	非	ONLY オンリー	32	本願指定商品「北海道限定販売のビール」。「ONLY」及び「北海道」の文字は、長く伸びた「Y」の文字の幅の中に収まるようにバランスよく配されており、本願商標の上段及び中段に位置し、占める面積も他の構成要素に比べ大きく、位置及び大きさからして看者の注意を惹きやすいから、本願商標は、殊更に、「ONLY」の文字部分のみを抽出して認識され、取引に資されるとみるよりは、「ONLY」及び「北海道」の文字部分をもって一体不可分と把握される。	2011-14843	不服


(d) 文字の大小

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
	非	DIAMOND	7	本願商標の構成文字全体から「パワーシャープダイヤモンド」の称呼が生ずるほか、強く支配的な印象を与える「POWERSharp」の文字部分から「パワーシャープ」の称呼が生ずることはあっても、「diamond」の文字部分のみが殊更に着目され、「ダイヤモンド」のみの称呼をもって取引に資されるものとはいえない。	2011-12652	不服
	非	ESPRESSO エスプレッソ	34	本願商標において、「JET」は、黒色の肉厚で中央部分に顕著に描かれているのに対して、「Espresso」は小さく表されているうえ、薄い灰色のスリットを設けた模様を背景に、細字の灰色で表されていることも相まって、判然と認識し難いから、取引者、需要者に、本願図形と「JET」がいずれも商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるとしても、「Espresso」は、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえない。	2010-18781	不服
	類		43	引用商標構成中の図形部分と「やきやきや」、「羅羅亭」及び「炭火」の文字部分とは、常に不可分一体のものとしてのみ観察されなければならないとする特段の事情は認められないうえ、「やきやきや」及び「羅羅亭」の各文字は、上下二段に分離した記載からなり、また、文字の種類及び文字の大きさの相違から、視覚上、分離して認識し得るものであり、該文字全体から生ずる称呼も9音とやや冗長と認められるものである。	2010-11559	不服
	非	ファミリア	9 25 28	「GLADIATORIA」の文字は、本願商標に接する取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえる一方、「FAMILIA」の文字は「GLADIATORIA」の文字の上部に小さく細い文字で表されているため、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえない。	2011-2753	不服
	非	KENKO ケンコー	29 30	本願商標の構成中の「OKAZU」、「SALAD」の欧文字は、同書、同大、等間隔で上下二段にまとまりよく書されていて、本願商標のほとんどを占めるように配されていて、本願指定商品の出所を表示する標識として強い機能を有する。他方、構成中の「KENKO」の文字は、小さな欧文字で、目立たない色、場所に配されていて商品の出所を表示する標識としての強い印象を与えない。	2011-1262	不服

(e) 文字+図形

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
	類	PLUS	35	本願商標の構成中「PLUS」の文字部分は、独立して自他商品・役務の識別標識としての機能を果し得るものといえるから、他の構成部分と視覚上、分離して認識、把握される親しまれた「PLUS」の部分と分離・抽出し、取引に当たる場合もあるとみるのが相当であるから「PLUS」の文字部分に相応し「プラス」の称呼、「加えること、足すこと」程の観念を生ずる。	2011-5576	不服
	類	PLUS	35	本願商標の構成中「PLUS」の文字部分は、独立して自他商品・役務の識別標識としての機能を果し得るものといえるから、他の構成部分と視覚上、分離して認識、把握される親しまれた「PLUS」の部分と分離・抽出し、取引に当たる場合もあるとみるのが相当であるから「PLUS」の文字部分に相応し「プラス」の称呼、「加えること、足すこと」程の観念を生ずる。	2011-5577	不服
	類	PIYO	16	簡易、迅速をたつとぶ取引の実際にあつては、本願商標に接する取引者、需要者は、その構成中に顕著に表され印象に残る「ピ」及び「ヨ」の文字部分に着目して、当該文字部分をもって、取引に資することも決して少なくない。	2010-19345	不服
	類	PHOENIX	35	本願商標はその構成中の十字形の図形部分と「Phoenix」の文字部分とは、常に一体不可分のものとしてのみ観察しなければならない特段の事情は見出し得ないから、各々が独立して自他役務の識別標識としての機能を果し得るものである。	2010-12821	不服
	類	タフ T・A・F	25	本願商標は、「taf」の欧文字とその構成中の「a」と「f」の各文字の上部に一部重なるように図形を配した構成からなるものであるところ、当該図形部分は、文字部分の上方部に重なるように配されているものの、見る者にとって文字部分と分離して認識することができ、また、本願商標の構成中、当該文字部分は「taf」の文字として看取されるものであつて、独立して自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たすものといえる。	2009-11112	不服

2. 称呼上の一体性

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
アクアジェリーマトリックス Aqua Jelly Matrix	非	MATRIX	3	本願商標は、たとえその構成中の「アクア」「Aqua」及び「ジェリー」「Jelly」の文字（語）が、それぞれ「水」及び「ゼリー、ゼリー状のもの」の意味を有するとしても、かかる構成及び称呼においては、むしろ、「アクアジェリーマトリックス」「Aqua Jelly Matrix」の各文字全体をもって、特定の観念を生じない一体のものと認識されると判断するのが相当である。	2011-15694	不服
朝肌のための全部入り	非	朝肌	3	本願商標は、同書、同大、等間隔をもって外観上とままりよく表されており、これより生ずる「アサハダノタメノゼンブイリ」の称呼は、やや冗長であるとしても、無理なく一連に称呼することができる。また、一般に親しまれた観念を生ずるとまではいえない。更に、その構成中の「朝肌」の文字部分のみが出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとみるべき特段の事情は見出せない。	2011-5881	不服
eL Día  día del español	非	DIA	41	構成中の「eL DÍa」及び「día del español」の各文字部分は、独立して自他商品の識別標識としての機能を有する。そして、上記文字部分は、外観上、同書同大で、とままりよく一体的に表わされており、各文字部分から生ずる「エルディア」及び「ディアデルエスパニョール」の称呼も、よどみなく一連に称呼できる。	2011-650121	不服
BLACK CARD BENEFITS	非	ベネフィット	36	本願商標は「BLACK CARD BENEFITS」の文字を同書、同大で書してなり、構成全体として、とままりよく一体的に表わされているものであり、「BENEFITS」の文字部分は、後半部にあることも相まって格別、看者の注意を引くものとはいえない。さらに構成文字全体から生ずる「ブラックカードベネフィット」の称呼も格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼できるものである。	2010-19964	不服

ミュージックアルバムプラス	非	プラス	9 41 42	本願商標は「ミュージックアルバムプラス」と外観上まともよく一体的に表されており、特定の観念を生ぜず、これより生ずる称呼も格別冗長ではない。「ミュージックアルバム」「プラス」の二語とも商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるとはいえず、本願商標から「ミュージックアルバム」の部分を除き、後半の「プラス」の部分のみを分離、抽出して取引に資するという特段の事情を見出すことができない。	2010-10924	不服
ブリリアントセル Brilliant Cell	非	CYBER WHITE BRILLIANT CELLS (標準文字)	3	引用商標は、構成全体から生ずる「サイバーホワイトブリリアントセルズ」の称呼も、やや冗長ではあるものの、よどみなく一連に称呼し得るものである。かかる構成及び称呼においては、これに接する取引者、需要者が、殊更「BRILLIANT CELLS」の文字部分のみに着目するというより、むしろ、構成全体を一体のものとして認識、把握するとみるのが自然である。	2011-23406	不服

3. 観念上の一体性

(a) 一連名称

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
ユニヴァーサル法律事務所 (標準文字)	非		45	本願指定役務「訴訟事件その他に関する法律事務」。「ユニヴァーサル」のみの表記によって、弁護士としての業務を行うことは、通常は想定されないこと等に照らすならば、「ユニヴァーサル」の部分のみによって、指定役務の出所が識別されることは通常はないものと解するのが相当であって、「ユニヴァーサルハウリツジムショ」の称呼のみを生ずる。	2010-15007	不服
ハイム化粧品株式会社	類	ハイム HEIM	3	本願指定商品「せっけん類、歯磨き、化粧品、香料類」他。商号の商標は、その構成中の識別力が弱い部分を省略して称呼することがあるところ、この識別力の弱い部分については、会社の種類を表す語のほか、業種を表す語も含むものであるが、特に業種に当たる文字部分を省略し、残った文字部分のみで出所識別標識としての機能を有する場合は、業種に当たる部分を省略することがあるといえる。	2010-26961	不服
	非	TOWER	35	本願指定役務「電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」他。本願商標は、その構成全体に相当する「タワーミニ」の称呼のみを生じ、「タワーレコード(株式会社)の小型店舗」の意味合いを想起し得るものである。	2010-3168	不服
サラサラ生活向上委員会 (標準文字)	非	さらさら生活 (標準文字)	29 30 32	本願指定商品「食用魚介類(生きているものを除く)、肉製品、加工水産物」他。本願商標は、「サラサラ生活向上委員会」の文字を同書、同大、等間隔で外観上まともよく一体的に構成されているものである。「サラサラセイカツコウジョウイインカイ」の一連の称呼のみを生ずるのであって、単に「サラサラセイカツ」の称呼は生じないものである。	2011-7797	不服
駅ビル CoCoLo (標準文字)	非	こころ	36	本願指定役務「建物の管理、建物の貸借の代理又は媒介、建物の貸与」他。本願商標中の「駅ビル」は、「一部を駅舎施設、他の部分をデパート・ホテルなどとして使用するビルディング。」(「広辞苑 第六版」株式会社岩波書店)の意味を有するから、本願商標は、「駅ビル」と「CoCoLo」が一体化し、全体として、駅ビルの名称を表していると理解されるものとみるのが自然である。	2011-12663	不服
ユニヴァーサル法律事務所 (標準文字)	非		45	弁護士はその法律事務所に名称を付するときは事務所名称中に「法律事務所」の文字を用いなければならないとされていること、「ユニヴァーサル」のみの表記によって、弁護士としての業務を行うことは、通常は想定されないこと等に照らすならば、「ユニヴァーサル」の部分のみによって、指定役務の出所が識別されることは通常はないものと解するのが相当である。	平成 23 (行ケ) 10131	審決 取消
けんしんスマートカードローン	非	けんしん	36	本願商標は、「けんしん」、「スマート」、「カードローン」のいずれかが、出所識別標識としての機能を有する特徴部分であるということではできず、取引者、需要者は、一体のものとして認識、理解するものと解され、平仮名で表記された「けんしん」部分のみが役務の識別標識として強く支配的な印象を与える部分と認めることはできない。	平成 23 (行ケ) 10205	審決 取消

(b) 言葉の性質

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
LITTLE77 (標準文字)	非	LITTLE ACCESSORIES	3 18 25 35	本願指定商品「ジェル状浴用せっけん、かばん、バックパック、被服、履物」他。「LITTLE」の文字がこれに続く名詞等を修飾する語として一般に慣れ親しまれているものであることから、その構成中の「LITTLE」の文字部分のみが着目され、これが独立して自他商品又は自他役務の識別標識として機能し得ると認めるに足る事実も見いだせない。	2011-11886	不服
トリプルW	非	トリプル	3	本願指定商品「せっけん類、歯磨き、化粧品、香料類、つけまつ毛」。本願商標の構成文字は、同じ書体、同じ大きさで、軽重の差なく、各文字が全体としてまとまりよく配された構成からなることから、「トリプルダブリュー」の称呼が生じ、その構成文字に相応して、「3倍のW、3重のW、WWW」程の観念を生ずるものというのが相当である。	2011-6411	不服
トリプルM	非	トリプル	3	本願指定商品「せっけん類、歯磨き、化粧品、香料類、つけまつ毛」。本願商標の構成文字は、同じ書体、同じ大きさで、軽重の差なく、各文字が全体としてまとまりよく配された構成からなることから、「トリプルエム」の称呼が生じ、その構成文字に相応して、「3倍のM、3重のM、MMM」程の観念を生ずるものというのが相当である。	2011-6410	不服
	非	ZONE ゾーン	25	本願指定商品「被服、履物及び運動用特殊靴、帽子」。「ZONES」の文字は、「区域」の意味を有する親しまれた英語である「ZONE」の複数形であり、該語の前の文字と結合して、一連の熟語を形成する語であることからすれば、「5」の文字と「ZONES」の文字とは、観念上の繋がりが認められるものであり、「5つの区域」ほどの観念を生ずるものとみるのが相当である。	2011-650004	不服
20,000,000 fragments TWENTY MILLION FRAGMENTS	非	フラグメント FRAGMENT	25	本願指定商品「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装衣装、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」。「20,000,000」及び「TWENTY MILLION」は、「2千万」を意味し、「fragments」及び「FRAGMENTS」の文字は、「破片、断片、かけら」を意味する英語複数形であるから、「二千万個の破片」との意味合いを生ずる。	2011-188	不服
My Milk (標準文字)	非	My	5	本願指定商品「乳幼児の離乳育児用清涼飲料、乳幼児の離乳育児用果実飲料」他。「My」の欧文字は、「『私の』」の意。「-カー」「-ホーム」]、「Milk」の欧文字は、「牛乳」の意味（共に「広辞苑第6版」株式会社岩波書店 2008年1月11日発行）を有する平易な英語として、世人一般にその語意が理解されていることからすれば、両語からなる本願商標は、「私の牛乳」の一連の観念が生ずる。	2011-455	不服
Roomy's SHOP	非	ROOMY	25	本願指定商品「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、靴類（「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。）。アポストロフィとそれに続く「s」の文字は、英語の所有格を表すものとみるのが相当であるから、本願商標は全体として「ルーミー（さん）の店」程の観念を生ずるものであって、全体として観念上のつながりを有するものである。	2010-20616	不服
ぜんだまくん (標準文字)	非	善玉 (標準文字)	31	本願指定商品「野菜、果実、あわ、きび、ごま、そば、とうもろこし、ひえ、麦、米粉、もろこし」他。人名以外の語に、同輩及び同輩以下の人の氏名に添えて呼びかけとして用いられる「くん」「君」等の語を結合して擬人化する用法があり、このような場合、両語を分離すべき特別の事情がないときは、全体として擬人化された造語を形成したものと理解・把握される。	2010-24524	不服
ECOMO (標準文字)	非	エコモちゃん	7	本願指定商品「農業用機械器具、動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。）、風水力機械器具、芝刈機」。引用商標は、「エコモ」の片仮名と、しばしば人以外のものに付して愛称的にも用いられることのある「ちゃん」の文字とを、同じ書体、同じ大きさをもって「エコモちゃん」と一連に結合してなるものであることから、全体として一つの名称（愛称）を表したものと認識し、把握されるとみるのが自然である。	2011-3490	不服
梅酒日和 (標準文字)	非	日和 ひより ヒヨリ	33	本願指定商品「梅酒、梅酒をベースにしたカクテル」。たとえ、本願商標構成中の「梅酒」の文字部分が、果実酒の一種を示す普通名称、又は、商品の原材料を表す語であるとしても、構成後半部の「日和」の文字部分のみを分離抽出し、これをもって取引に資されるとみるよりは、むしろ、本願商標の構成文字全体をもって、一体不可分のものとして認識し把握されるとみるのが自然である。	2011-15468	不服

4. 識別力の強弱

(a) 識別力絡み

① 識別力絡み

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
	非	SILKY	32	本願指定商品「大豆入りの清涼飲料」他。「シルキーソイ」及び「Silky Soy」の文字部分は、一種の造語として看取されるものであって、殊更に、その構成中の「ソイ」及び「Soy」の文字部分を捨象し、「シルキー」及び「Silky」の文字部分のみをもって取引に資されなければならない特段の事情は見いだすことができない。本願商標は、その構成全体から「シルキーソイ」の称呼を生ずるものであって、「シルキー」のみの称呼は生じない。	2011-22235	不服
	非	スエヒロ本店	29 30 43	本願指定役務「飲食物の提供」他。まとまりよく表された本願商標にあっては、その構成中自他商品の識別力がないか弱い「SUEHIRO」の文字部分のみが着目、記憶されるというより、むしろその構成全体又は太字で顕著に表された「GINZA」「SUEHIRO」の文字部分に着目し記憶されるものと判断するのが相当である。	2011-21114	不服
ZOZOOUTLET	非	ZoZo	35	本願指定役務「小売・卸売役務」。本願商標は、同書、同大、等間隔で、外観上一体的にまとまりよく表されており、「ゾゾアウトレット」の称呼も、無理なく一連に称呼し得る。「OUTLET」の文字部分が、たとえ、「売れ残りや傷物を仕入れて安値で売る店」等の意味を有する語であるとしても、かかる構成にあっては、構成全体をもって一体不可分の造語を表したものと認識し、把握されるとみるのが自然である。	2011-10035	不服
マザービーフ	非	マザーフード Mother Food	29	本願指定商品「牛肉、牛肉製品」他。構成中の「フード」の語が、「食品、食物」といった意味を有する英語「Food」の発音の片仮名表記であるとしても、かかる構成においては、特定の商品又は商品の品質を具体的に表示するものとして直ちに理解できるものともいえず、むしろ、構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが自然である。	2011-10830	不服
DROP GLOSS ドロップグロス	非	DROP	3	本願指定商品「化粧品」他。本願商標は、同書、同大で、まとまりよく一体的に表わされているもので、「ドロップグロス」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得る。たとえ、その構成中の「GLOSS」「グロス」の文字（語）が「光沢を与える化粧品」の意味合いを有するとしても、かかる構成及び称呼においては各文字全体をもって、特定の観念を生じない一体のものとするのが相当である。	2011-12638	不服
	非	カレン	30	本願指定商品「イチゴを使用した菓子及びパン」他。本願商標は、外観上まとまりよく一体に構成されているものであり、該文字より生ずる「イチゴカレン」の称呼も一気一連に称呼し得る。「苺」の文字が本願指定商品の原材料として使用されることがあるとしても、特徴的な書体で表されている「苺」の文字部分を捨象し、殊更「かれん」の文字部分のみに着目して取引に資されるという格別の理由認められず、その文字全体に相応して「イチゴカレン」の称呼のみを生ずる。	2011-10170	不服
	非	JACK	9 18 25 35	本願指定商品「被服」他。本願商標の構成中「JACK LONDON」の文字は同書、同大でまとまりよく一体的に表されてなるもので、該文字から生ずる「ジャックロンドン」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得る。その構成中「LONDON」の文字が地名を意味するものであるとしても、「JACK LONDON」の文字全体で、特定の観念を生じない一種の造語と認識され、「JACK」の文字部分のみをもって取引に資するとみなければならない事情も見出せない。	2011-650139	不服
ナノフーズ	非	NANO なの	29 30	本願指定商品「穀物の加工品」他。本願商標は、外観上まとまりよく一体的に表されており、これより生ずる「ナノフーズ」の称呼も、比較的短い音構成であって、よどみなく一連に称呼し得る。そして、その構成中の「フーズ」の文字が、食品を取り扱う業種を表す語として使用されているとしても、かかる構成において「ナノ」の文字部分のみをもって取引にあたるとはいえず、全体をもって一体不可分の一種の造語を表わしたものとみるのが相当である。	2011-11092	不服
あいうえお PAD	非	あいうえお	28	本願指定商品「おもちゃ」他。本願商標は、同書、同大、同間隔で外観上、まとまりよく一体的に構成されているものであって、該文字部分より生ずる「アイウエオパッド」の称呼も格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼し得るものであり、殊更に、その構成中の「PAD」の文字を捨象し、「あいうえお」の文字部分のみをもって取引に資されることはないというべきである。	2011-11723	不服
PANORAMA ROSE パノラマローズ	非	パノラマ PANORAMA	3	本願指定商品「化粧品」他。本願商標は、その構成中の「ROSE」及び「ローズ」の文字が「ばら」を意味するとしても、かかる構成及び称呼においては、該文字部分が指定商品の品質、原材料を表示したものと認識されるというより、むしろ「PANORAMA ROSE」及び「パノラマローズ」の各文字全体をもって、特定の観念を生じない一体のものと認識されるとみるのが自然である。	2011-2514	不服

FABULOUS ROUGE ファビュラスルージュ	非	FABULOUS	3	本願指定商品「口紅」他。本願商標は、たとえその構成中「ROUGE」「ルーージュ」の文字(語)が「紅, 口紅, 頬紅」の意味を有するとしても、かかる構成及び称呼においては、看者をして該文字を商品の品質を表示したものと認識するというより、むしろ、「FABULOUS ROUGE」「ファビュラスルーージュ」の各文字がそれぞれ一体不可分のものと認識されるものと判断するのが相当である。	2011-14055	不服
 HAYAMA BonJOUR 葉山ボンジュール	非	ボンジュール Bonjour	30	本願指定商品「菓子及びパン」他。本願商標全体から生ずる称呼が、淀みなく一連にし得、その構成態様をも併せ見れば、看者をして、「HAYAMA」及び「BONJOUR」の欧文字からなる標章と、「葉山ボンジュール」の漢字及び片仮名文字からなる標章とを結合してなるものと理解、認識される。文字部分から直ちに地名としての「葉山町」が想起され、商品の産地等を表示したものととして認識されることまではいい難い。店名や商品名等として仏語が用いられ、「ボンジュール」の文字部分が格別強い自他商品識別力を発揮するともいい難い。	2010-27497	不服
 UchiCafé SWEETS	非	うちc@fe	30 32	本願指定商品「菓子及びパン」他。引用指定商品「コーヒーの小売・卸売」他。「SWEETS」の文字が、本願の指定商品中の一部の商品の意味する場合があるとしても、殊更に当該文字部分を捨象して、「UchiCafe」の文字部分のみに着目し、当該文字部分のみをもって取引に当たるものとは言い難い。本願商標は、構成文字全体をもって、一種の造語を表したものと把握、認識され、「ウチカフェスイーツ」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じない。	2010-28832	不服
Uchi Café SWEETS ウチカフェスイーツ	非	うちc@fe	30 32	本願指定商品「菓子及びパン」他。「SWEETS」「スイーツ」の文字が、本願の指定商品中の一部の商品の意味する場合があるとしても、殊更に当該文字部分を捨象して、「UchiCafe」「ウチカフェ」の文字部分のみに着目し、当該文字部分のみをもって取引に当たるものとは言い難い。本願商標は、その構成文字全体をもって、一種の造語を表したものと把握、認識され、「ウチカフェスイーツ」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じないものとみるのが自然。	2010-28833	不服
SKIN CHANCE スキンチャンス	非	チャンス	3	本願指定商品「化粧品」他。それぞれの文字は、同書、同大でまともよりよく一体。称呼も、よどみなく一連に称呼し得る。たとえ、その構成中に「肌」を意味する文字があったとしても、該文字部分が指定商品の品質、用途等を表示したものと直ちに認識されるとはいえないから、一体として認識、把握されるのが相当。また、需要者が、殊更「SKIN」及び「スキン」の文字を捨象する事情も見いだせない。	2011-2515	不服
江戸ハイボール	非	江戸正宗	33	本願指定商品「アルコール飲料」他。本願商標は、同書、同大、等間隔にまともよりよく書してなり、称呼もよどみなく一連。本件商標は全体として、「江戸のハイボール」程の一体的な意味合いを認識させるものである。一方、引用商標「江戸正宗」の構成中「正宗」の文字は、日本酒の俗称として広く知られているものであるが、該構成において、「江戸」の文字部分を要部とし、取引に資するものとも認められない。	2010-26530	不服
COM-FIT	非		10	本願指定商品「医療従事者用マスク」他。本願商標は、その構成中の「FIT」の文字が、指定商品との関係において、たとえ、「(大きさ・形が)ぴったり合う」の意味合いを想起させる場合があるとしても、かかる構成においては、これに接する取引者、需要者が、該文字部分を商品の品質等を具体的に表示するものとして直ちに理解するものともいい難い。	2010-22519	不服
PANTS STUDIO	非	Studio 312	25	本願指定商品「ズボン、パンツ」本願商標は、同書、同大で、軽重の差なく、外観上まともよりよく一体的に表されており、これより生ずる「パンツスタジオ」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得る。「PANTS」の文字が、本願の指定商品に通じる場合があるとしても、前記構成に係る本願商標に接する需要者等が殊更に当該文字部分を捨象して、「STUDIO」の文字部分のみに着目し、「STUDIO」の文字部分のみをもって取引に当たるものとは言い難い。	2010-24073	不服
SNIPE IRON	非		28	本願指定商品「アイアンゴルフクラブ」。本願は、「SNIPE」の文字部分のみに着目し、当該文字のみをもって取引に当たるものとは言い難く、一種の造語と認識される。	2010-16510	不服
UNIONSPECIAL	非		25 26	本願指定商品「被服」「ボタン類」。本願商標は、構成文字全体をもって、一種の造語を表したものと把握、認識され、特定の観念を生じないものとみるのが自然。需要者等が、殊更、「SPECIAL」の文字部分を捨象し、「UNION」の文字部分のみをもって取引に当たらなければならぬという格別の事情は見いだせない。したがって、本願商標は、その構成文字全体をもって取引に資されるものというのが相当である。	2010-16468	不服

AGE WHITE	非	AGE	3	本願指定商品「化粧品」他。本願商標は、その構成中「WHITE」の文字が「白、白色」を意味するとしても、かかる構成及び称呼においては、該文字部分が指定商品の色彩・品質を表示したものと直ちに認識されるとはいえない。本願商標は、その構成文字全体に相応して、「エイジホワイト」の称呼のみを生じ、かつ、特定の観念を生じない。	2010-22364	不服
Nalelu Silky	非		3	本願指定商品「化粧品」他。本願商標構成中の後半の「Silky」の文字が、「絹の(ような)；光沢のある；柔らかな；優美な」を意味する英語であるとしても、本願指定商品との関係において、直接的に品質を表示するものともいい難いものであるから、殊更に、前半部の「Nalelu」の文字部分のみが着目され、これをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成文字全体をもって取引される。	2010-27254	不服
アトリエブルックス ATELIER BROOK'S	非	ブルックス	11 37 41 42	本願指定商品「加熱器」他。抵触する引用指定役務は「小売卸売役務」。「アトリエ」及び「ATELIER」の文字は、「画家・彫刻家・工芸家・デザイナーなどの仕事部屋」を意味する語であるとしても、本願商標の構成においては、「アトリエ」及び「ATELIER」の文字部分を捨象し、「ブルックス」及び「BROOK'S」の文字部分のみに着目し、取引に資されるというよりは、その構成全体をもって、特定の意味合いを有しない一体不可分の造語として認識される。	2011-3778	不服
iAMOLED	非	アイアム	9	本願指定商品「コンピュータ用モニター」他。本願商標構成中の「LED」の文字が、指定商品との関係において、たとえ、「発光ダイオード」の意味合いを想起させる場合があるとしても、かかる構成においては、殊更に「LED」の部分等を省略して、「iAM」の部分のみに着目し、当該部分から生ずる称呼をもって取引に資されるというよりも、構成全体をもって、特定の観念を生じない一体不可分の造語を表したものと認識、把握し、取引に資される。	2010-28949	不服
ドルチェローズスクラブ DOLCE ROSE SCRUB	非	ドルチェ DOLCE	3	本願指定商品「化粧品」他。本願商標構成中の「ローズ」及び「ROSE」の文字部分が、「バラ、バラ色」の意味を有し、「スクラブ」及び「SCRUB」の文字部分が、「研磨剤として、種子や樹脂などの細粒を加えた洗顔料。」の意味を有するとしても、かかる構成においては商品の品質等を具体的に表示するものとして直ちに理解し得るものともいい難いところであるから、むしろ構成全体をもって一体不可分のものとして認識し、把握される。	2010-28983	不服
引き締めジンジャー	非	引き締め	29 32	本願指定商品「健康食品」他。本願商標構成中の「ジンジャー」の文字が指定商品との関係において、特定の商品の品質、原材料を具体的に表示するものとして、直ちに認識されるとまではいい難く、むしろ、構成全体をもって一体不可分のものと認識、把握し、取引に当たるとみるのが自然である。	2011-6650	不服
フタキム・サンドイッチの フタキムフランス	非	ぶたキム	30	本願指定商品「フランスパンを用いたサンドイッチ」本願商標の構成中、下段の「フタキムフランス」は、外観上まとまりよく一体的に構成されており、「フタキムフランス」の称呼も格別冗長なものでなく、よどみなく一連に称呼し得る。「フランス」の文字が、指定商品との関係において強い識別力を発揮する文字部分とはいえないとしても、かかる構成においては、その構成全体をもって一体不可分なものとして認識、把握し、取引に当たるといえる。	2011-6757	不服
Cedar System シーダ システム	非	Cedar	42	本願指定商品「電子計算機用プログラムの提供」他。上下段それぞれの各文字は、同書、同大で、外観上まとまりよく一体的に表されており、これより生ずる「シーダシステム」の称呼も格別冗長なものでなく、一連に称呼し得る。「System/システム」の語が、コンピュータ関連業界において「コンピュータシステム」を認識させる場合があるとしても、かかる構成においては、特定の役務の質を表示するものとして直ちに理解し得るともいい難く、その構成全体をもって一体不可分の一種の造語として認識、把握し、取引に当たる。	2011-6802	不服
活元茶 KATSU-GEN-CHA	非	カツゲン	30	本願指定商品「茶」。本願商標は、外観上まとまりよく一体的に表われ、構成全体から生ずる「カツゲンチャ」の称呼も、よどみなく一連に称呼できる。構成中の「茶」「CHA」の文字が指定商品の「茶」を理解させるものであるとしても、かかる構成態様においては、殊更、その構成中の「茶」「CHA」の文字を捨象し、「活元」「KATSU-GEN」の文字部分のみをもって取引に資するものとはいえず、構成全体をもって一体不可分のものと認識し、把握される。	2010-20967	不服
プレミアムウォッシュ	非	WASH α	25	本願指定商品「被服、運動用特殊衣服」。本願商標は「プレミアムウォッシュ」の文字を同書、同大、等間隔で、軽重の差なく、外観上まとまりよく一体的に表わされているものであって、これより生ずる「プレミアムウォッシュ」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得るものである。	2010-10170	不服

鯛車焼	非	鯛車	30	本願指定商品「鯛焼き」。本願商標は、「鯛車焼」の文字を同書、同大、等間隔に外観上まとまりよく一体に表わされていて構成全体から生ずる「タイグルマヤキ」の称呼も、よどみなく一連に称呼できる。構成中の「焼」の文字が指定商品との関係において「焼菓子」を理解させるとしても、かかる構成にあっては、殊更「焼」の文字を捨象し、「鯛車」の文字部分のみをもって取引に資するとは言い難く、構成全体をもって一体不可分のものと認識把握される。	2010-22781	不服
ROUGE CRYSTAL ルージュクリスタル	非	CRISTALLE クリスタル	3	本願指定商品「口紅、ほお紅」他。本願商標の構成中「ROUGE」「ルージュ」の各文字が「口紅、ほお紅」等の意味を有するとしても、該文字部分が商品の品質等を具体的に表示するものとして直ちに認識されとはいえず、これらの部分を捨象して「CRYSTAL」「クリスタル」の文字部分をもって取引に資するとみるべき特段の事情もない。	2010-19814	不服
古代牛	非	古代	29	本願指定商品「牛肉」他。本願商標は外観上まとまりよく一体的に構成されており「コダイウシ」と一連に称呼しうる。また、構成全体より「絶滅せずに生息している牛」程の観念が生ずる。本願商標は比較的短い称呼であって、全体より特定の観念を生じることから、構成全体をもって一体不可分の商標として理解、認識されるものである。	2010-23672	不服
ピュアボード	非	ピュア	19	本願指定商品「リノリウム製建築専用材料」他。本願商標は、その構成中の「ボード」の文字が「板」等を意味するとしても、かかる構成においては、該文字部分が本願商標の品質を表したものと直ちに認識されとはいえず、むしろ「ピュアボード」の構成文字全体をもって、特定の観念を生じないものと認識、把握されるとみるのが相当であり、本願商標からは「ピュアボード」の称呼のみ生ずる。	2010-11246	不服
旬彩くいだおれ市場	非	旬彩	35	本願指定役務「飲食料品の卸・小売」。本願商標は外観上まとまりよく一体的に表され、その構成文字全体から生ずる「シュンサイクイダオレイチバ」の称呼も、やや冗長であるが、よどみなく一連に称呼しうる。「くいだおれ市場」が「役務の提供場所」を表示する語であるとしても、本願商標から殊更「旬彩」の文字部分のみを抽出して観察しなければならぬ特段の理由は見いだせず、構成全体をもって一連の造語を表したものと看取、把握される。	2010-25319	不服
ピピットスタンプ PiPitSTAMP	非	びびっと	16	本願指定商品「文房具類」。本願商標は外観上まとまりよく一体的に表されている。その構成中の「STAMP」「スタンプ」が「ゴム印」の意味を有するとしても、同文字自体は、様々な語義を有するものとして知られており、本願商標は構成全体をもって一体不可分のものと把握されるとみるのが相当である。	2010-26215	不服
nanotowel	非	NANO	24	本願指定商品「タオル」。本願商標の後半の「towel」の文字が「タオル」を意味するとしても、前半の「nano」とは特に軽重の差を見いだすことができず、本願商標は構成全体をもって特定の意味合いを有さない造語であるといえ、「towel」の部分を捨象し、「nano」の部分に着目して取引に資するというよりは構成全体をもって取引されるというのが相当である。	2010-22300	不服
 アルムレンタカー	非	あるる	35 39	本願指定役務「広告（抵触役務）、自動車の貸与」他。本願商標は、その構成中の「レンタカー」及び「rentacar」の文字部分が「賃貸し自動車」を意味するとしても、引用商標の指定役務と抵触する、本願の指定役務中「自動車の貸与」以外の指定役務との関係においては、具体的な役務の質等を表すものといえないものであるから、構成全体をもって一体不可分の造語を表したものと認識し、把握されるとみるのが自然である。	2010-24533	不服
LIP BOOSTER	非	BOOSTER	3	本願指定商品「Cosmetics」他。本願商標構成中「LIP」の語が、「唇」を意味する語であるとしても、かかる構成においては、これが特定の商品又は商品の品質、用途等を具体的に表示するものとして、直ちに理解できるものとはいえず、また、他に「BOOSTER」の文字部分のみが独立して認識されるとみるべき特段の事情も見いだせない。	2010-650060	不服
リオンドットモビ	非	リオン RION	42	本願指定役務「携帯電話機又は電子計算機端末による通信を利用したコンピュータプログラムの提供」。本願商標は、「リオンドットモビ」の文字が、同書、同大、等間隔で外観上まとまりよく一体的に表されており、これより生ずる「リオンドットモビ」の称呼も淀みなく一連に称呼し得る。「ドットモビ」の文字部分は、「携帯電話などモバイル端末で利用されるトップレベルドメイン」の表示部分として認識させるものともいい難い。	2011-5728	不服

	非	PRISMA	28	本願指定商品「ダーツ用具」他。本願商標の構成中「Darts」が、投矢遊びを意味する語であり、本願の指定商品に通じるものであるとしても、本願商標に接する取引者、需要者が殊更に当該文字部分を捨象して、「Prisma」のみに着目し、当該文字部分のみをもって取引に当たるものとは言い難く、その他に本願商標中「Prisma」のみで取引に資されているというような取引の実情も見当たらない。	2011-11743	不服
	非	TANTO タント	30	本願指定商品「饅頭」。本願商標構成中の「饅頭」の文字部分は、本願指定商品の「饅頭」との関係において、和菓子の一種を示す普通名称であって、当該文字部分だけでは自他商品識別力が希薄であることは否定できないものの、本願商標は、強い印象を与える江戸文字の同書・同大・等間隔で、縦一行にまとまりよく一体的に表されていることから、「炭都」と「饅頭」の文字とは、特に軽重の差を見出すことができない。	2010-14311	不服
プリンスロール	非	PRINCE プリンス	30	本願指定商品「ロールケーキ」他。本願商標構成中「ロール」の文字が、「巻いて作ったものの称」を意味し、その指定商品との関係では、商品の品質、形状等を表す場合があるとしても、本願商標の係る構成においては、「ロール」の文字部分を捨象し、殊更、「プリンス」の文字部分のみが着目されて取引に資されるという格別の理由は認められず、構成全体をもって、その指定商品の出所を表示する標章として認識されるものとみるのが相当。	2011-7303	不服
うなぎの雅	非	雅 みやび	29	本願指定商品「うなぎの蒲焼」他。本願商標は、同書・同大・等間隔に外観上一体的に表されており、その構成全体から生ずる「ウナギノミヤビ」の称呼は、よどみなく一連に称呼し得る。本願商標にあっては、需要者等をして、「うなぎの」の文字と「雅」の文字とに分離し、「雅」の文字部分のみに着目するとみるべき特段の事情は見だし難く、構成全体をもって、特定の観念を生ずることのない一連一体の造語からなるものと認識して商取引に資する。	2011-7215	不服
	非	やんちゃ	29	本願指定商品「豚肉製品」。本願商標は、「やんちゃ」及び「豚」の文字並びに当該「豚」の文字を内包するように表された図形よりなるところ、これらを構成する各文字及び図形は、全て書風を同じくする筆書きで、等間隔、同じ色彩で表されており、全体として、外観上まとまりよく一体に構成されているものであり、該構成文字に相応して生ずると認められる「ヤンチャブタ」の称呼も、よどみなく一気一連に称呼できるものである。	2011-15691	不服
	非	TOYO	19	本願指定商品「プラスチック製雨樋」他。本願商標は、同書、同大、等間隔で、軽重の差なく、外観上まとまりよく一体的に表されているものであって、これより生ずる「トヨアマドイ」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得る。「雨どい」の文字が「軒先から雨だれをうけて流す細長い樋」の意味を有するとしても、かかる構成においては、需要者等をして、「トヨ」と「雨どい」とに分離し、該「トヨ」の文字部分のみに着目するとみるべき特段の事情は見だし難い。	2011-9618	不服

② 観念上の一体性

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
はなわのダリア	非	花和	31	本願指定商品「ダリアの苗」他。本願商標は、同書、同大、等間隔で外観上まとまりよく一体に表され、これから生じる「ハナワノダリア」の称呼も淀みなく一連に称呼し得る。観念については、「(生花または造花を輪の形に造った)花輪のダリア」の意味合い(観念)を想起させるとみるのが自然である。殊更、その構成中の「はなわ(の)」の文字部分のみをもって取引に資するというより、むしろ構成文字全体を一体のものとして認識するとみるのが相当である。	2011-20979	不服
クルミッ子	非	信濃の くるみっ子	30	「(ッ)子」の文字は、菓子業界においても、原材料名に結合して愛称とするための接尾語として広く使用されている。引用商標中、「くるみっ子」の部分は、クルミを愛称的に表したものであって自他商品識別力は強いものとはいえず、長野県(信濃)はクルミの産地として知られていることから「信濃のクルミ」について愛称を持って表したものと理解される場合も少なくないので、一連の称呼・観念のみを生ずる。	2010-8766	不服
はつこいれもん 初恋檸檬	非	初恋	30	本願指定商品「レモンを使用した菓子及びパン」。本願商標構成中「初恋」及び「檸檬」は、いずれも「さわやかな甘酸っぱい」イメージを想起させる場合も多いものであり、本願商標は、全体として「初恋のような檸檬」ほどの一体的観念を有する。「檸檬」が本願指定商品の原材料として使用されるとしても、本願商標は、構成文字全体をもって、一体不可分の商標として認識し把握される。	2010-28366	不服
発芽ブロッコリーの素材力	非	素材力	32	本願指定商品「発芽ブロッコリーを使用した清涼飲料」他。本願商標の構成は、同書、同大、等間隔で表わされ、これより生ずる「ハツガブロッコリーノソザイリョク」の称呼も、やや冗長であるが一連に称呼できるものであり、全体として「発芽ブロッコリーの素材としての力」のごとき意味合いを想起させる。	2011-13814	不服

緑黄色野菜の素材力	非	素材力	32	本願指定商品「緑黄色野菜を使用した清涼飲料」他。本願商標の構成は、同書、同大、等間隔で表わされ、これより生ずる「ハツガブロッコリーノゾイリョク」の称呼も、やや冗長であるが一連に称呼できるものであり、全体として「発芽ブロッコリーの素材としての力」のごとき意味合いを想起させる。	2011-13815	不服
金ごま美人	非	ごま美人	29 30	本願指定商品「金ごま油」他。引用指定商品「ごま油」他。本願商標「金ごま美人」の文字は、まとまりよく一体的に表わされていて、これより生ずる「キンゴマビジン」の称呼も、冗長というべきでなく、よどみなく一連に称呼し得る。構成中の「金ごま」の文字が、ごまの一種を意味するとしても、かかる構成・称呼においては指定商品の原材料を表示したものと認識されるというより、構成文字全体が一体不可分のものと認識されるといわなければならない。	2011-10208	不服
YAMAHA PERFORMANCE DAMPER ヤマハ パフォーマンス ダンパー	非	YAMAHA	12	本願指定商品「緩衝器」。前半の「YAMAHA」は、請求人が「二輪自動車」等に使用する商標及び同人の略称として需要者に広く知られており、後半の「PERFORMANCE DANPER」は同人に係る車体制振ダンパーに使用する商標として相当程度知られていることを総合的に考察すれば、本願商標は「ヤマハ（請求人）のパフォーマンス ダンパーという緩衝器」と観念され、その外観、観念を総合的に考察すると一体不可分として認識、把握される。	2010-27565	不服
朝からキムチ	非	朝から	29	本願指定商品「キムチ」。本願商標は、「朝からキムチ」の文字からなり、該文字は同書、同大及び等間隔でまとまりよく一体に表わされているものであって、該文字から生じる「アサカラキムチ」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得る。また、本願商標は、全体として「朝から（食べる）キムチ」のような意味合いを認識させるものである。	2011-11332	不服
漬物バトル	非	BATTLE	29	本願指定商品「野菜の漬物」他。本願商標の構成文字は、同書、同大、等間隔に外観上まとまりよく一体に表わされており、構成文字全体から生ずる「ツケモノバトル」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得るものである。そして、「漬物バトル」の文字からは、「漬物戦争、漬物対決」程の意味合いを容易に看取させ、その指定商品の分野における新聞記事又はインターネットの検索情報においても、前記意味合いで使用されていることが確認できる。	2011-11110	不服
美肌アクセス	非	ACCESS アクセス	3	本願指定商品「化粧品」他。本願商標中、前半の「美肌」の文字部分は、指定商品との関係においては、自他商品の識別力を有しないか、その識別力が弱いということができ、後半の「アクセス」の文字部分は「(・・・に)近づく方法。・・・に近づく。」等の意味を有する英語「access」の表音として我が国に親しまれた外来語であることから、本願商標は、構成文字全体として「美しい肌に近づく(方法)」程の一体的な意味合いを暗示させる造語と認められる。	2011-7664	不服
おでん道中	非	道中	29	本願指定商品「調理済みのおでん」。本願商標は、その構成中の「おでん」の文字が「田楽豆腐。(煮込田楽の略) 蒟蒻・豆腐・里芋・はんぺん・つみれなどを醤油味で煮込んだ料理。」の意味を有する一般に親しまれた語であり、また、「道中」の文字が「道の半ば。途中。たび。旅行。」の意味を有する平易な語であることから、その構成文字全体から、「おでんの旅」程の意味合いを理解させるものである。	2011-19113	不服

③ 品質表示語

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
MATURE Gabardine	類	MATURE マチュア	24 25 35	本願指定商品「被服」他。「Gabardine」の文字は、織物の一種である「ギャバジン」を意味し、本願指定商品との関係においては、商品の品質を表すものとして自他商品の識別標識としての機能を有するものとはいえない部分であり、これに加えて、本願商標は、全体として特定の意味合いを認識させるものであるなど、常に一体不可分のものとしてみなければならない特段の事情は認められない。	2011-2702	不服
Gabardine MATURE	類	MATURE マチュア	25 他	本願指定商品「被服」他。「Gabardine」の文字は、「ギャバジン（綾織り服地の1種）」の意を認識させる語と認められるものであり、本願商標に係る指定商品又は指定役務との関係からは、商品の品質又は役務の質等を表示する語であるといえるものであり、自他商品又は自他役務の識別標識としての機能を有するものとはいえない。	2010-22925	不服
MATURE Gabardine K.T	類	MATURE マチュア	25 他	本願指定商品「被服」他。「Gabardine」の文字は、織物の一種である「ギャバジン」を意味し、本願指定商品との関係においては、商品の品質を表すものとして自他商品の識別標識としての機能を有するものとはいえない部分であり、これに加えて、本願商標は、全体として特定の意味合いを認識させるものであるなど、常に一体不可分のものとしてみなければならない特段の事情は認められない。	2011-2701	不服

PREMIER ATSUGI	類	PREMIER	25	本願指定商品「被服（「和服」を除く。）。「PREMIER」と「ATSUGI」が結合されて一般に親しまれた熟語を形成する等、これらを常に不可分一体のものとして観察しなければならない特段の事情も認められない。「PREMIER」と「ATSUGI」とが、分離して観察することが不自然といえるほどに密接に結びついたものといえず、各々が、自他商品の識別標識として機能するものというべきである。	2010-29419	不服
PREMIUM ATSUGI	類	プレミアム PREMIUM	25	本願指定商品「被服（「和服」を除く。）。「PREMIER」と「ATSUGI」が結合されて一般に親しまれた熟語を形成する等、これらを常に不可分一体のものとして観察しなければならない特段の事情も認められない。「PREMIER」と「ATSUGI」とが、分離して観察することが不自然といえるほどに密接に結びついたものといえず、各々が、自他商品の識別標識として機能するものというべきである。	2010-29418	不服
VICTORY RED	類	VICTORY	18 28	本願指定商品「かばん類」他。本願商標に接する需要者等は、後半の「RED」の文字部分が単に商品の色彩を表す語として理解し、当該指定商品との関係において、自他商品の識別機能を有しない部分であるか極めて弱い部分であると認識するから、本願商標を構成する前半の「VICTORY」の文字部分を、自他商品の識別機能を果たす要部として認識し、商取引に資する場合も決して少なくない。	2010-3159	不服
FRANKIE'S The Sausage Bar	類	フランキー	43	本願指定役務「飲食物の提供」。本願商標構成中「The Sausage Bar」の文字は、「ソーセージを提供する酒場」程の意味合いを容易に認識させるから、その指定役務との関係においては、自他役務識別標識としての機能がないか、または、その機能が極めて弱い部分として認識される。需要者等は、前半部の全て大文字で書かれた「FRANKIE'S」の文字部分に強く印象を留め、これをもって取引に資する場合も決して少なくない。	2010-16181	不服
タマ200年住宅	類		37	本願指定役務「建築一式工事」他。本願の構成中「200年住宅」の文字は、その指定役務について使用したときには、これに接する需要者、取引者は、「長期優良住宅に係わる役務」であることを理解するとどまるというのが相当であるから、自他役務の識別標識としての機能を果たし得ないか、弱いものといわざるをえない。	2010-13276	不服
TAMA GROUP	類		37	本願指定役務「建築一式工事」他。「GROUP」の文字部分は、自他役務の識別標識としての機能を果たし得ないか、自他役務の識別標識としての機能を果たしたとしても、極めて弱い部分といわざるを得ない。簡易迅速を尊ぶ商取引の実際にあつては、需要者等は、独立して、自他役務の識別標識としての機能を果たし得ると認められる「TAMA」の文字部分に着目し、これより生ずる「タマ」の称呼をもって取引に資する場合も決して少なくない。	2010-13278	不服
メディカルレストラン	類	宅記メディカルレストラン	43 44	本願指定役務「宿泊施設の提供」他。引用商標は、漢字と片仮名文字という文字種の相違により、視覚上、「宅配」と「メディカルレストラン」に分離して看取される。さらに、構成中の「宅配」の文字は、その指定役務中「飲食物の提供」との関係では、単に役務の提供の方法を表示するにすぎず、自他役務の識別標識としての機能を果たし得ない。	2010-4402	不服
金印ドッグ	類		30	本願指定商品「ホットドッグ」。本願商標の構成中「ドッグ」の文字部分は、「ホットドッグ」の略称であり、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ない。「金印」の文字部分と「ドッグ」の文字部分は何ら観念的な結びつきがないので、本願商標は「金印」の文字部分が独立して自他商品識別標識としての機能を果たし、当該文字部分について観念及び称呼が生ずる。	2010-14135	不服
Idea Outlet アイデアアウトレット	類	idea	35	本願指定役務「小売卸売役務」。本願商標の構成中、「Outlet」及び「アウトレット」の各文字は、小売等役務における役務の提供の場所又はその取り扱いに係る商品の一販売形態（業態）を表示したものと容易に認識させるものであるから、本願商標中で自他役務の識別標識としての機能を果たす部分は、「Idea」「アイデア」の文字部分にあるといえる。	2010-24218	不服
ピュアのおいしい酢	非	ピュア	32 35	本願指定商品役務「食酢入り清涼飲料」「小売卸売」。本願商標の構成中の「おいしい酢」の文字部分は、「美味である酢」程度の意味合いを理解させるものとしても、本願商標の指定商品役務中、引用商標の指定商品と抵触する指定商品・役務との関係においては、自他商品・役務の識別標識として機能しないものとはいえない。（主な引用指定商品「ミネラルウォーター（29C01）」引用指定商品に「酢（31A02）」なし。）	2011-13507	不服

④ 普通名称

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
	非		10	本願指定商品「ステント並びにその部品及び付属品」。「ステント」は商品の普通名称であるので、本願商標からは「モモステント」の他、「モモ」の称呼も生ずる。両商標は称呼を共通とする場合があるとしても、外観・観念において相紛れるおそれがなく、本願指定商品が、専門性が高い医療器具であり、需要者等が商品の識別に当たり払う注意の程度を併せ考慮すれば、引用商標との関係において商品等の出所について混同を生ずるおそれはない。【但し、外観・観念を総合的に判断して、商標非類似】	2011-14017	不服
	非	長者 ちよおじや	30	本願指定商品「饅頭」。構成中の「長者饅頭」の文字は、同書体で、文字の大きさもほぼ同一といえることから、「長者」の文字部分が特に強調された体裁を有するものといえることはできず、本願商標からは「チョウジャマンジュウ」の称呼が生ずる。「饅頭」の文字は和菓子を示す普通名称だとしても、「男の老人」の図形と相まって、需要者に「長者（年長者）にちなんだ饅頭」程の観念を生じさせる。（本願商標は継続的に使用しているという事実あり。）	2009-18843	不服
THE PHILOSOPHER'S SUPPLEMENT 賢者のサプリメント	非	賢者	29	本願指定商品「健康食品」。本願商標の「THE PHILOSOPHER'S SUPPLEMENT/賢者のサプリメント」の各文字部分は、それぞれが一体不可分のものと認識され、「賢者の栄養補助食品」の観念が生ずるものとみるのが相当である。「SUPPLEMENT/サプリメント」の各文字部分が本願の指定商品について品質等を表す語であるとしても、その構成全体をもって一体不可分の一種の造語として認識、把握されるものとみるのが自然である。	2011-6625	不服
宇宙のくつ下	非	宇宙	25	本願指定商品「靴下」。本願商標を構成する各文字は、外観上まとまりよく一体的に表されており、これより生ずる「ウチュウノクツシタ」の称呼も格別冗長とはいえず、よどみなく一連に称呼し得る。そして、資料によれば、「宇宙のくつ下」の文字は、請求人の商品の「靴下」の名称として紹介されており、常に一体のものとして使用され、その靴下が販売されている事実が認められる。	2011-2501	不服
勝サブレ	類	勝カレーパン	30	本願指定商品「サブレ」。「サブレ」「カレーパン」の文字（語）は、引用商標の指定商品の普通名称であるから、該文字部分は出所識別標識としての称呼、観念は生じないものといえる。両者は、外観において「勝」の構成文字及び書体を、観念において「勝（勝利）」の観念を共通にし、さらに、称呼においても「カツ」「カチ」及び「ショウ」の称呼を生じる。「サブレ」と引用指定商品「カレーパン」とは類似の商品である。	2010-27539	不服
ハイム化粧品	類	ハイム HEIM	3	本願指定商品「化粧品」他。本願商標構成中「化粧品」の文字は、本願の指定商品にも含まれているもので、商品の普通名称を表示するものでもあることから、自他商品識別標識としての機能を有しないから、本願商標は、その構成中前半部の「ハイム」の文字部分が独立して自他商品識別標識としての機能を果たすと認められる。	2010-26960	不服
呼吸するブラ	類	呼吸する	25	本願指定商品「ブラジャー」。本願商標に接する需要者等は、本願商標構成中「ブラ」の文字部分が、商品「ブラジャー」を指称する語であり、当該指定商品との関係において、自他商品の識別標識としての機能を有しない部分であるか極めて弱い部分であると理解することから、本願商標を構成する「呼吸する」の文字部分を、自他商品の識別標識としての機能を果たす部分として認識し、商取引に資する場合も決して少なくない。	2010-10386	不服
ノビ楽	非	のびらくら	25	本願指定商品「男性用下着」。引用商標は、外観上まとまりよく一体的に表され、外観における統一感を有している。構成文字中の「ブラ」の文字が、その指定商品の略称であるとしても、外観上の統一感をもって表現された引用商標に接した需要者等が、殊更、「ブラ」の文字部分を省略するとは、言い難いものである。してみれば、引用商標は、その構成全体をもって一体不可分の造語として理解し認識されるとみるのが自然である。	2010-12256	不服
mame switch マメスイッチ	類	マメ MAME	9	本願指定商品「スイッチ」他。本願商標は、同じ書体でまとまりよく表されているとしても、「mame」及び「マメ」の文字部分が、需要者等に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるもの（要部）というべきであり、本願商標と引用商標との類否判断に際して、本願商標から「mame」及び「マメ」の文字部分を抽出することは当然に許されるべきものである。	2010-21710	不服
	類	maghook マグホック	25	本願指定商品「ベルト」他。本願商標構成中の「ウェア」「Wear」の文字は、「着るもの。衣類。服。」を意味し、本願指定商品との関係においては、商品の品質を表示するものとして、自他商品の識別力がないか、極めて弱い文字といえるものであるから、本願商標において自他商品の識別標識としての機能を果たす文字部分は、「マグホック」及び「MagHook」の文字部分にあるといえ、該文字部分に着目し、取引に資する場合も決して少なくない。	2010-14782	不服

ZERO AUDIO	非	XERO	9	本願指定商品「音響機械器具」他。本願商標構成中の「ZERO」は、「(数の) 零。(数・量・価値などが) 全く無いこと。」等を意味する英語であり、同じく、「AUDIO」は「音の録音・再生・受信。また、そのための音響装置。」を意味する英語であるものの、これらの語を組み合わせてなる本願商標にあつては、これを「ZERO」と「AUDIO」とに分離し、「ZERO」のみを抽出して観察すべき特段の事情は見いだし難く、構成全体をもって一連の造語として認識される。	2010-26141	不服
太陽のスフレ	類	太陽	30	本願指定商品「スフレ」。本願商標の後半の「スフレ」の語は、本願商標の指定商品の普通名称を表すものであるから、「太陽」の文字部分が自他商品識別標識として機能を果たし得るものと認められ、本願商標からは、その構成文字全体から生ずる「タイヨウノスフレ」の称呼のほか、「太陽」の文字部分から生ずる「タイヨウ」の称呼をも生じ、「太陽」の観念を生ずるものである。	2010-15158	不服
スクワモイスチャーミルク SQUA MOISTUREMILK	非	s・cure スクア	3	本願指定商品「化粧品」他。本願商標構成中の「モイスチャーミルク」及び「MOISTUREMILK」の文字部分は、化粧品における「乳液」などを表すものとして使用されている場合があるとしても、必ずしも、「乳液」の一般名称であるとははいえない。かかる構成においては、商品の品質等を具体的に表示するものとして直ちに理解し得るものともいい難く、むしろ構成全体をもって一体不可分のものとして認識し、把握される。	2011-3486	不服
黄金みょうが	類	黄金	29 31	本願指定商品「乾燥みょうが」他。本願商標の構成中「みょうが」の文字は、本願の指定商品の普通名称、又は原材料を表すものであるから、該文字部分は出所識別標識としての称呼、観念が生じないものといえ、また、その結果、本願商標は、その構成中「黄金」の文字部分が取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえることができる。	2010-23033	不服
PLASMA ESSENCE プラズマ エッセンス	類	プラズマ	3	本願指定商品「美容液」。本願商標は、上下段それぞれに1文字程度のスペースを有するものであるから、「PLASMA」と「ESSENCE」及び「プラズマ」と「エッセンス」とが視覚上分離して観察され得る。「ESSENCE」及び「エッセンス」の文字部分が「美容液」を表す語であり、同部分は自他商品識別標識としての機能を果たし得ず、前半部分の「PLASMA」及び「プラズマ」の文字部分から「プラズマ」の称呼及び「プラズマ、血漿、リンパ漿」の観念が生ずる。	2010-20308	不服

(b) 記号・符号

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
FACE-NT フェイスエヌティ	類	FACE フェース	9	該構成中の「NT」及び「エヌティ」の文字部分は、ハイフンで結合され分離して認識されることと相俟って、この種業界において、商品の品質、等級、品番などを表す記号、符号として用いられているアルファベット文字の1字又は2字の類型の一種として把握され、認識されるものであるから、自体自他商品の識別標識としての機能を果たすと認め得る「FACE」及び「フェイス」の称呼により取引にあたる場合が少なくないものと判断するのを相当とする。	2000-12294	不服
3D-QTOP	非	QtoP キュートピー	25	本願商標の構成においては、「QTOP」の文字部分のみに着目し、取引するとする特段の事情は見いだせず、本願商標は、「スリーディーキュートピー」の称呼を生じ、引用商標は、「キュートッピー」の称呼を生ずるので、両商標は外観、称呼及び観念のいずれにおいても非類似の商標である。	2011-19902	不服
アイシーナビゲータ IC-Navigator	非	ナビゲーター NAVIGATOR	9 42	本願商標は、「アイシーナビゲータ」の片仮名及び「IC-Navigator」の欧文字を二段に横書きしてなるところ、同じ書体、同じ大きさ、同じ色彩で、軽重の差なく、上下の文字部分の両端をもそろえて、外観上まとまりよく一体的に表されているものである。	2011-6990	不服
ALTER G	非	① アルタ ② ALTA	28	本願商標から生ずる「オルタジー」、「オールタジー」、「オルター」又は「オールタ」の称呼と引用商標1及び2から生ずる「アルタ」の称呼とは、その音数及び音構成の差異からそれぞれを称呼した場合、明確に聴別できる。	2011-650157	不服
アイキューコントロール iQCONTROL	非	CONTROLL	1 5	構成前半の「iQ」の文字部分は、原審説示の如く、商品の品番、型式などを表す記号・符号として認識させるものともいい難いものである。上段の「アイキューコントロール」の片仮名部分及び下段の「iQCONTROL」の欧文字部分をそれぞれ一体不可分のものと認識し把握するものとみるのが自然である。	2011-3080	不服

HC セルディ	非	セルビ	1	<p>「HC」の文字は、きわめて簡単で、かつ、ありふれた標章というべきであるから、自他商品の識別標識としての機能を果たす部分は、後半の「セルディ」にあり、該文字に相応して「セルディ」の称呼をも生ずるものである。</p> <p>【但し、「セルディ」の称呼と「セルビ」の称呼は非類似】</p>	2011-3189	不服
	類	ENERGY	28	<p>「100」の数字は「ENERGY」の文字と分離しており、単に数字として理解され、たとえ、同じ輪郭線の中にあつたとしても、格別に「ENERGY」の文字と「100」の数字が結びつき、何らかの意味合いを有するものとも認められない。そうとすれば、自他商品の識別標識として機能する部分は、中央に顕著に表された「ENERGY」の文字にあるというべき。</p>	2010-24384	不服
20,000,000 fragments TWENTY MILLION FRAGMENTS	非	フラグメント FRAGMENT	25	<p>「20,000,000」及び「TWENTY MILLION」は、「2 千万」を意味し、「fragments」及び「FRAGMENTS」の文字は、「破片、断片、かけら」を意味する英語複数形であるから、「二千万個の破片」との意味合いを生ずる。また、上段と下段が、同書、同大にて書され、全体としてもまとまり良く一体的。このような構成態様にあつては、殊更数字部分を省略して取引されることはないとするのが相当。</p>	2011-188	不服
	非	SMART	35	<p>本願商標の構成にあつては、これに接する取引者、需要者が、殊更に「C」の部分省略して、「Smart」の文字部分のみに着目するというよりは、むしろ、構成文字全体をもって、一体不可分の一種の造語を表したものと認識し、把握するとみるのが自然である。</p>	2010-18430	不服
MESSAGE	類	メッセージ F	16	<p>引用商標は、その構成中「F」の欧文字が、商品の規格、品番を表すための記号、符号として商取引上、典型的に使用される欧文字一文字の一つであつて、それ自体で自他商品の識別標識としての機能を果たすものではなく、当該「F」の欧文字と「メッセージ」の文字部分とは、取引者、需要者に与える印象、記憶において顕著な差異を有する。</p>	2010-28476	不服
NU BRILLIANCE	非	BRILLIAN	11	<p>本願商標前半部分の「NU」の文字が、ローマ字 2 字であるとしても、該文字部分を殊更省略し、後半部の「BRILLIANCE」の文字部分のみに注目して、単に「ブリリアンス」の称呼をもって必ず取引に当たるものとは考え難く、むしろ、その構成文字全体をもって一体不可分のものとして理解、認識し、一連の「エヌユーブリリアンス」の称呼をもって取引に当たるとみるのが自然である。</p>	2011-789	不服
MINT-X	非		16	<p>その構成中の「X」の文字は、ハイフンを介して結合されているものであつて、該文字はアルファベットの 24 番目の文字であるばかりではなく、「数学で未知数の符号。転じて、未知の物事。」(株式会社岩波書店 広辞苑第六版)を意味する語として、他の語と結びついて用いられることも少なくないものであるから、かかる構成においては、構成文字全体をもって一体不可分のものとして認識し、把握されるとみるのが自然である。</p>	2010-28859	不服
ICE 32	類	アイス AIS	1	<p>本願商標の構成中、数字の「32」が商品の規格、等級等を表わす記号、符号として取引上一般に使用される一類型というべきであり、構成中の「ICE」の欧文字と数字の「32」が常に不可分的に結合しているものと認められないことも相まって、「ICE」の欧文字が商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える。</p>	2010-20461	不服
プレシエント Prescient	非	CSK プレシエント	9 42	<p>引用商標は「CSK プレシエント」の各構成文字は、字種の異なるものの、各構成文字は、同書、同大、等間隔にまとまりよく構成されたものであつて、構成中後半の「プレシエント」部分のみが殊更に強く印象され記憶されて取引に資されるとすべき理由はなく、構成文字全体に相応した「シーエスケープレシエント」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得る。</p>	2010-19718	不服
R-CUBE	非	キューブ	9	<p>欧文字 1 字が商品の規格、型式等を表す記号、符号として用いられているとしても、本願商標のような構成においては、その構成全体をもって一体不可分の造語として認識、把握されるとみるのが自然であり、「CUBE」のみが独立して認識されるとみるべき格別の事情はない。本願商標は特定の観念を生ずることのない造語からなるものとみるのが相当であり、「アールキューブ」の称呼のみ生ずる。</p>	2010-19088	不服

X-PLANON	非	プラノン PRANON	5 10	本願商標の構成にあつては、殊更に前半部分の「X」の文字を省略して、後半部分の「PLANON」の文字部分のみに着目し、当該文字部分より生ずる称呼をもって取引に当たるといふよりも、その構成全体をもって一体不可分の造語として認識、把握し、商取引に当たるものとみるのが自然である。	2010-650019	不服
----------	---	----------------	---------	--	-------------	----

(c) ストロングマーク

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
ユニ・チャームヒューマンケア	非	HUMAN CARE ヒューマンケア	3	本願商標の「ユニ・チャーム」の部分は、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるのに対し、「ヒューマンケア」の文字部分は、指定商品「全身清拭剤、おしり洗浄液、その他の身体洗浄剤」との関係で自他商品識別標識としての機能が極めて弱いから、その機能を果たさないものとみるのが自然であるから、該文字部分が独立して取引に資されるものとは認め難い。	2011-21609	不服
ビューティエイジング Beauty Aging	非	カネボウビューティエイジング Kanebo BEAUTYIN AGING	3 30	引用商標の前半の部分は、本願商標と引用商標との抵触関係にある指定商品「化粧品」において、(株)カネボウ化粧品の商号の略称として周知であり、「カネボウビューティインエイジング」の称呼、または「カネボウ」の称呼が生ずるとしても、「ビューティイン エイジング」「BEAUTYIN AGING」の文字部分に相応する称呼を生ずることができない。	2011-12766	不服
Eppendorf Xplorer	非	XPLORE	9	本願商標の指定商品は「電子式及び科学用機器及び実験用機器、特に電子式ピペット」、引用商標の指定商品は「プラスチック加工の分野等における研究開発用の機械及び装置等」である。本願商標はやや冗長であるから、前半の請求人の商号の略称である「Eppendorf」の文字部分に着目し取引に資するものであり、後半「Xplorer」の部分をもって取引にあたるものとみるべき特段の事情は見いだせない。	2011-650126	不服
ネイチャーボディ NATURE BODY	非	Sanrio Nature & Body	3	引用商標をその指定商品中の「自然化粧品」や「ボディ用ソープ」等について使用した場合、これに接する取引者、需要者は「Sanrio」の文字部分に着目するから、引用商標は、「Nature&Body」の部分ごとさら抽出して、これのみが単独で取引に資されることはないものとみるのが相当であり、他に構成中の該部分のみが独立して認識されると見るべき特段の事情は見いだせない。	2010-9974	不服
 おいしい笑顔	非		5 29 30 32	本願商標の指定商品は食品全般であるが、請求人の出所標識として広く知られている図形と「おいしい笑顔」の文字を組み合わせる本願商標において、「おいしい笑顔」の文字部分のみを取り出して、これをもって取引に資するものとはいえない。構成中の「おいしい笑顔」の文字は、前記食品業界の実情に照らせば、自他商品の識別標識として機能を果たさないか、あるいは極めて弱いものとみるのが自然である。	2010-27929	不服
	非		5 29 30 32	本願商標の指定商品は食品全般であるが、本願商標からは「イチニチジュウオイシイエガオ」の一連の称呼が生ずるものであり、「オイシイエガオ」の称呼は生じないとみるのが相当である。一方、引用商標権者の代表的な出所標識として広く知られている図形と「おいしい笑顔」の文字を組み合わせる引用商標において、「おいしい笑顔」の文字部分のみを取り出して、これをもって取引に資するものとはいえない。	2010-27930	不服
Rolls-Royce Phantom	非	PHANTOM	12	本願商標は、一般に広く知られている「Rolls-Royce」の語が、本願商標に接する取引者、需要者に対して指定商品である「自動車」等の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえる。本願商標は、殊更一般に広く知られている「Rolls-Royce」の文字を捨象し、「Phantom」の文字のみを分離抽出して、これより生ずる称呼及び観念をもって取引に当たるといふのは不自然というべきである。	2010-21286	不服
ロールス・ロイス ファントム	非	PHANTOM	12	本願商標は、一般に広く知られている「ロールス・ロイス」の語が、本願商標に接する取引者、需要者に対して指定商品である「自動車」の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえる。本願商標は、殊更一般に広く知られている「ロールス・ロイス」の文字を捨象し、「ファントム」の文字のみを分離抽出して、これより生ずる称呼及び観念をもって取引に当たるといふのは不自然というべきである。	2010-21298	不服
	非	おいしさふれあい	29	本願商標の構成にあつては、図形部分及び「SONTON」の文字部分が指定商品である「冷凍果実、加工野菜及び加工果実」等の自他商品の識別標識として機能するというのが相当であつて、「おいしさふれあい」の文字部分は、「SONTON」の文字部分に従属するものとして認識されるにとどまり、該文字部分のみが独立して認識されるとみるべき特段の事情はない。	2010-21295	不服


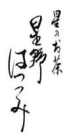
	非	サンド	29 30	本願商標の図形と「紀文」の文字からなる部分は、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与え、「サンド」の文字は指定商品「はんぺん、魚肉練理製品」との関係で自他商品識別標識としての機能が極めて弱いか、その機能を果たさないものであるから、該文字部分が独立して取引に資されるものとは認め難いものである。	2011-9950	不服
オキハムポキポキ	非	Poki Poki	29	本願商標中の「オキハム」の文字は請求人の略称であり、かつ、請求人の取扱商品に係る代表的な出所識別標識として使用されていることがうかがわれる。加えて、当該「オキハム」の文字が本願の指定商品「肉製品」との関係において出所識別標識としての機能がすることを妨げるような格別の事情は見いだせない。	2012-13	不服
	非	スイートリップス SWEET LIPS	30	本願商標の上段の「Eitaro」は、請求人の略称と容易に認識され、強い出所識別力を有し、上段部分全体「あめやえいたろう」は、請求人のあめ菓子に係る商標ないし店名として使用されている。下段「Sweet Lip」が、上段の「Eitaro」の文字部分に比して取引者、需要者に対し指定商品「菓子及びパン」の出所識別標識として強く支配的な印象を与えとはいえない。	2011-14845	不服
	類	京葉シーサービスのまごころ弁当	30	引用商標は、その構成中「京葉シーサービス」（引用商標権者の略称）が出所を表示し、そして、「まごころ弁当」が商品「べんとう（弁当）」についての個別商標を表示する文字として認識されるものであるから、「まごころ弁当」の文字部分のみで、自他商品識別標識としての機能を十分に果たし得る。	2011-320	不服
	非	① アイテック株式会社 ② ITEC	42	「i-TEC」は指定役務「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」等との関係で識別力の強い印象を与えない。「阪急阪神」は阪急阪神グループの略称であり、特に強い印象を与える。本願商標においては「アイテック 阪急阪神」の文字部分が一体として把握され、「i-TEC」「アイテック」の部分だけを抽出して他人の商標と類否を判断するのは相当ではない。	平成 23(行ケ) 10004	審決 取消

(d) 識別力弱+識別力弱

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
モイスマー ドライヤー	類	MOISTURE モイスマー	11	その構成中の「ドライヤー」の文字部分は、商品の品質を表したものと理解、把握するものであるから、該文字部分は、自他商品の識別力を有しないか、極めて弱いものというのが相当であって、本願商標の自他商品識別機能を果たす部分は、「モイスマー」の文字部分にあるというべきである。	2008-19215	不服
	非	くるりんボール	28	「くるりん」の文字は、指定商品との関係においては、自他商品の識別標識としての機能が比較的弱いものである。そして、「ボール」の文字が、その指定商品の品質を表すものであるとしても、かかるまとまりのよい構成においては、「くるりん」の文字部分のみをもって取引にあたるには言い難く、全体をもって一つの商標として認識されるというべきであって、一体不可分の一種の造語を表したものとして認識、把握されるとするのが相当である。	2010-22451	不服
デオコロン	非	デオ	3	たとえ本願商標構成中の後半の「コロン」の文字が、本願の指定商品中の「オーデオロン、その他の香水」との関係において、原審説示の意味合い（「オーデオロン」の略）を有するものであるとしても、前半の「デオ」の文字とは、特に軽重の差を見出すことができないものであるから、構成全体をもって特定の意味合いを有しない造語からなるものとみるのが相当である。	2010-28773	不服
スーパー ジャックポット SUPER JACKPOT	非	JACK POT	28	本願商標の構成中の「ジャックポット」の片仮名は、例えば、「コンサイスカタカナ語辞典第3版」において、「スロットーマシーンなどの大当たり」、同じく「JACKPOT」の欧文字は、例えば、「ランダムハウス英和大辞典第2版」（株式会社小学館発行）において、「(ビンゴ・クイズ・スロットマシンなどの) 特賞、大当たり」との意味を有する語として、それぞれ記載されており、本願の指定商品において、いずれも自他商品の識別標識としての機能は弱い。	2010-6973	不服
オーガニック金箔	非		3 30	本願商標を構成する「オーガニック」及び「金箔」の文字は、本願指定商品との関係からすれば、商品の品質、原材料を表示する語として捉えられ、自他商品の識別標識として機能し得ないから、本願商標においては、その構成中のいずれかの文字部分のみが着目され記憶されることなく、外観上まとまりよく一体に表された「オーガニック金箔」の構成文字全体が、一種の造語として、取引者、需要者に認識、把握される。	2011-8644	不服

モイストミルクィバス	非	ミルクィバス	5	本願商標を構成する「モイスト」、「ミルクィ」及び「バス」は、本願指定商品との関係で、商品の品質、用途を表示する語として捉えられ、自他商品の識別標識として機能し得ないか又は極めて弱いから、本願商標においては、その構成中のいずれかの文字部分のみが着目され記憶されることなく、外観上まとまりよく一体に表された「モイストミルクィバス」の構成文字全体が、一種の造語として、取引者、需要者に認識、把握される。	2011-9149	不服
	非		35	本願商標構成中「BEST BUY」は、「いちばんのお買い得品」の意味（「小学館ランダムハウス英和大辞典〈特装版〉」株式会社小学館）を有する語であって、指定役務との関係で、必ずしも「BEST BUY」の文字部分のみが識別力が強いということとはできない。本願商標中「mobile」の部分は、「mobile」を表したものと認識され、本願商標からは、全体より「いちばんのお買い得の携帯用のコンピュータ端末機器」の如き意味合いが認識される。	2010-19837	不服
	非	ベビーカフェ、BABYCAFE	18 43	本願商標は、同書、同大、等間隔で、外観上まとまりよく一体的に書かれており、該文字から生ずる「トキョウベビーカフェ」の称呼も、冗長とはいえ、よどみなく一連に称呼し得る。加えて、「乳幼児連れの親子を対象としたカフェ」を「ベビーカフェ」と指称している店舗が存在することからすれば、本願商標の構成中の「baby cafe」の文字は、識別力の弱い文字部分ともいえるものである。	2010-24305	不服
ぶるぶるアミノ酸	非	プルプル ぶるぶる	29	本願商標の構成中「アミノ酸」の文字部分が本願指定商品の主成分を表したものであるとしても、本願商標は外観上まとまりよく一体的に表されており、「プルプルアミノサン」とよどみなく一連に称呼しうる。また、「ぶるぶる」の文字部分は指定商品との関係では自他商品識別標識としての機能が弱く、本願商標は構成全体を持って一体不可分の造語として認識されるものであり、「プルプルアミノサン」の称呼のみ生ずる。	2010-27947	不服
ぶるぶる ウォーター	非	ぶるぶる	32	該構成文字はそれぞれ同書、同大、等間隔でまとまりよく一体的に表されてなるもので、該構成文字全体から生じる「プルプルウォーター」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得る。一般に自他商品の識別力がないか又は弱いもの同士がまとまりよく一体的に表されている商標においては、その構成中のいずれかの文字のみが着目され、記憶されることはなく、全体が一体不可分のものとして取引者、需要者に認識されると判断するのが相当である。	2011-13927	不服
CHEEK BLOSSOM チークブロッサム	非	ブロッサム	3	本願商標を構成する「CHEEK（チーク）」と「BLOSSOM（ブロッサム）」の文字部分は、前者が「頬」など（「ジーニアス英和大辞典」株式会社大修館書店発行）、また、後者が「花、開花」など（同）を意味する語として、化粧品分野でよく使用される語といえ、それぞれの意味においても軽重の差は見いだせないから、「CHEEK BLOSSOM（チークブロッサム）」の構成文字が一体のものとして理解、認識される。	2011-3634	不服
ゼロカクテル	非	ZERO	33	本願商標構成中「カクテル」の文字は、「ウイスキー・ブランデー・ジン・ウォッカ・リキュールなどの洋酒をベースとし、シロップ・果汁・炭酸飲料・香料・氷片などを調合した混成酒」（広辞苑第六版）を意味するものであるが、「ゼロ」の文字も数字「0」の表音を片仮名で表したものであって、両者の自他商品の識別力は、いずれも弱いものといえる。	2011-13340	不服

(e) 権利否定

本願商標	類否	引用商標	区分	備考・ポイント	審判/判決番号	種別
	非	Turbo.264	9	本願指定商品「電子応用機械器具及びその部品、電子計算機、他」。本願商標構成中、「TURBO」の文字は、電子計算機ないしコンピュータソフトウェアの分野において、データ処理速度が速いことを表すべく用いた語として理解する場合も少なからずあり、「TURBO」の文字のみを分離、抽出して取引に資することはないので、構成全体をもって一体的に把握され、本願商標から「ターボ」の称呼は生じない。	2011-13903	不服
初摘み	非		30	本願指定商品「じゃがいも又は小麦粉を主原料とするスナック菓子、他」。引用商標構成中の「はつつみ」の文字は、「茶、茶を加味した菓子及びパン…」との関係において、「初摘み茶」を容易に理解させるものであるから、その指定商品の品質・原材料を表示する部分と認められるので、自他商品の識別標識として機能し得ないか又は極めて弱いものとみるのが自然である。	2011-18903	不服
スターバックスリザーブ STARBUCKS RESERVE	非	リザーブ RESERVE	30	本願指定商品「コーヒー及びココア、茶、菓子及びパン、コーヒー豆、他」。「リザーブ」「RESERVE」の文字は、飲食品等の分野においては、「貯蔵品、取り置き」等の意味があり、これが転じて「とっておきの」「高級品」という程の意味合いを表す語と認められるものであって、自他商品識別力の弱い語と認識されるものである。よって、本願商標は、「リザーブ」のみの称呼は生じないというべきである。	2011-18483	不服

リフトディレクション ナイトパッチ	非	ナイトパッチ	3	本願指定商品「夜用のパッチ状化粧品、夜用のパッチ状薬用化粧品」。「ナイトパッチ」の文字は、化粧品を扱う業界において、夜専用の目元や口元のハリ、保湿等に集中的に効果を与える貼って使用する（パッチタイプ）化粧品を指称するものとして普通に使用されているから、自他商品の識別標識としての機能が得ないか又は極めて弱いものとみるのが自然であり、該文字部分が独立して取引に資されるとは認めがたい。	2011-18608	不服
	非	アイドルストップ	12	本願指定商品「二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び付属品、他」。「アイドルストップ」は、「自動車やオートバイが無用なアイドルリングを行わないこと」を意味する「アイドルリングストップ」の同義語として、一般に使用されている語と認められるものであって、自動車などの機能や性能としての商品説明に品質表示として普通に使用されている実情が認められる。	2011-17116	不服
Advanced Stabilization OPC (横一連)	非	OPC	9	本願指定商品「プリンター用…これらの複合機用のプリンター機能・スキャナー機能及びファクシミリ機能付き電子複写機用感光体ドラム」。本願商標の構成中、「OPC」の文字部分は、指定商品との関係において、「有機光電導体」を表す「organic photo conductor」の略語として使用されているものであって、商品の品質を表示した文字部分であることから、該文字部分からは、出所識別標識としての称呼、観念は生じない。	2011-12976	不服
 きんし井	非	きんし井	30 43	本願指定商品「玉子焼きを載せたうなぎ丼又はうなぎ丼、他」。本願商標構成中「きんし井」は、「錦糸玉子を用いた丼」の意味合いを認識させ、特に関西地方では、「錦糸玉子を用いたうなぎ丼」として使用されている実情が認められることからすれば、「きんし井」の文字部分は、自他商品役務の識別標識としての機能が極めて弱い、あるいは機能を果たさない。	2011-13882	不服
	非	LEADER リーダー	9 35	本願商標構成中、「Reader」は、引用商標と類似する本願指定商品「電子書籍用携帯端末、電子書籍を閲覧するための電子計算機用プログラム」の分野においては、電子書籍を読むことができる端末が「電子ブックリーダー」「電子書籍専用リーダー」のように称されている実情があるので、該指定商品について使用するときは、自他商品の識別力がないか弱い語として認識されているものというべきである。	2011-11565	不服
	非	ECO	9 42	本願商標構成中、「eco」は「環境に配慮すること」等を意味する英語「ecology」の略語として一般に知られるに至っており、本願指定商品等を取り扱うエネルギー関連分野においても、「エコ電力」のように、その意味に即した内容を表示するものとして一般に用いられているのが実情である。「eco」の文字部分から該商品又は役務が環境に配慮したものであることを想起することがあると心得る。	2011-650089	不服
ARTISAN SARA CA	非	SARAÇA COLLECTION	25 35	本願指定商品「更紗を用いた被服、他」。本願商標構成中、「SARACA」の文字は、「更紗を用いた被服」等との関係において、「人物・鳥獣・花卉など多種の多彩な模様を手描きあるいは木板や銅板を用いて捺染めした綿布」である「更紗」の語源となった文字と認められることから、当該文字は、自他商品等の識別力がないか、あるいは極めて弱いものである。	2011-6155	不服
IDS-eDShare	非	I D S	35 37 38 39 40 42	「IDS」の文字は、「侵入検知システム (Intrusion Detection System)」を意味し、「ファイアーウォールによる防御に加え、サーバーへの不正アクセスを事前に監視することで、より安全性の高い管理を実現できる」とされる語であるから、「電子通信 (放送を除く。)」 「電子計算機」のプログラムの設計・作成又は保守、電子計算機の貸与」等との関係においては、自他役務の識別標識としての機能は格別には強くないといえる。	2010-029088	不服
IDS-ODShare	非	I D S	35 37 38 39 40 42	同上	2011-002737	不服
AH PLUS	非	プラス	5	本願指定商品「薬剤」。「PLUS」・「プラス」の語は、ある商品等に付され、連続性をもつ一連の商品のうちの1つとして、一連の商品の他の商品と比較し、「そのほかに何か加えた」程の意味合いを持たせ、その商品のうちで差別化する語として商品の品質などを表すものとして取引上普通に使用されているということが出来るので、自他商品の識別標識機能が弱いというのが相当である。	2010-20883	不服

巨峰リッチ	非		32	本願指定商品「巨峰果汁入り清涼飲料, 巨峰果汁入り果実飲料, 巨峰果汁入り乳清飲料」。本願商標からは「キョホウリッチ」の称呼のみが生じ, 「キョホウ」の称呼は生じず, その他, 「巨峰」の文字部分のみが独立して認識されるとみるべき特段の事情は見いだせない。	2010-23264	不服
高貴牛黄清心元	非		5	本願指定商品「牛黄を配合してなる薬剤」。「牛黄清心元」は, 「牛黄」を主成分とした漢方薬で, 特に韓国では「薯蕷丸(しよがん)」を加えて常備薬として使用されており, 日本においても漢方薬を取り扱う多数の店において, 「牛黄清心元」の表示で販売されているから, 現在では本願指定商品との関係で, 商品の品質を表示するものと認識され, 自他商品識別標識としての機能を果たさないか, あるいは極めて弱い。	2010-23954	不服
	非	そのまんまゆず	30	本願指定商品「形状を残したゆずの皮を使用した菓子及びパン」。食品を取り扱う業界においては, 素材の形状がそのまま残っている商品を表すものとして, 素材の名称に「そのまんま」の文字を冠した「そのまんま○○」の文字が普通に使用されているから, 本願商標構成中「そのまんま」「そのまんまゆず」の文字部分は, その指定商品との関係において, 自他商品の識別力が無いか弱いものとみるのが自然である。	2011-9168	不服
サントリー 世界のハイボール	非		33	本願指定商品「ウイスキー等の蒸留酒類を炭酸で割ったカクテル」。本願商標構成中, 「世界のハイボール」の文字は, 「世界各国のウイスキーなどをソーダ水などで割ったハイボール」程の意味合いを想起し, 需要者・取引者をして, 商品の品質を表示したものとして理解し, 認識するものであるから, 自他商品の識別標識としての機能を果たさないか又は極めて弱いものとみるのが相当である。	2010-27588	不服
THE SOHO ザ ソーホー	非		36	本願指定役務「建物の管理, 建物の貸与」他。本願商標中, 「SOHO」及び「ソーホー」の文字は, 「パソコンやネットワークを活用して, 自宅や自宅近くの小規模のオフィスで仕事をする形態」を意味し, 本願指定役務分野では, 「SOHO」(ソーホー)用の物件を表すものとして使用されている実情が見受けられるから, 自他役務の識別標識としての機能がないか, あったとしても極めて弱いものである。	2011-5835	不服
スマイルコスメティック アフターランチ	非	アフターランチ AFTER LUNCH	3 21	本願の指定商品中には, 昼食後にも習慣的に行う歯磨きや化粧直しに使用する, 歯磨き, 歯ブラシ, 電気式歯ブラシ, 口紅などの商品が含まれる。「アフターランチ」からは, 「昼食の後」の意味を容易に看取り得るから, 商品の使用の時期, 用途などの商品の品質を表示するものとみる余地もあるというのが相当である。よって, 本願商標中, 「アフターランチ」部分だけを引用商標と比較してその類否を判断することは許されない。	2011-15228	不服
	非		30	本願指定商品「だし入りみそ, その他のみそ」。本願商標の構成中「サッとみそ汁」の部分は, いずれも「短い時間でみそ汁を作れる」程の意味合いを容易に理解, 認識させるものというべきであるから, 本願の指定商品の効能, 効果を表したものというべきであって, 各商標において該文字部分は自他商品の識別機能を果たし得ないものというのが相当である。	2011-18537	不服